
第3期
南会津町子ども・子育て支援事業計画



令和7年3月
南 会 津 町

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景.....	1
2 計画策定の趣旨.....	2
3 計画の位置づけ.....	3
4 計画の期間.....	3
第2章 こども・子育てを取り巻く現状	4
1 人口等の推移.....	4
2 教育・保育に関する状況.....	7
3 家庭を取り巻く状況.....	11
4 アンケート結果の概要.....	12
5 子育てみらいワークショップ.....	42
6 第2期事業計画の評価.....	43
第3章 計画の基本的な考え方	45
1 計画の基本理念.....	45
2 計画の基本目標.....	46
3 施策の体系.....	47
第4章 基本目標ごとの取組	48
基本目標Ⅰ みんなで子育てを支え、相談しやすいまちづくり	48
1 地域における子育て支援サービスの充実.....	48
2 みんなで子育てを支援する環境づくりの推進.....	49
基本目標Ⅱ 安心して子育てできるまちづくり（南会津町子ども貧困対策計画）	49
1 親と子の健康の確保と増進（南会津町食育計画）.....	49
2 子育て家庭への各種サービスの充実.....	51
3 援助を必要とするこどもや家庭への支援.....	52
4 子育て家庭への経済的な支援.....	55
5 放課後児童対策・居場所づくりの充実.....	56
基本目標Ⅲ こどもをのびのび育てられるまちづくり	56
1 次代の親の育成.....	56
2 心豊かなこどもを育む活動の充実.....	57
3 こどもの安全の確保.....	58
第5章 子ども・子育て支援事業	59
1 子ども・子育て支援事業計画.....	59
2 推計児童人口.....	59
3 教育・保育提供区域の設定.....	60
4 子ども・子育て支援サービスの概要.....	61
5 教育・保育の量の見込みと確保方策（各年4月1日）.....	63
6 地域子ども・子育て支援事業量の見込みと確保方策.....	65
7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保.....	80
8 教育・保育の一体的提供の推進.....	81

第6章 計画の推進に向けて	82
1 推進の体制.....	82
2 計画の進捗状況の管理と評価.....	82

【こどもと子ども表記について】

「こども」の表記は、こども基本法にならい、原則として「子ども」ではなく、「こども」を用いています。ただし、子ども・子育て支援法における「子ども」など法令に根拠がある語を用いる場合や、既存の予算事業名や組織名などの固有名詞として用いる場合は「子ども」を用いています。

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

我が国の合計特殊出生率は昭和42年以降減少し続け、平成元年にはそれまでの最低水準であった1.58を下回る1.57を記録し、その後も減少傾向は進行し、令和6年の合計特殊出生率は1.20となっており、人口を維持するのに必要な水準（人口置換水準のことで、我が国では概ね2.07程度）を大きく下回っています。少子高齢化は未婚や晩婚化など様々な要因により急速に進展しており、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域活力の低下など社会経済へ深刻な影響を与えるものとして懸念されています。

また、核家族世帯やひとり親世帯、雇用環境の変化や女性の就業率の増加など、社会を取り巻く環境が大きく変化していく中で、子育てに対する孤立化、児童虐待の顕在化、経済的に困難な家庭における子どもたちへの貧困の連鎖など、子どもと子育てを取り巻く様々な問題への対応が求められています。子どもを産み、育てる喜びを実感できる社会の実現、子どもたちが未来を生きる力を身に付けることができる社会の構築など、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援していくことが喫緊の課題となっています。

国では、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法が制定され、この法律に基づき平成27年4月からスタートした「子ども・子育て支援新制度」は、子どもたちが健やかに成長し、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すもので次の3つの目標を掲げています。

- 1 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
- 2 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
- 3 地域の子ども・子育て支援の充実

この目標を達成するため、平成29年6月に「子育て安心プラン」を公表し、平成30年度からの5年間で、女性の就業率80%に対応できる約32万人分の保育の受け皿を整備することとしています。また、令和2年12月に「新子育て安心プラン」を公表し、令和6年末までの4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備するととしています。さらに、令和6年12月に「新子育て安心プラン」の後継となる「保育政策の新たな方向性」が示され、令和7年度から令和10年度末を見据えた保育政策は以下の3つの柱を軸に推進するととしています。

1. 地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実
【地域の課題に応じた提供体制の確保、職員配置基準の改善、虐待・事故対策強化 等】
2. すべての子どもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進
【子ども誰でも通園制度、障がい児・医療的ケア児等の受入強化、家族支援の充実 等】
3. 保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善
【処遇改善、働きやすい職場環境づくり、保育士・保育所支援センターの機能強化、保育DX 等】

こどもの貧困対策として、平成26年1月「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、「子どもの貧困対策に関する大綱」が平成26年8月に閣議決定されました。同大綱では、①教育の支援、②生活の支援、③保護者に対する就労の支援、④経済的支援の4つの柱が示されました。また、令和6年6月に法律名が「こどもの貧困の解消に向けた対策推進法」に改正され、「子どもの貧困対策」から「こどもの貧困の解消に向けた対策」に改正されるなどこどもが適切な養育を受けられなかったり、多様な体験の機会をなくしたりしないよう明示されました。

さらに、令和4年6月に「こども家庭庁設置法」「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」「こども基本法」「改正児童福祉法」の成立・公布、令和5年10月に「こども大綱」が閣議決定、令和5年12月に「こども未来戦略」「こどもの居場所づくりに関する指針」「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」が閣議決定など様々な取組が進んでいます。

2 計画策定の趣旨

本町では、令和5年3月に策定した第3次南会津町総合振興計画では、「ひとが“集まる”まち」「ひとを“育む”まち」「みんなが“輝く”まち」の3つをまちづくりの基本理念とし、まちの将来像である「自然と人が笑顔を育むまち～ともに生きる みんなのふるさと～」の実現のため「結婚・子育て支援の充実」を施策の一つに掲げ、様々な施策を推進してきました。

また、平成22年3月に「南会津町次世代育成支援行動計画（後期）」を策定し、「未来を担う子どもたちを家庭と地域と行政が協働しながら育てるまち」を目指して、こどもや子育て家庭にやさしいまちづくりに取り組んできました。さらに、平成27年3月には「南会津町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、令和2年3月には「第2期南会津町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

本町の取組については、子育て中の保護者の経済的な負担軽減を図り、少子化対策を推進するため、平成25年度から5歳児保育所保育料及び幼稚園保育料の無償化等を実施してきました。また、子ども・子育て支援法が改正され、幼児教育・保育の無償化が実施されたことに併せ、令和元年10月より独自に副食費の無償化を行いました。令和5年度からは独自に保育所入所応援助成事業として、保育料の半額助成を実施しています。

併せて、子育て支援、発達支援の相談体制を強化するため、平成29年度に子育て世代包括支援センターを設置し、令和4年度には、ヤングケアラーや虐待等の相談体制強化のため子ども家庭総合支援拠点を設置しました。令和6年度には、母子保健業務と子育て支援業務・児童福祉業務を統合したこども家庭センターを設置し、すべての妊産婦とこども・保護者を支援し、子育て支援のための様々な施策を推進しています。

本町は、急速な人口減少と高齢化が進み、こどもと子育てを取り巻く社会情勢や環境がめまぐるしく変化する中で、子育てに関するニーズの多様化や子育て環境に対する不安など、様々な課題が生じています。また、資源や専門職の不足を補うため職域を超えた連携から、子育て支援施策を生み出す必要性が出ています。

このような中、「地域が子育てを担う」という意識を持ち、子育てに対する負担感、不安感、孤立感を和らげ、誰もが子育てしやすい環境を整え、安心して出産や子育てができるまちとして、「この町で育ててよかった」とこどもの成長に喜びを感じることができるような支援を計画的に実施するため、「第3期南会津町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

3 計画の位置づけ

(1) 計画の法的根拠

この計画は、子ども子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、本町が進めていくこども子育て施策の目的や基本的方向を示すものです。

また、令和6年に改正された「こどもの貧困の解消に向けた対策推進法」に基づく「市町村における子どもの貧困対策についての計画」を本計画中に位置づけることで、こどもの貧困対策に取り組みます。

(2) 関連計画との整合

この計画は、町の最上位計画である「第3次南会津町総合振興計画」をはじめ、各種法律に基づく関連計画との整合、連携を図るとともに、次世代育成支援対策推進法第8条に定める地域行動計画と一体的に作成するもので、国の「子どもの貧困対策に関する大綱」や「新・放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童クラブと放課後子供教室の連携等を含むものとします。

4 計画の期間

この計画期間は、令和7年度から11年度までの5年間とします。

ただし、計画期間中において計画内容と実態にかい離が生じた場合や、国や県の施策の動向、社会情勢や子育て家庭のニーズの変化に柔軟に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

《計画の期間》

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
第1期 子ども・子育て支援事業計画														
					第2期 子ども・子育て支援事業計画									
										第3期 子ども・子育て支援事業計画				

第2章 こども・子育てを取り巻く現状

1 人口等の推移

(1) 年齢区分別人口の推移

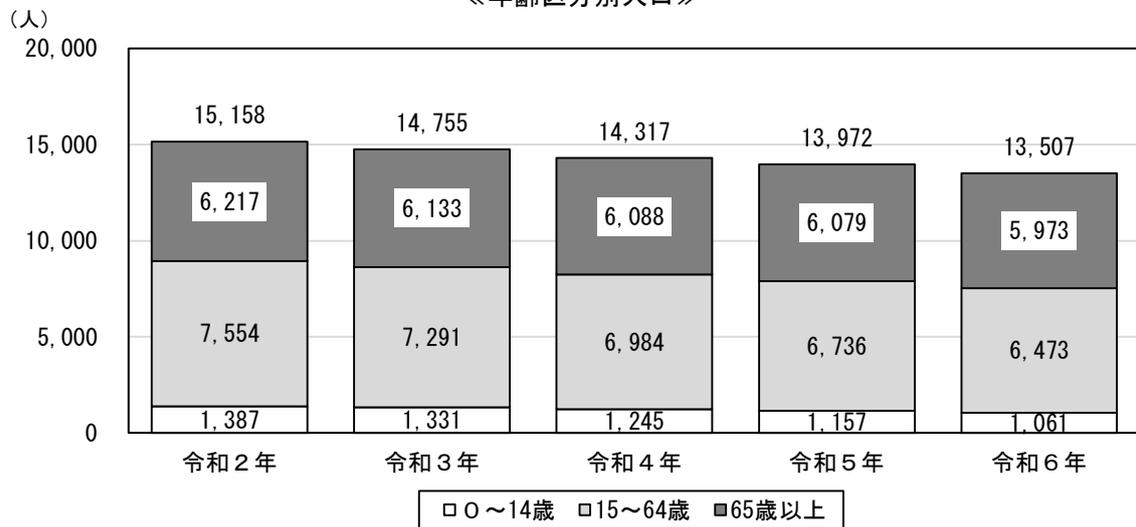
少子高齢化が進行

本町の人口は年々減少しており、令和6年4月1日の総人口は13,507人となっています。

年齢区分別でみると、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）の割合が減少し、高齢人口（65歳以上）の割合が年々増加しています。

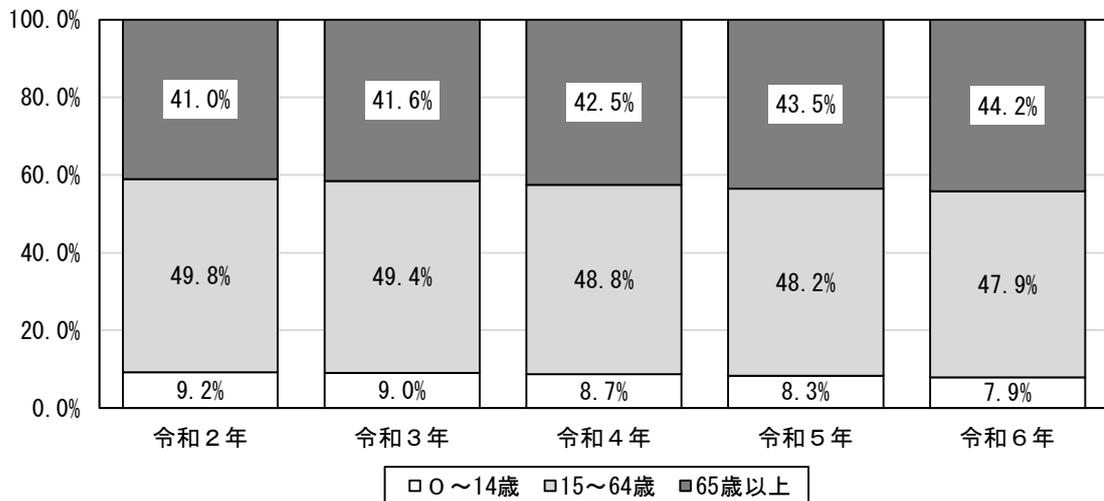
令和6年は、年少人口の割合が1割を下回り、高齢人口の割合が4割超となっています。

《年齢区分別人口》



資料：住民生活課（各年4月1日現在）

《年齢区分別人口割合》



資料：住民生活課（各年4月1日現在）

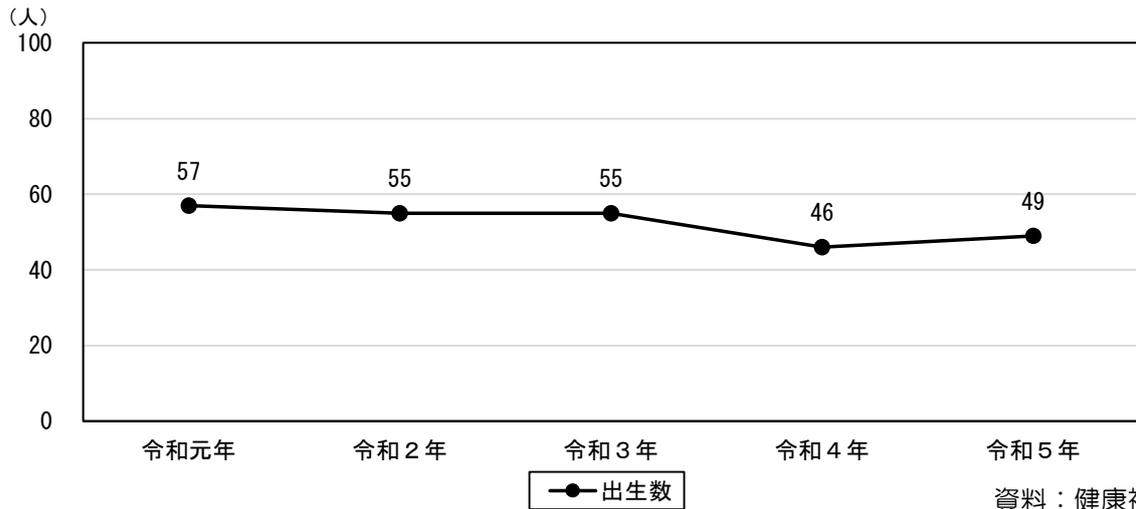
(2) 出生数と合計特殊出生率の状況

合計特殊出生率が人口の維持に必要とされる2.07を大きく下回る

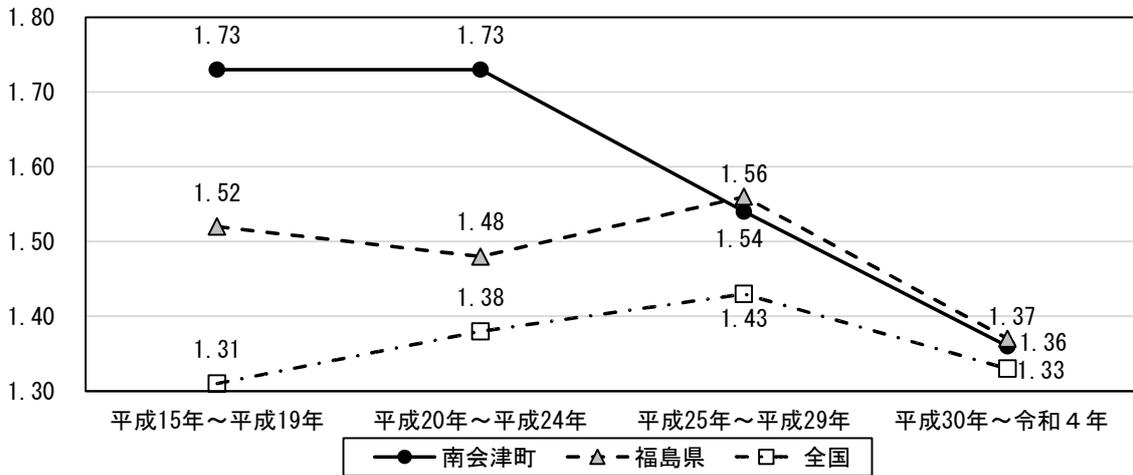
出生数は、50人前後で推移しており、令和5年は49人となっています。

合計特殊出生率は、平成20～平成24年まで全国や県の平均を上回る水準で推移していましたが、以降は県の平均と同程度で推移し、平成30～令和4年の町の合計特殊出生率は1.36となっています。

《出生数》



《合計特殊出生率》



《南会津郡内町村の合計特殊出生率》

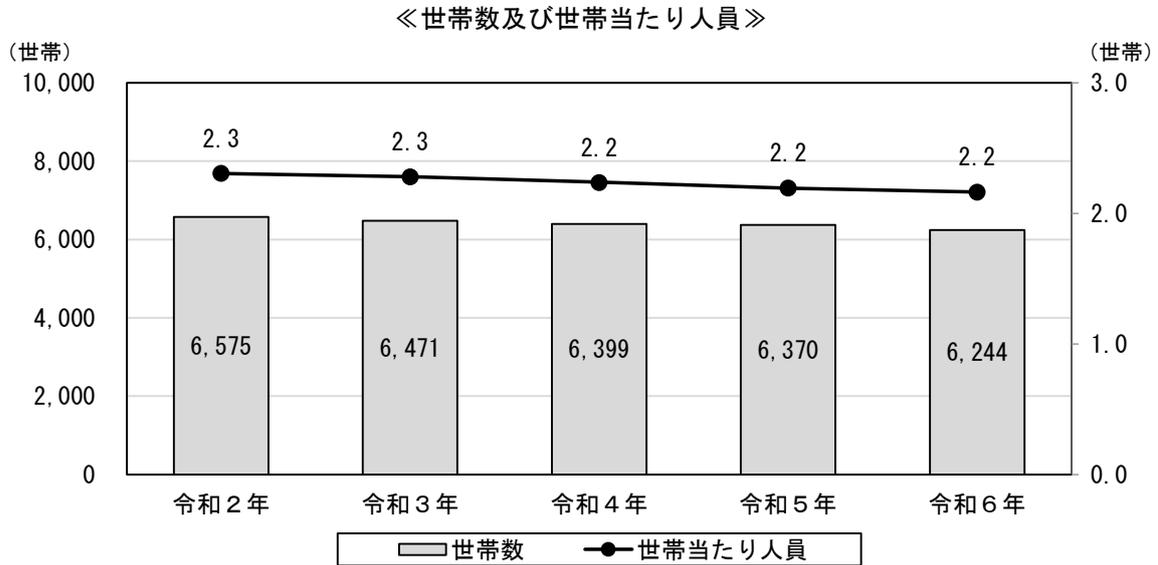
	南会津町	下郷町	檜枝岐村	只見町
平成30年～令和4年	1.36	1.30	1.35	1.43

資料：厚生労働省「人口動態保健所・市区町村別統計」

(3) 世帯の状況

世帯数及び世帯当たり人員はともに減少傾向 ひとり親世帯数も減少傾向で推移

世帯数及び世帯当たり人員はともに減少傾向にあります。ひとり親世帯数についても減少傾向で推移しており、令和6年は母子世帯が88世帯、父子世帯が9世帯となっています。



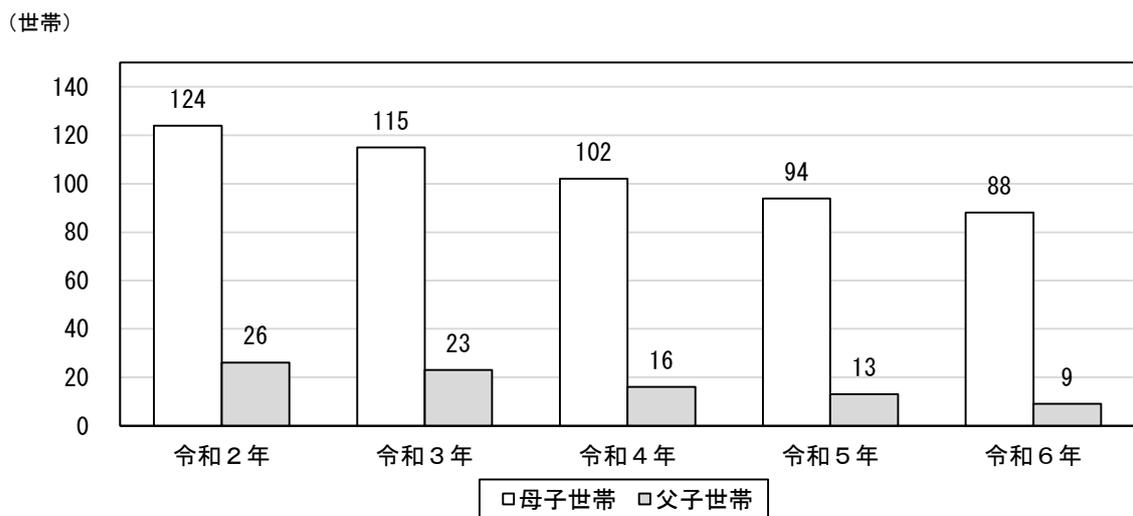
資料：住民生活課（各年4月1日現在）

《南会津郡内町村の世帯当たり人員》

	南会津町	下郷町	檜枝岐村	只見町
令和6年	2.3	2.5	2.0	2.4

資料：福島県の推計人口 月報（令和6年4月1日現在）

《ひとり親世帯数》



資料：健康福祉課（各年6月1日現在）

2 教育・保育に関する状況

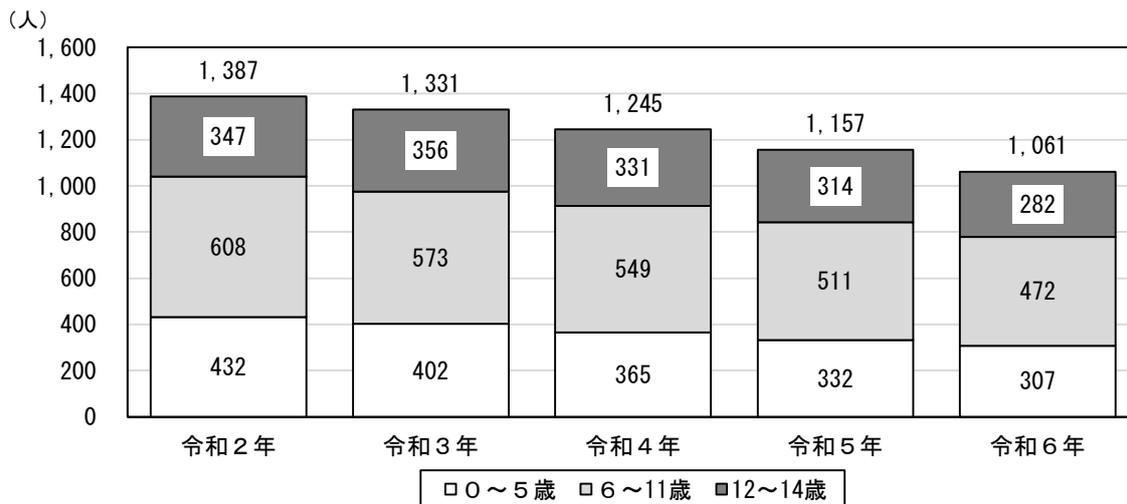
(1) 年少人口

〇～14歳の人口が直近では1,000人程度

〇～14歳人口は毎年減少しており、令和2年4月1日に1,387人だった年少人口は、令和6年4月1日には1,061人となっています。

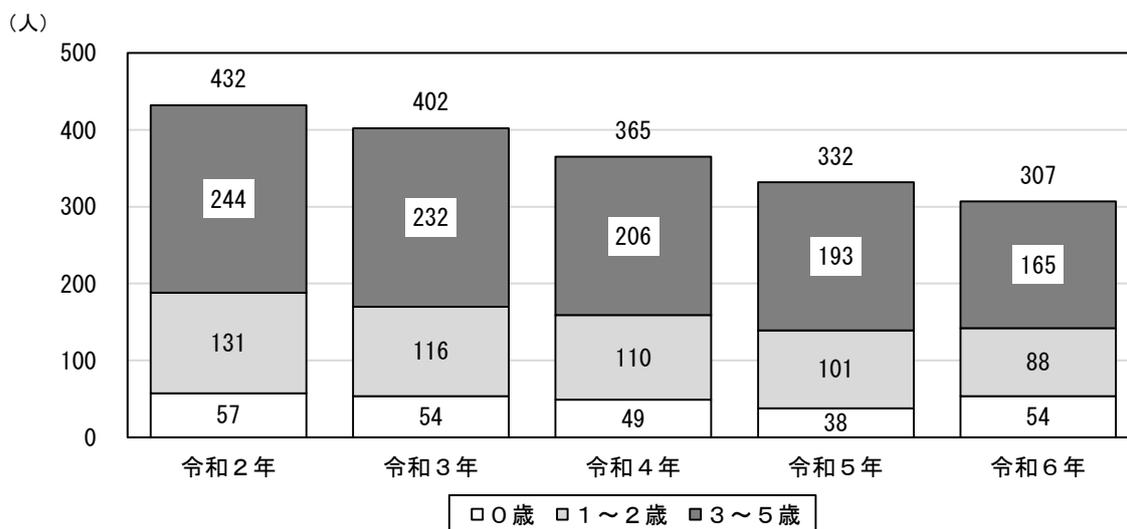
また、〇歳人口は100人を下回る年が続いています。

《 〇～14歳人口 》



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

《 〇～5歳人口 》



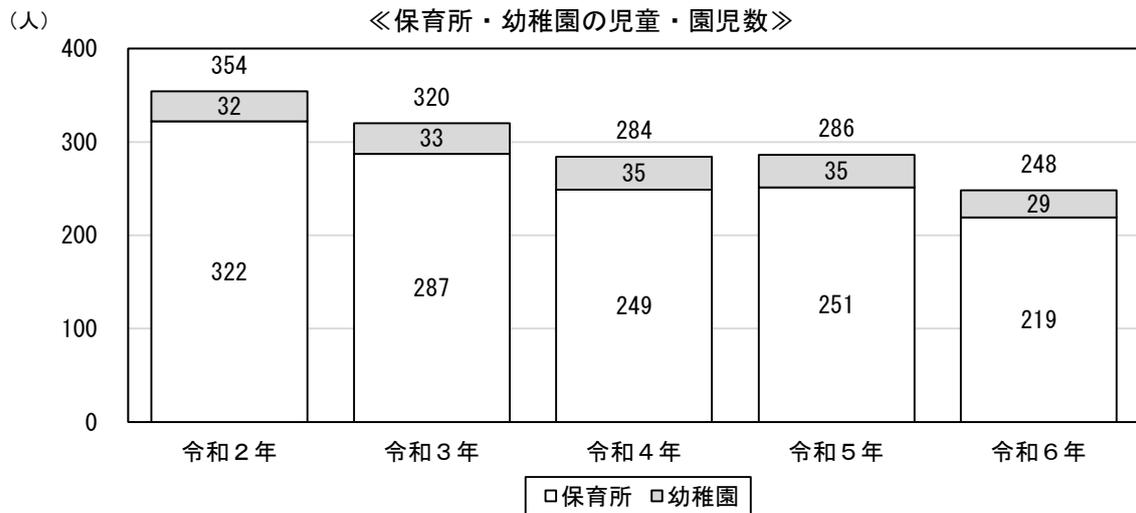
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 就学前こどもの状況

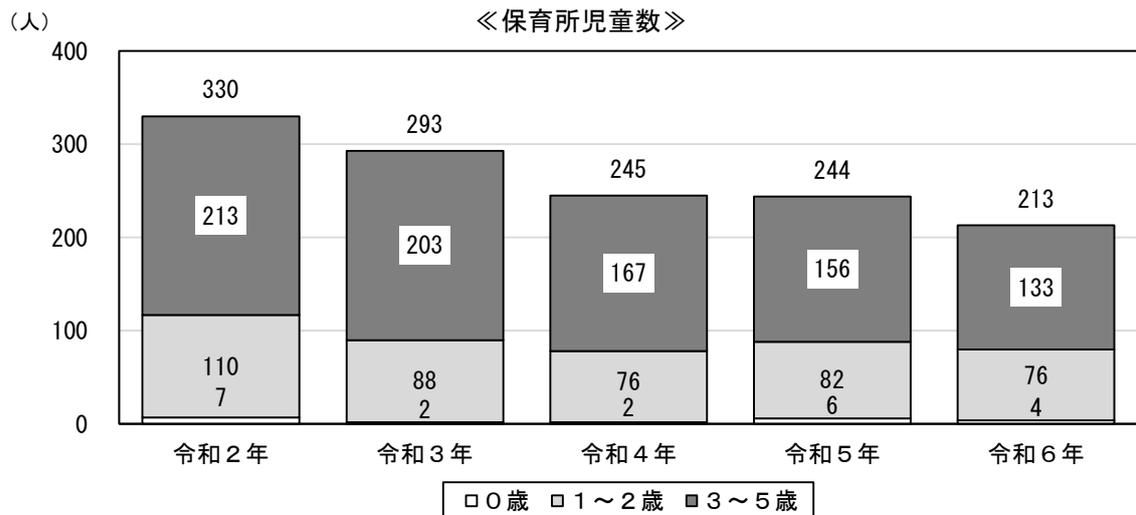
9割前後のこどもが保育所を利用

保育所・幼稚園に入所・入園するこどもの数は減少傾向にあり、令和6年5月1日現在で248人となっています。就学前のこどもが保育所に入所する割合は70%前後で推移し、幼稚園に入園する割合は10%前後で推移しており、令和6年5月1日現在、69.4%※が保育所に入所、9.4%※が幼稚園に入園しています。なお、令和7年2月1日現在、待機児童は4名となっています。

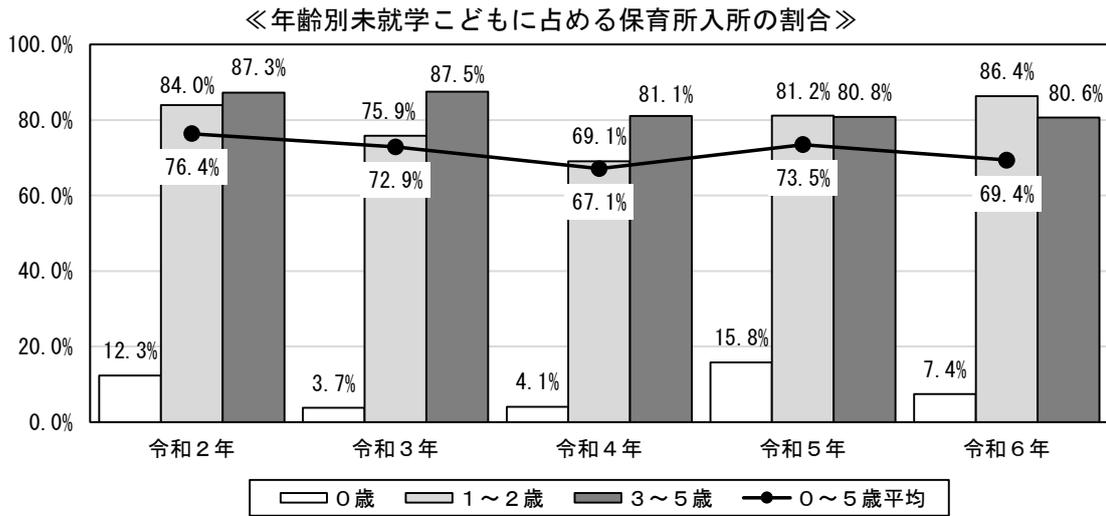
※保育所・幼稚園の児童・園児数は5月1日現在。割合算出のための児童数は4月1日現在で算出。



資料：学校基本調査 福祉行政報告例 健康福祉課（各年5月1日現在）



資料：健康福祉課（各年4月1日現在）



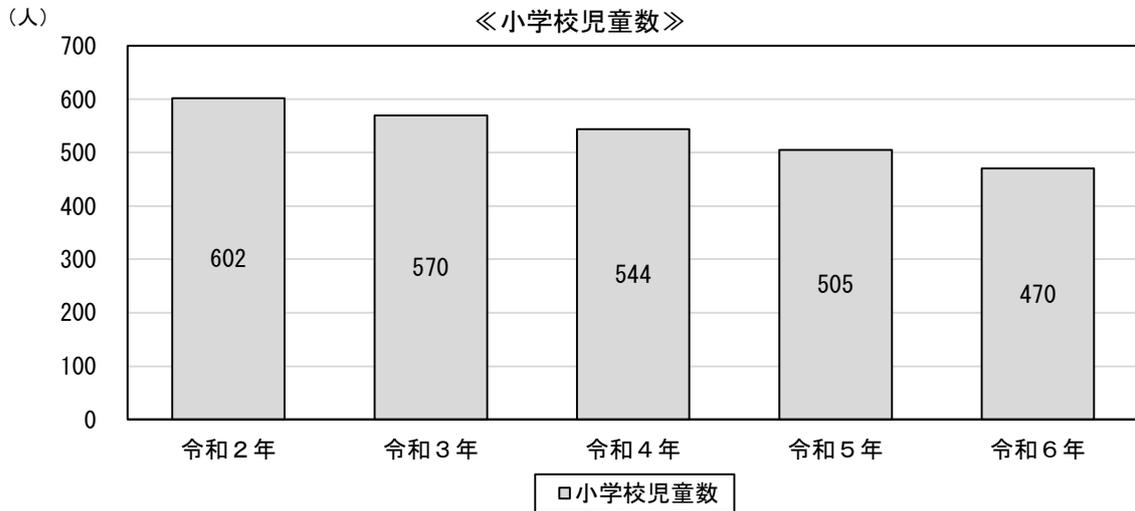
資料：健康福祉課（各年4月1日現在）

(3) 小学校児童の状況

児童数は減少、放課後児童クラブの登録者は増減

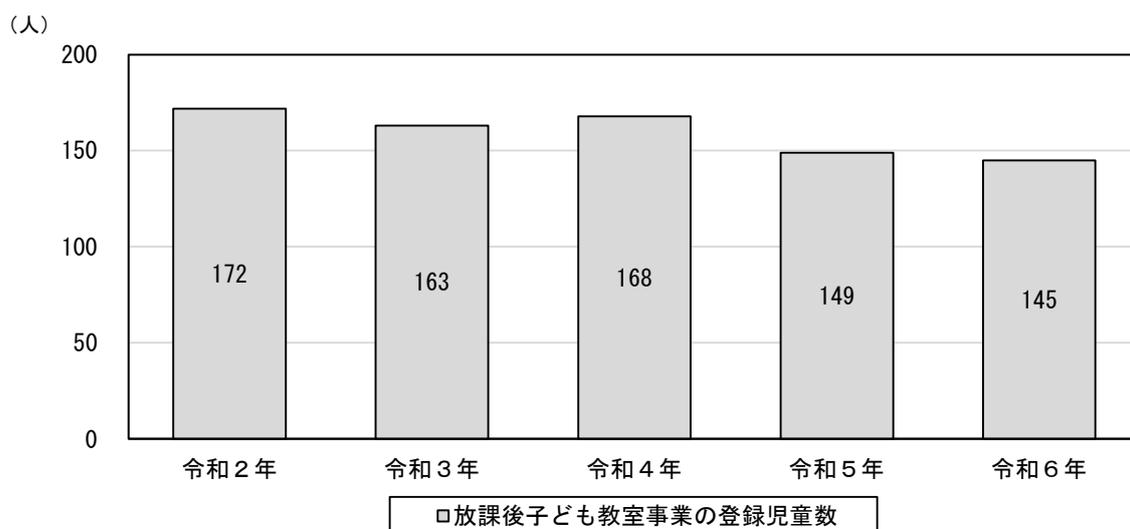
小学校児童数は減少傾向にあり、令和6年5月1日現在で470人となっています。

放課後児童クラブの登録者数は年によって増減し、令和6年は162人(1～3年生：125人、4～6年生：37人)となっています。



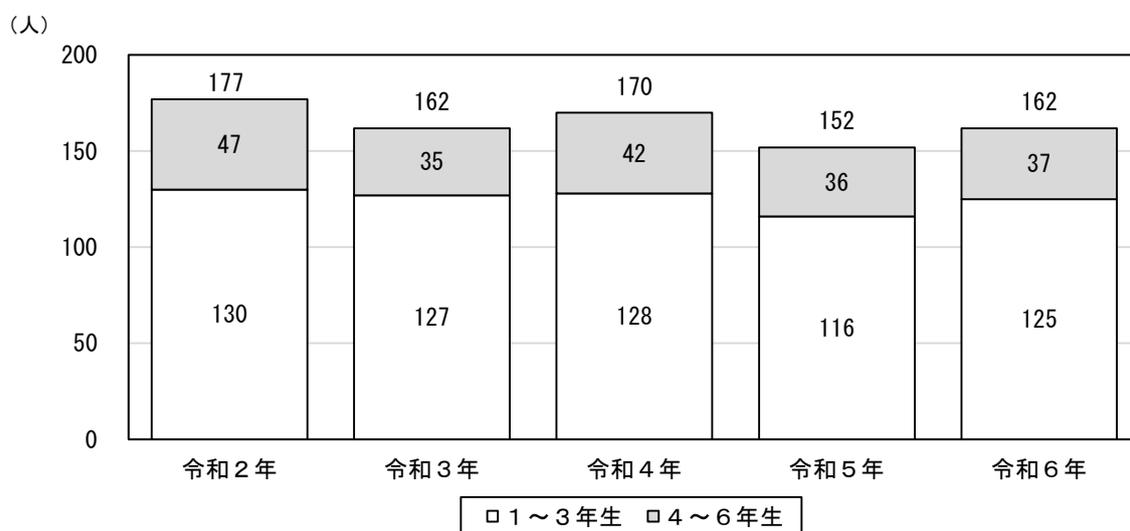
資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

《放課後子ども教室事業の登録児童数》



資料：生涯学習課（年度末登録者）

《放課後児童クラブの登録児童数》



資料：健康福祉課（各年5月1日現在）

3 家庭を取り巻く状況

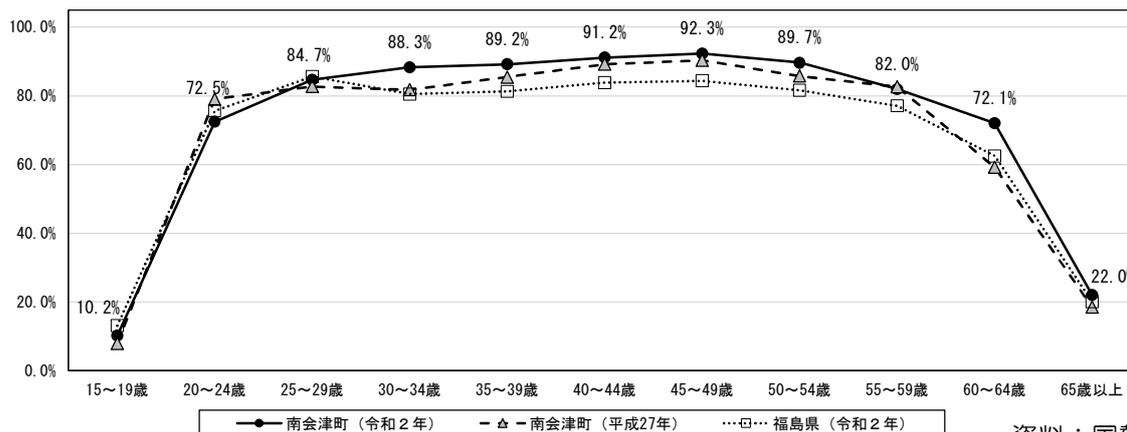
(1) 女性の就労

20歳代後半から30歳代にかけてのM字曲線の谷間が浅く、全体に労働力率が高い

平成27年は30歳代が低くなるM字曲線を描いていますが、令和2年はM字の谷間がほとんどなく、就労する女性の割合は増加しています。

また、本町では福島県と比較して、女性の労働力率が高くなっています。

《女性の年齢階級別労働力》



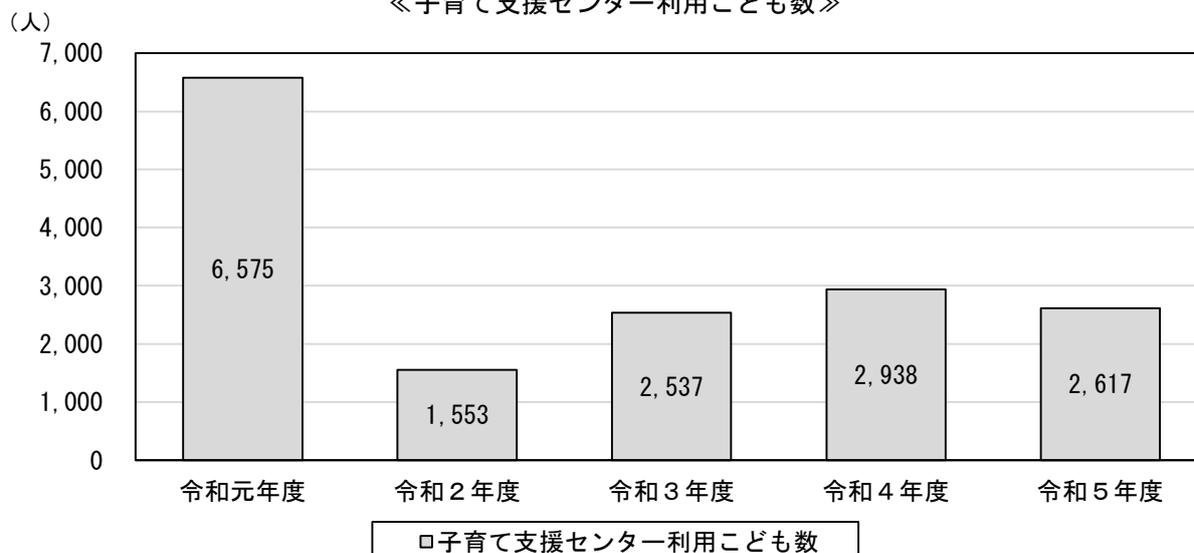
資料：国勢調査

(2) 子育ての状況

子育て支援センターの利用者は、令和2年度以降、3,000人未満で推移

子育て支援センターの利用者は、令和元年度から令和2年度にかけて新型コロナウイルス感染症の影響を受け大幅に減少しましたが、以降は、3,000人未満で推移し、令和5年度は2,617人となっています。

《子育て支援センター利用子ども数》



資料：健康福祉課

4 アンケート結果の概要

(1) 調査概要

① 調査目的

本調査は、「南会津町第3期子ども・子育て支援事業計画」の策定を進めるにあたり、子育て家庭の生活状況や町の施策に対するご意見・ご要望を計画に反映させるために、就学前のお子さんと小学生のお子さんの保護者の皆様にアンケート調査を実施しました。

② 調査方法

調査目的を踏まえ、国の基本モデル調査票をベースとして、「就学前児童」保護者用アンケート調査票」及び「小学生」保護者用アンケート調査票」の2種類の調査票を用いて実施しました。

調査票の配布・回収は、施設への配布及び郵送により実施しました。

回答方法は紙によるもののほか、Web 回答においても実施しました。

③ アンケート回答期間

令和6年2月22日～3月11日

④ 調査種別と回収結果

調査種別	対象	配布数※	回収数 合計	紙調査票	Web 調査	回収率
				回収数	回答数	
「就学前児童」保護者用 アンケート調査票	就学前 児童	265 票	189 票	128 票	61 票	71.3%
「小学生」保護者用 アンケート調査票	小学生	373 票	229 票	166 票	63 票	61.4%

※同一家庭の兄弟姉妹の重複分を引いた配布数。

(注)「(2) 調査結果 (抜粋)」文中のパーセント表記については、整数処理を行い、小数点以下を四捨五入して表記しています。

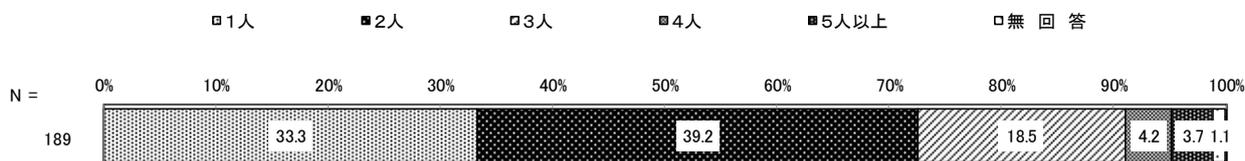
(注)「(2) 調査結果 (抜粋)」のSAはシングルアンサーの略で単一回答を意味し、MAはマルチプルアンサーの略で複数回答を意味します。

(2) 調査結果 (抜粋)

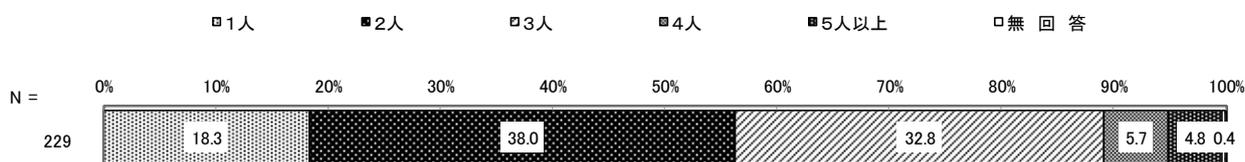
① お子さんご家族の状況について

ア こどものきょうだいの人数 (SA) (就学前児童調査・小学生児童調査 共通設問)

就学前児童調査では、「2人」が39%と多く、次いで「1人」が33%、「3人」が19%となっています。

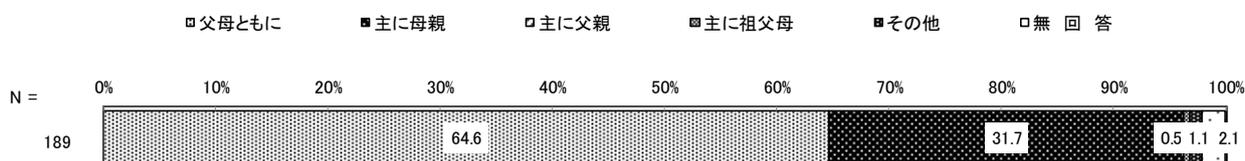


小学生児童調査では、「2人」が38%と多く、次いで「3人」が33%、「1人」が18%となっています。

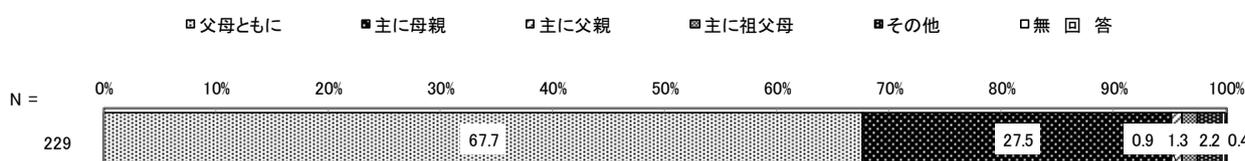


イ 主な育児者 (SA) (就学前児童調査・小学生児童調査 共通設問)

就学前児童調査では、「父母ともに」が65%と多く、次いで「主に母親」が32%となっています。



小学生児童調査では、「父母ともに」が68%と多く、次いで「主に母親」が28%となっています。

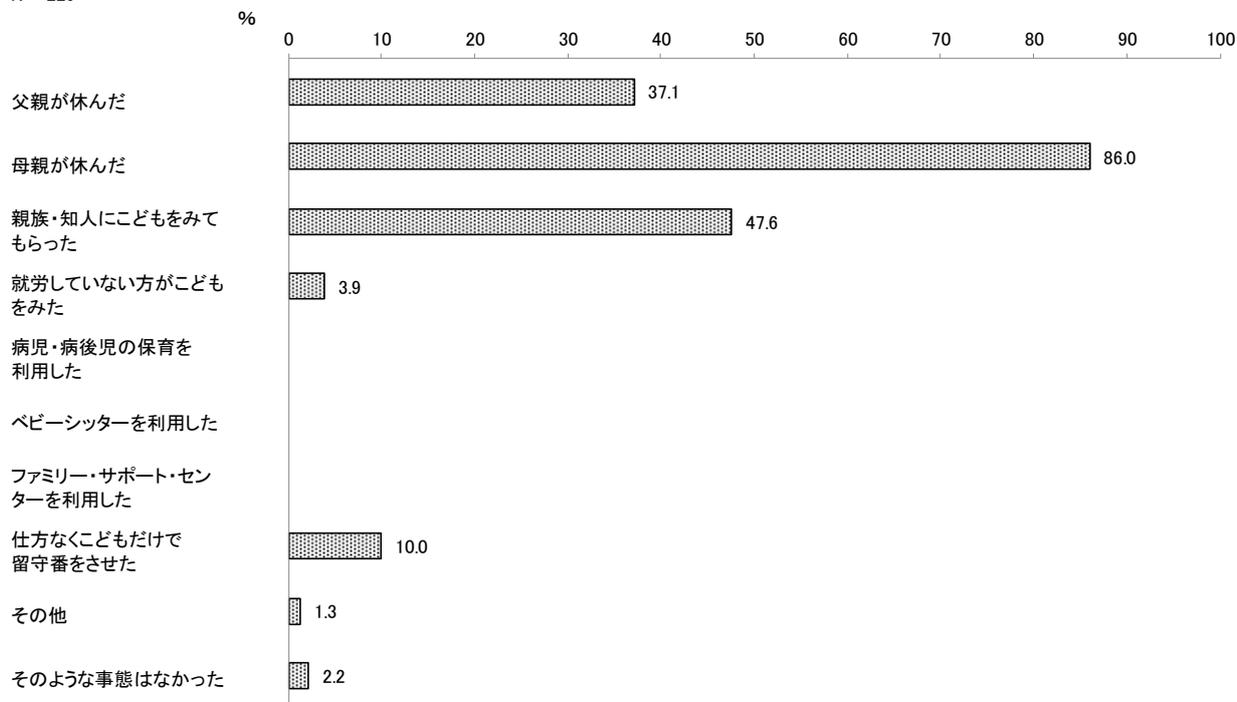


② お子さんの病気の際の対応について

ア こどもが病気やけがの際の対処方法（MA）（小学生児童調査 独自設問）

「母親が休んだ」が86%と多く、次いで「親族・知人にこどもをみてもらった」が48%、「父親が休んだ」が37%となっています。

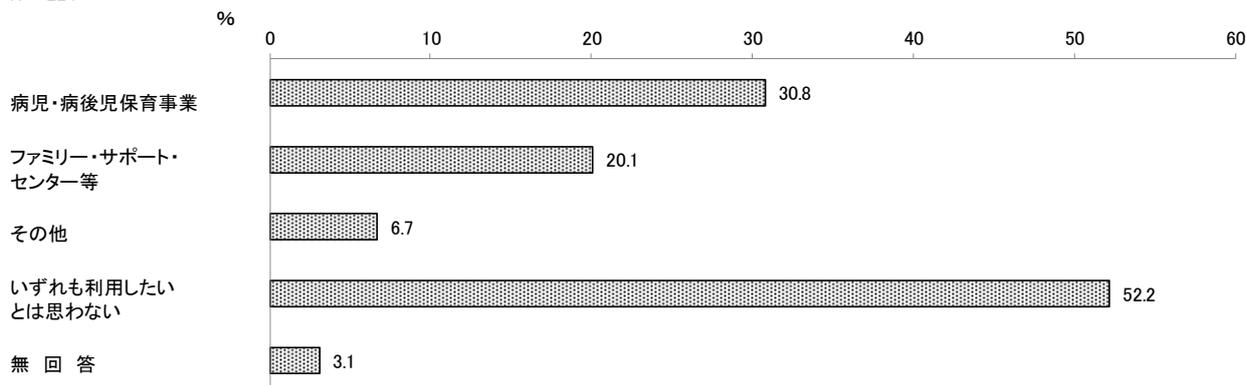
N = 229



イ 利用したい病児保育等（MA）（小学生児童調査 独自設問）

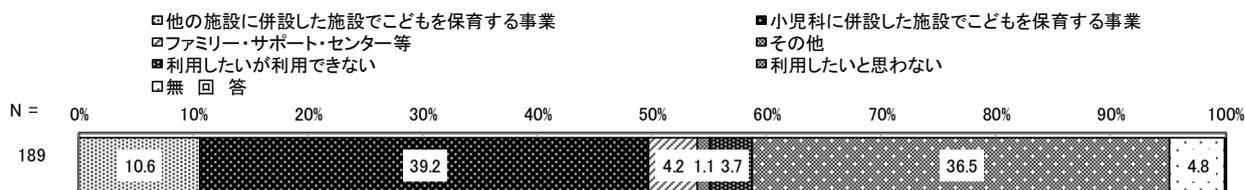
「いずれも利用したいとは思わない」が52%と多く、次いで「病児・病後児保育事業」が31%、「ファミリー・サポート・センター等」が20%となっています。

N = 224



ウ 利用したい病児保育等（SA）（就学前児童調査 独自設問）

「小児科に併設した施設でこどもを保育する事業」が39%と多く、次いで「利用したいと思わない」が37%、「他の施設に併設した施設でこどもを保育する事業」が11%となっています。



③ お子さんの教育・保育の利用状況について

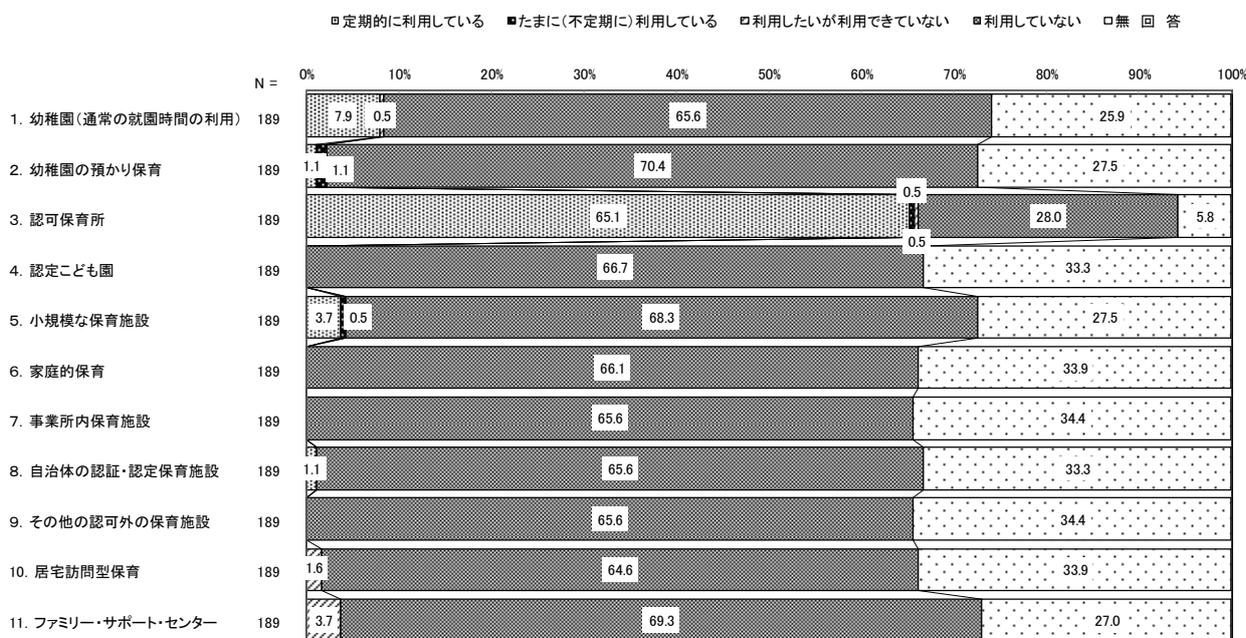
ア 教育・保育事業の利用状況（SA）（就学前児童調査 独自設問）

「定期的にご利用している」事業は、「認可保育所」が65%と多く、次いで「幼稚園（通常の就園時間の利用）」が8%となっています。

「たまに（不定期に）ご利用している」事業は、件数が少ないものの「幼稚園の預かり保育」「認可保育所」「小規模な保育施設」の回答がみられます。

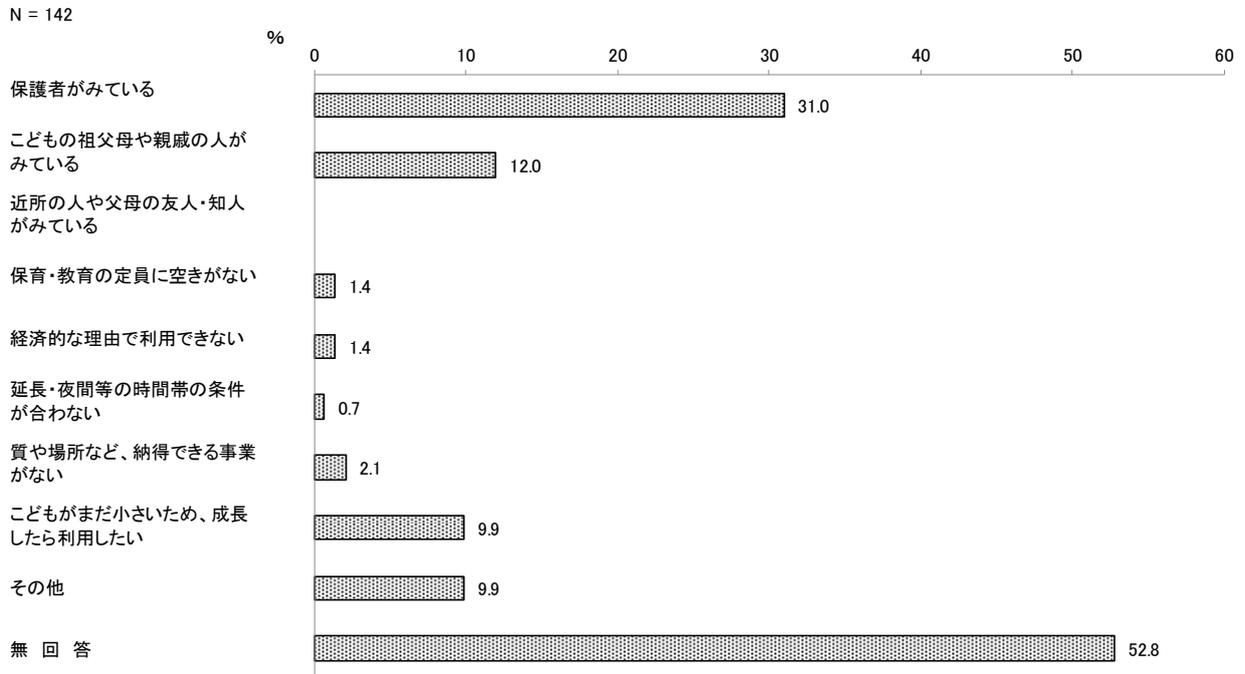
「利用したいが利用できていない」事業は、件数が少ないものの「ファミリー・サポート・センター」「居宅訪問型保育」「幼稚園（通常の就園時間の利用）」「認可保育所」の回答がみられます。

「利用していない」事業は、「幼稚園の預かり保育」が70%と多く、次いで「ファミリー・サポート・センター」が69%、「小規模な保育施設」が68%となっています。



イ 教育・保育事業を利用していない理由等 (MA) (就学前児童調査 独自設問)

「保護者がみている」が31%と多く、次いで「こどもの祖父母や親戚の人がみている」が12%、「こどもがまだ小さいため、成長したら利用したい」が10%となっています。



ウ 教育・保育事業の利用希望 (MA) (就学前児童調査 独自設問)

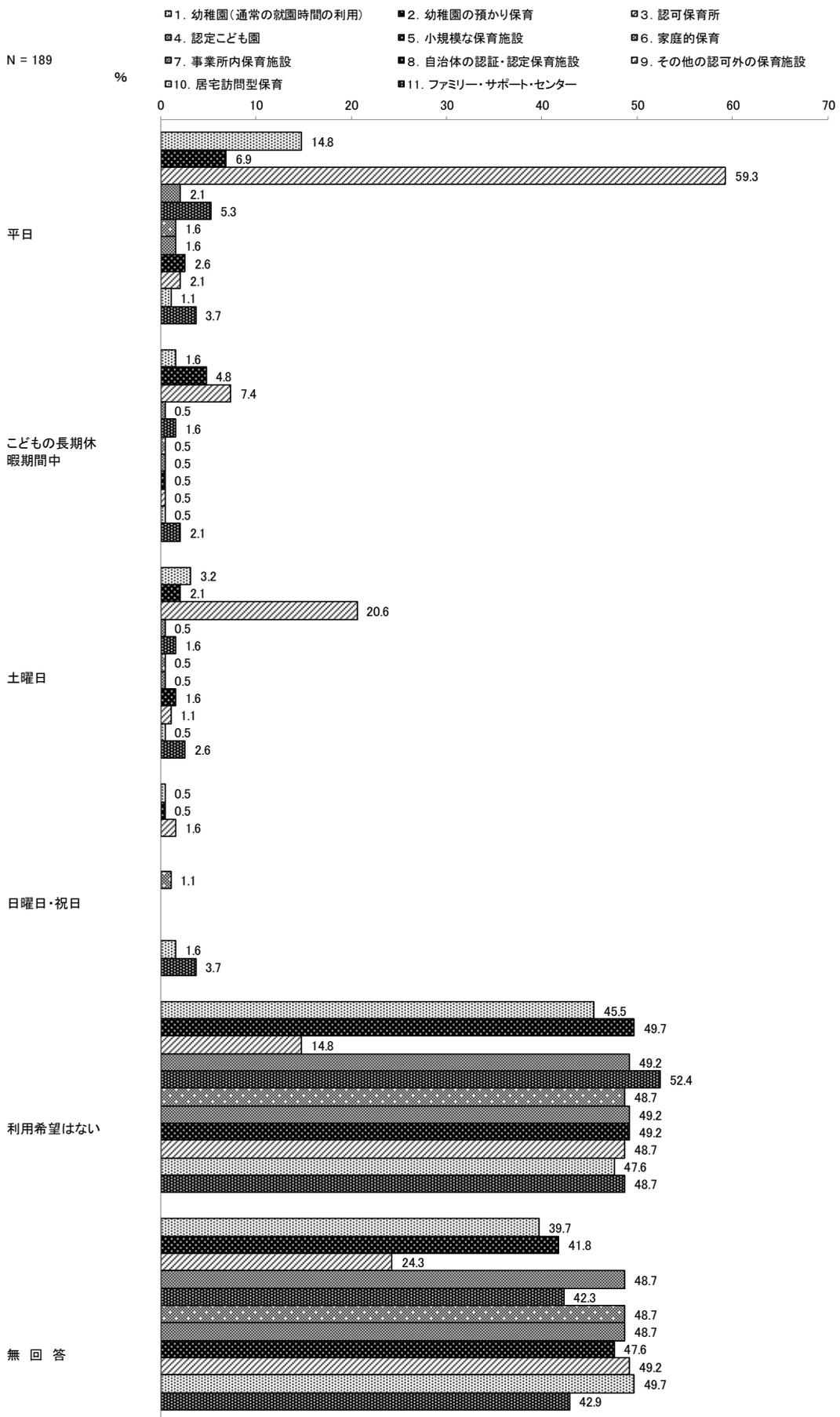
「幼稚園 (通常の就園時間の利用)」は、「利用希望はない」が46%と多く、「平日」が15%となっています。

「幼稚園の預かり保育」は、「利用希望はない」が50%と多く、「平日」が7%、「こどもの長期休暇期間中」が5%となっています。

「認可保育所」は、「平日」が59%と多く、「土曜日」が21%、「利用希望はない」が15%となっています。

「小規模な保育施設」は、「利用希望はない」が52%と多く、利用希望では「平日」が5%となっています。

「認定こども園」「家庭的保育」「事業所内保育施設」「自治体の認証・認定保育施設」「その他の認可外の保育施設」「居宅訪問型保育」「ファミリー・サポート・センター」は、「利用希望はない」が49%前後と多くなっています。

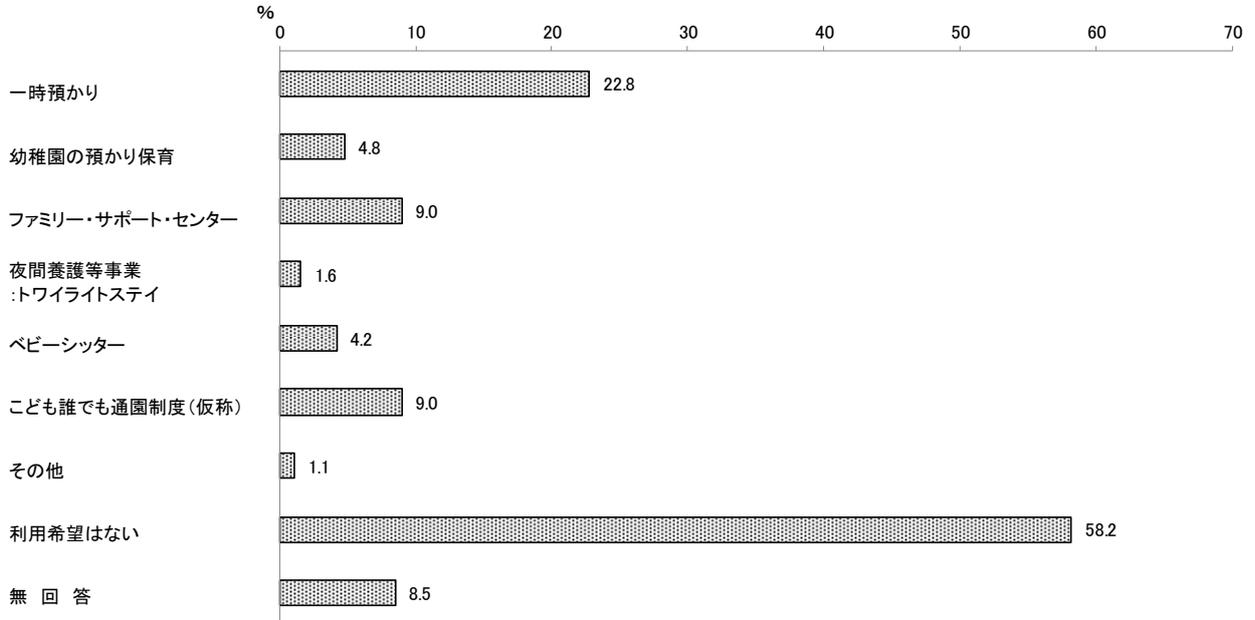


④ お子さんの「不定期」な教育・保育の利用状況について

ア 不定期に利用したい一時預かり事業（MA）（就学前児童調査 独自設問）

「利用希望はない」が58%と多く、次いで「一時預かり」が23%、「ファミリー・サポート・センター」「こども誰でも通園制度（仮称）」がともに9%となっています。

N = 189



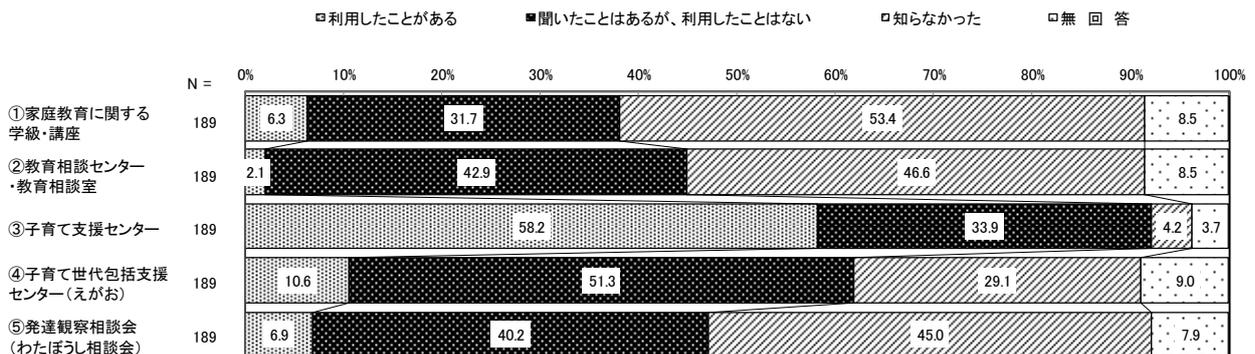
⑤ お子さんの地域の子育て支援事業の利用状況について

ア 地域子ども・子育て支援事業の認知利用状況（SA）（就学前児童調査 独自設問）

「利用したことがある」事業は、「子育て支援センター」が58%と多く、次いで「子育て世代包括支援センター（えがお）」が11%、「発達観察相談会（わたぼうし相談会）」が7%となっています。

「聞いたことはあるが、利用したことはない」事業は、「子育て世代包括支援センター（えがお）」が51%と多く、次いで「教育相談センター・教育相談室」が43%、「発達観察相談会（わたぼうし相談会）」が40%となっています。

「知らなかった」事業は、「家庭教育に関する学級・講座」が53%と多く、次いで「教育相談センター・教育相談室」が47%、「発達観察相談会（わたぼうし相談会）」が45%となっています。

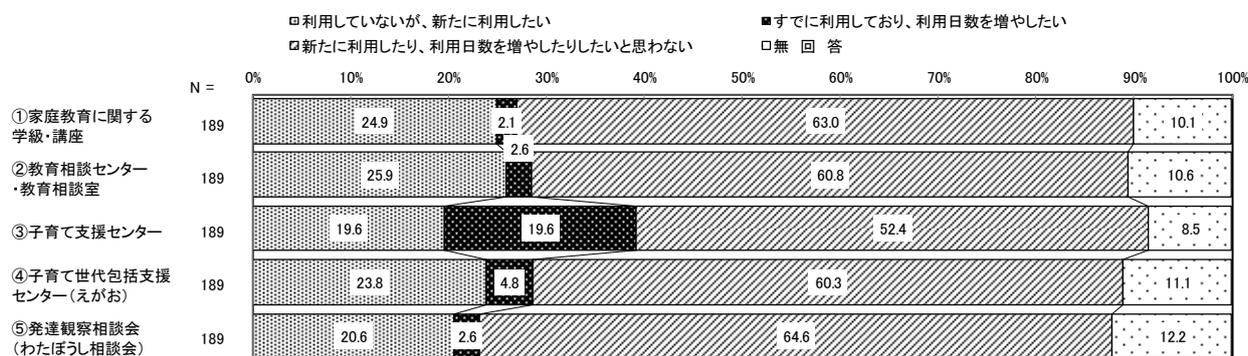


イ 地域子ども・子育て支援事業の利用意向（SA）（就学前児童調査 独自設問）

「利用していないが、新たに利用したい」事業は、「教育相談センター・教育相談室」が26%と多く、次いで「家庭教育に関する学級・講座」が25%、「子育て世代包括支援センター（えがお）」が24%となっています。

「すでに利用しており、利用日数を増やしたい」事業は、「子育て支援センター」が20%と多く、次いで「子育て世代包括支援センター（えがお）」が5%となっています。

「新たに利用したり、利用日数を増やしたりしたいと思わない」事業は、「発達観察相談会（わたぼうし相談会）」が65%と多く、次いで「家庭教育に関する学級・講座」が63%、「教育相談センター・教育相談室」が61%となっています。



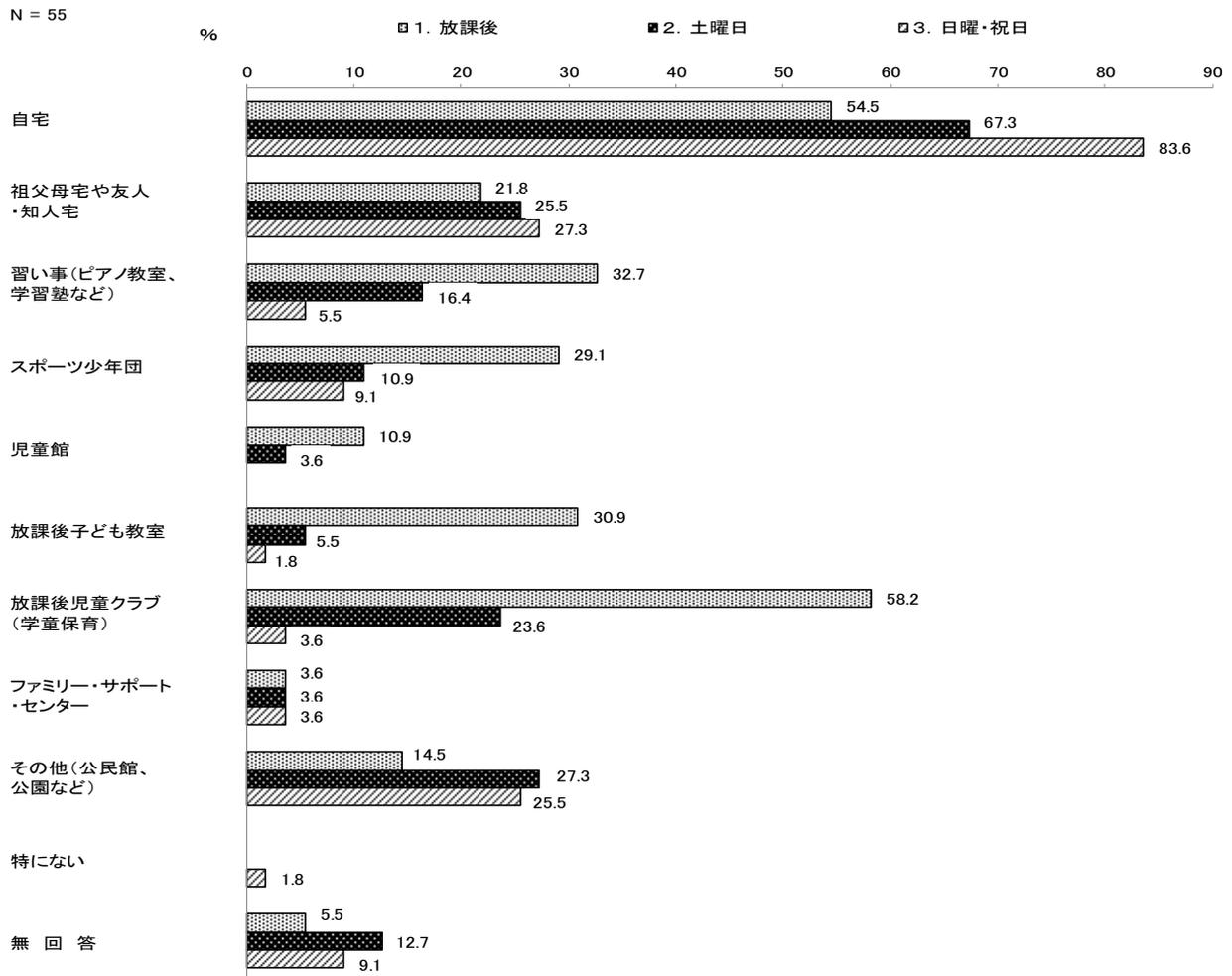
⑥ 放課後の過ごし方について

ア 小学校低学年時の放課後等利用希望場所（MA）（就学前児童調査 独自設問）

「放課後」は、「放課後児童クラブ（学童保育）」が58%と多く、次いで「自宅」が55%、「習い事（ピアノ教室、学習塾など）」が33%となっています。

「土曜日」は、「自宅」が67%と多く、次いで「その他（公民館、公園など）」が27%、「祖父母宅や友人・知人宅」が26%となっています。

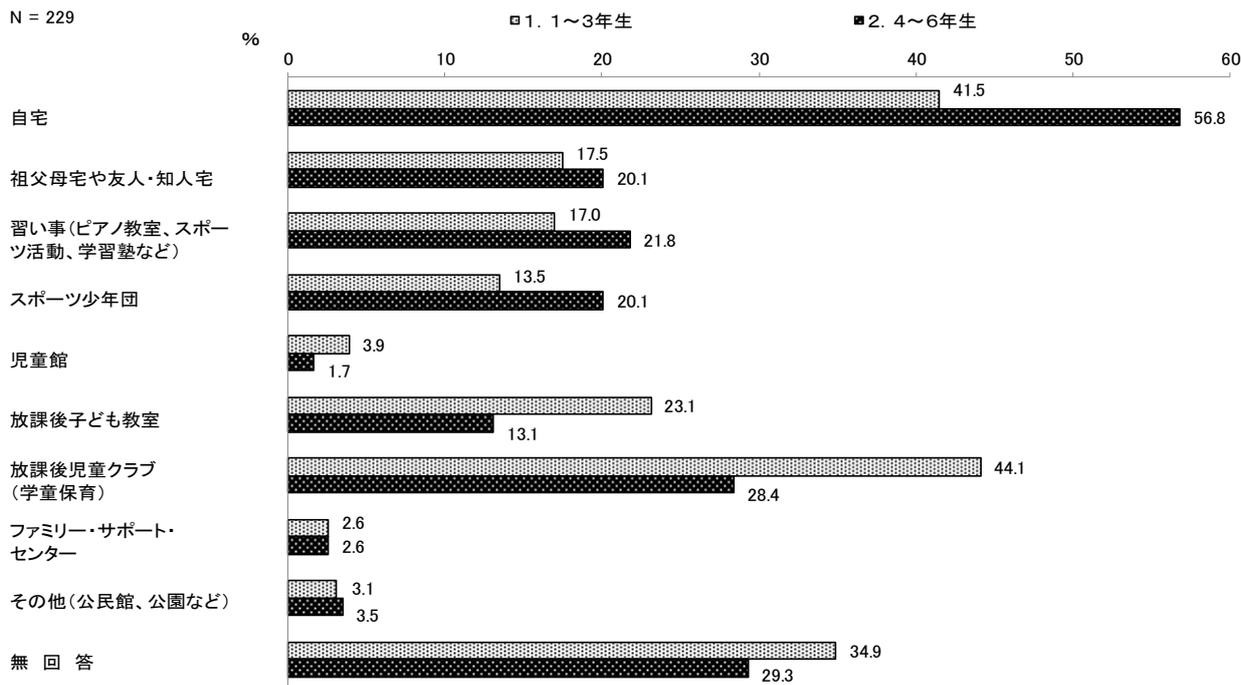
「日曜・祝日」は、「自宅」が84%と多く、次いで「祖父母宅や友人・知人宅」が27%、「その他（公民館、公園など）」が26%となっています。



イ 放課後に過ごさせたい場所 (MA) (小学生児童調査 独自設問)

「1～3年生」は、「放課後児童クラブ(学童保育)」が44%と多く、次いで「自宅」が42%、「放課後子ども教室」が23%となっています。

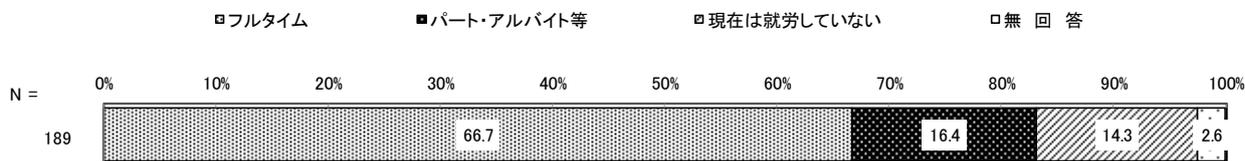
「4～6年生」は、「自宅」が57%と多く、次いで「放課後児童クラブ(学童保育)」が28%、「習い事(ピアノ教室、スポーツ活動、学習塾など)」が22%となっています。



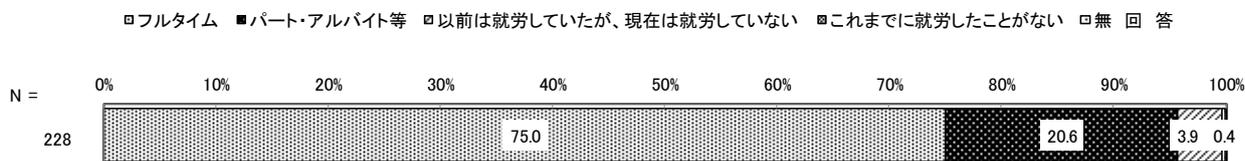
⑦ 保護者の就労状況・職場の両立支援について

ア 母親の就労状況 (SA) (就学前児童調査・小学生児童調査 共通設問)

就学前児童調査では、「フルタイム」が67%と多く、次いで「パート・アルバイト等」が16%、「現在は就労していない」が14%となっています。

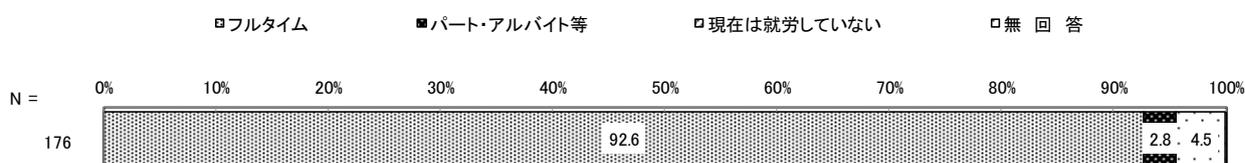


小学生児童調査では、「フルタイム」が75%と多く、次いで「パート・アルバイト等」が21%となっています。

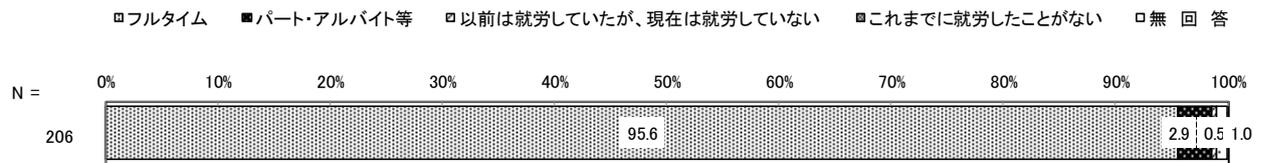


イ 父親の就労状況 (SA)

就学前児童調査では、「フルタイム」が93%と多くなっています。

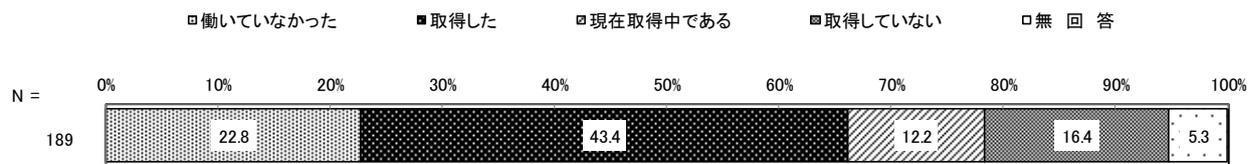


小学生児童調査では、「フルタイム」が96%と多くなっています。



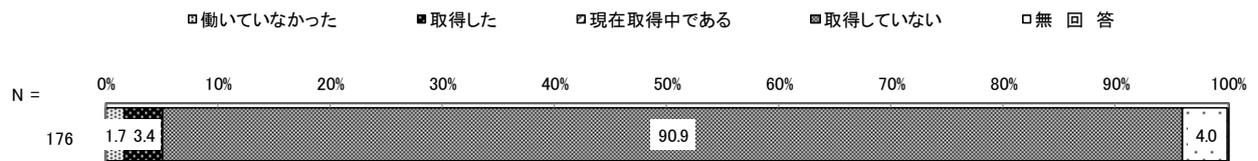
ウ 母親の育児休業の取得状況 (SA) (就学前児童調査 独自設問)

「取得した」が43%と多く、次いで「働いていなかった」が23%、「取得していない」が16%となっています。



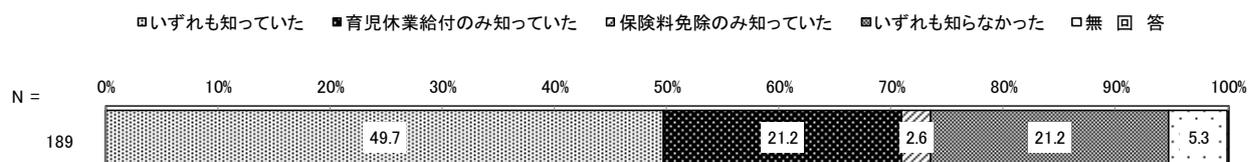
エ 父親の育児休業の取得状況 (SA) (就学前児童調査 独自設問)

「取得していない」が91%と多くなっています。



オ 育児休業給付、保険料免除の認知 (SA) (就学前児童調査 独自設問)

「いずれも知っていた」が50%と多く、次いで「育児休業給付のみ知っていた」「いずれも知らなかった」がともに21%となっています。

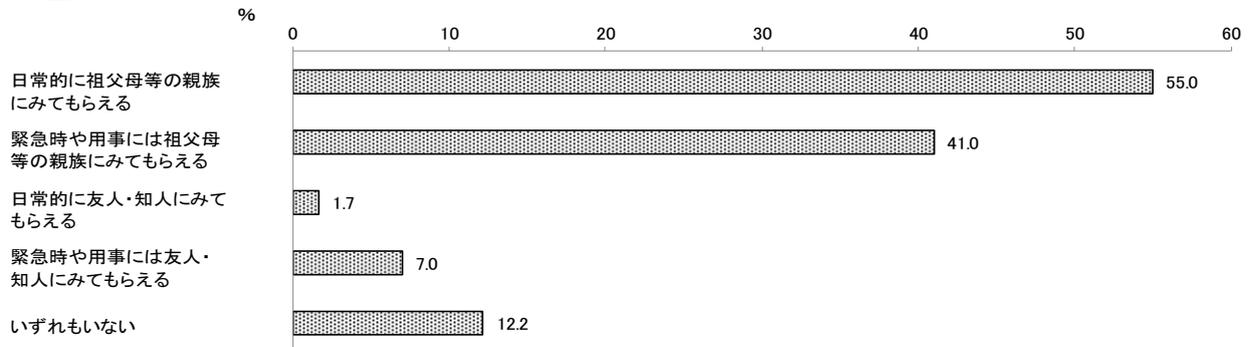


⑧ こどもの育ちをめぐる環境について

ア こどもをみてもらえる親族・知人の有無（MA）（小学生児童調査 独自設問）

「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が55%と多く、次いで「緊急時や用事には祖父母等の親族にみてもらえる」が41%、「いずれもない」が12%となっています。

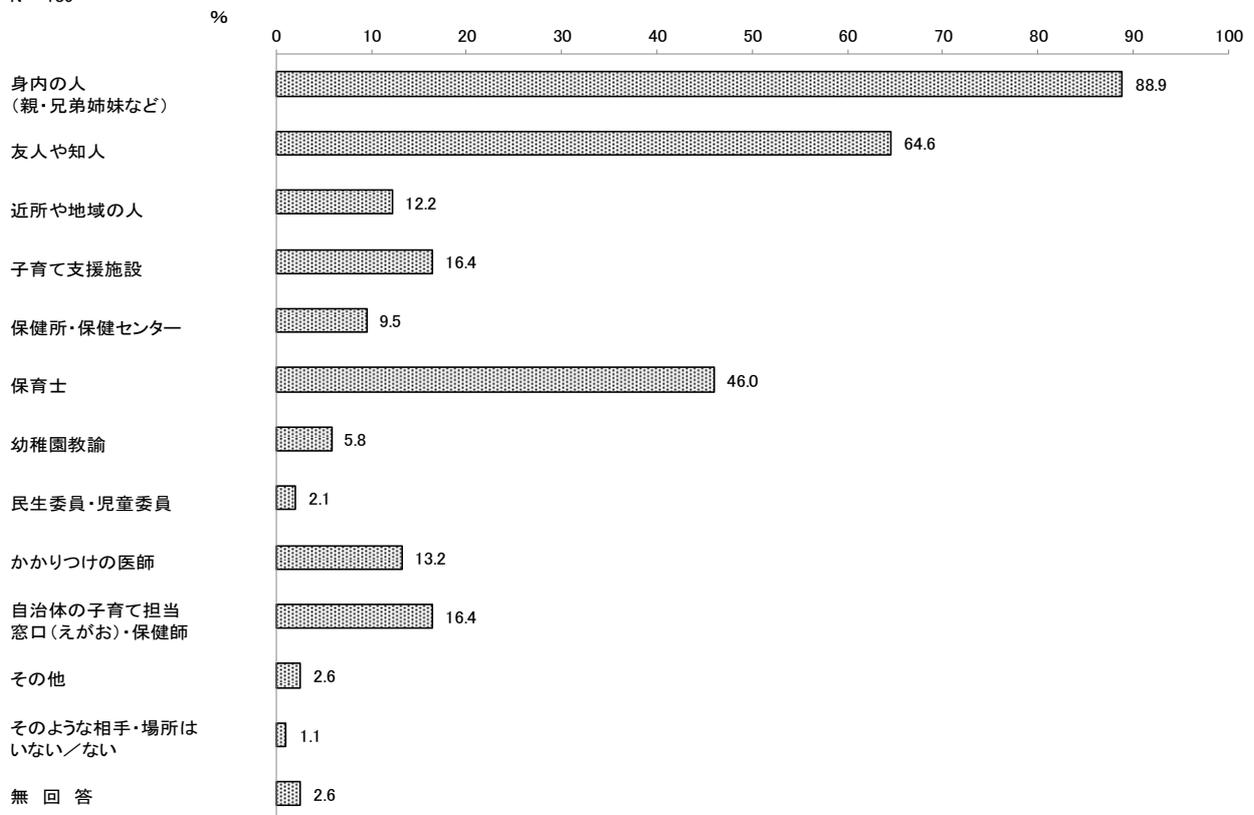
N = 229



イ 子育て等の相談先（MA）（就学前児童調査・小学生児童調査 共通設問）

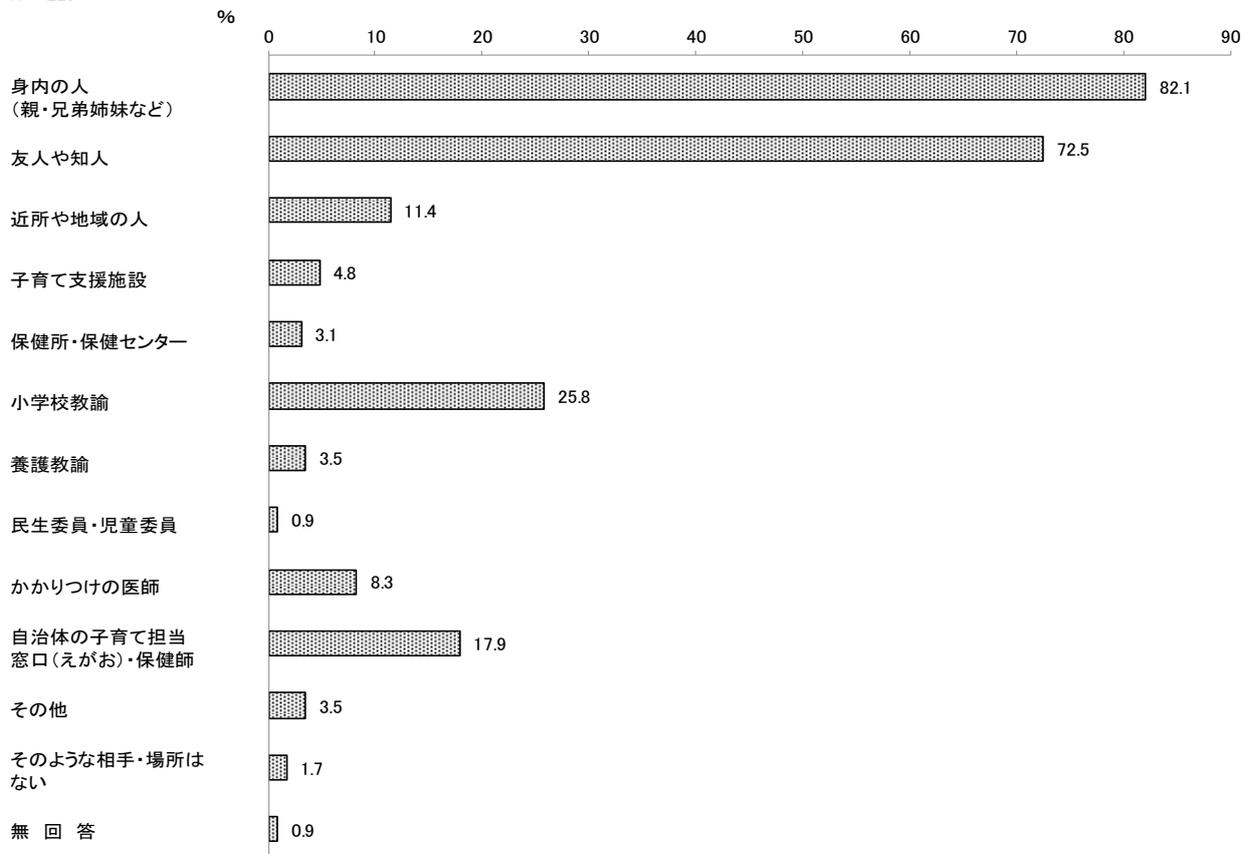
就学前児童調査では、「身内の人（親・兄弟姉妹など）」が89%と多く、次いで「友人や知人」が65%、「保育士」が46%となっています。

N = 189



小学生児童調査では、「身内の人（親・兄弟姉妹など）」が82%と多く、次いで「友人や知人」が73%、「小学校教諭」が26%となっています。

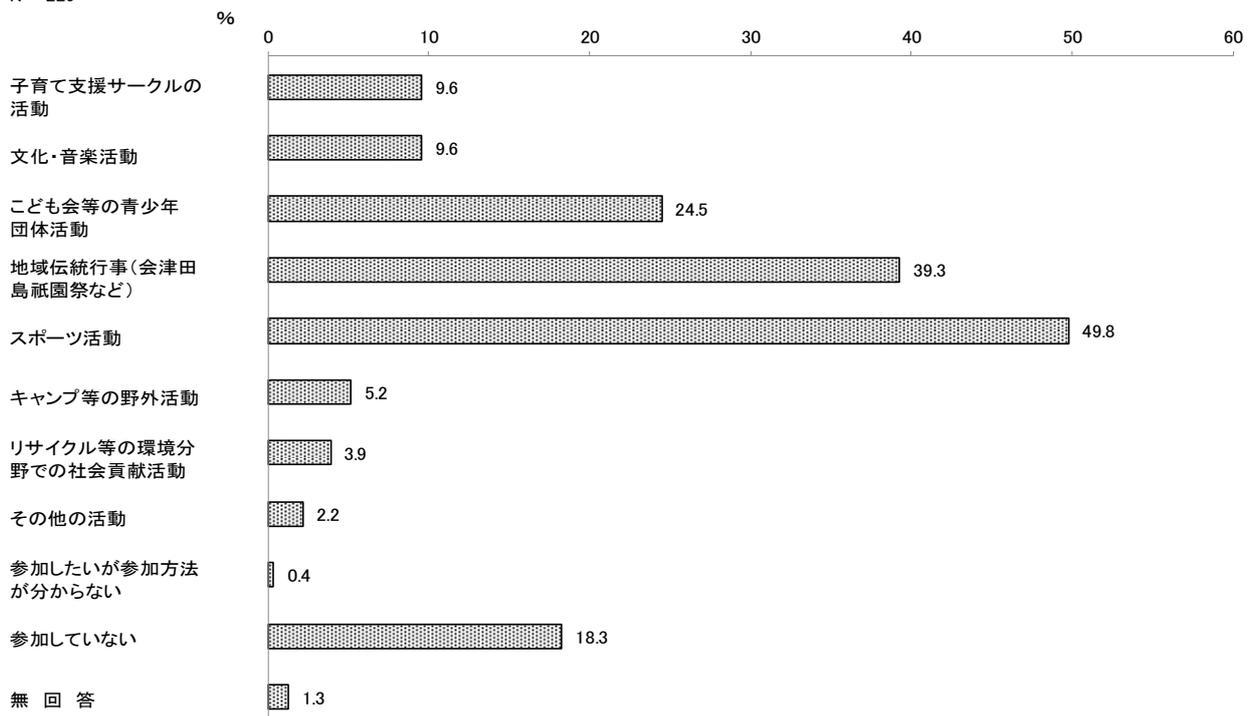
N = 229



ウ こどもの催しへの参加状況 (MA) (小学生児童調査 独自設問)

「スポーツ活動」が50%と多く、次いで「地域伝統行事(会津田島祇園祭など)」が39%、「子ども会等の青少年団体活動」が25%となっています。

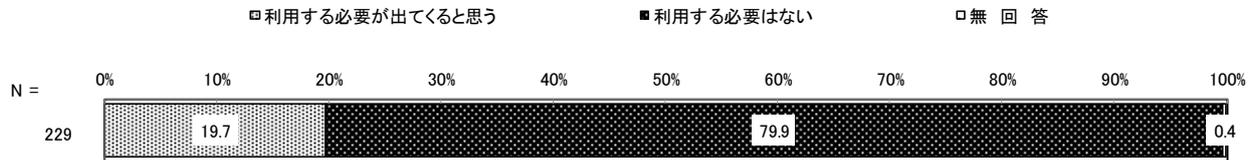
N = 229



⑨ お子さんの不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について

ア 宿泊を伴う一時預かりの必要な可能性（SA）（小学生児童調査 独自設問）

「利用する必要はない」が80%、「利用する必要が出てくると思う」が20%となっています。

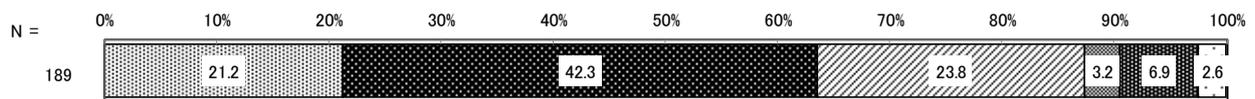


⑩ 子育ての不安や負担について

ア 子育てへの総括的な気持ち（SA）（就学前児童調査・小学生児童調査 共通設問）

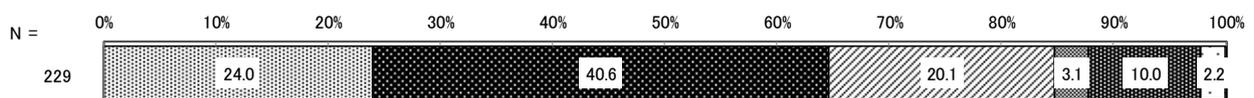
就学前児童調査では、「楽しい」が42%と多く、次いで「少し不安又は負担を感じる」が24%、「とても楽しい」が21%となっています。

□とても楽しい ■楽しい □少し不安又は負担を感じる ■とても不安又は負担を感じる ■どちらとも言えない □無回答



小学生児童調査では、「楽しい」が41%と多く、次いで「とても楽しい」が24%、「少し不安又は負担を感じる」が20%となっています。

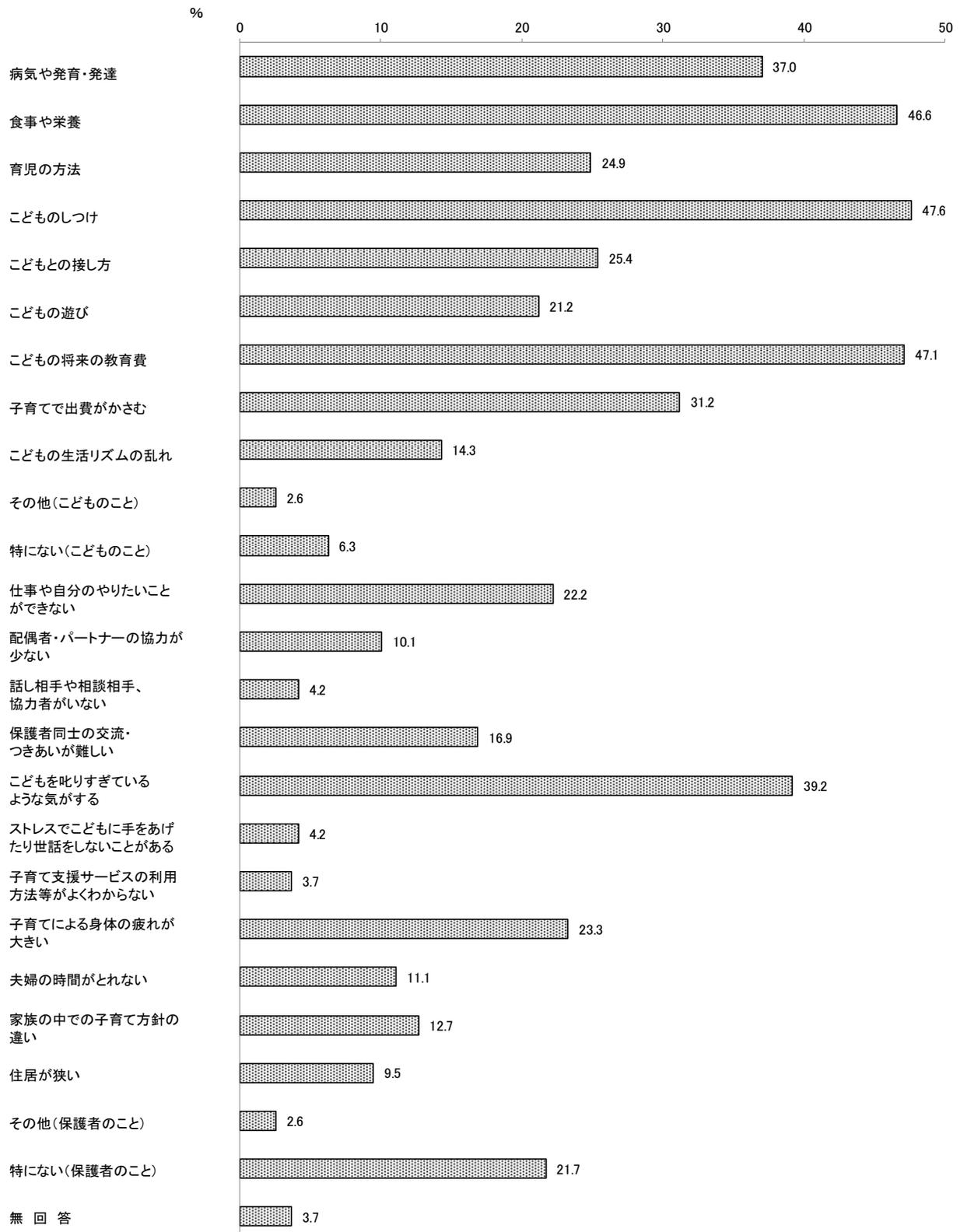
□とても楽しい ■楽しい □少し不安又は負担を感じる ■とても不安又は負担を感じる ■どちらとも言えない □無回答



イ 子育ての悩み、不安に感じること (MA) (就学前児童調査・小学生児童調査 共通設
問)

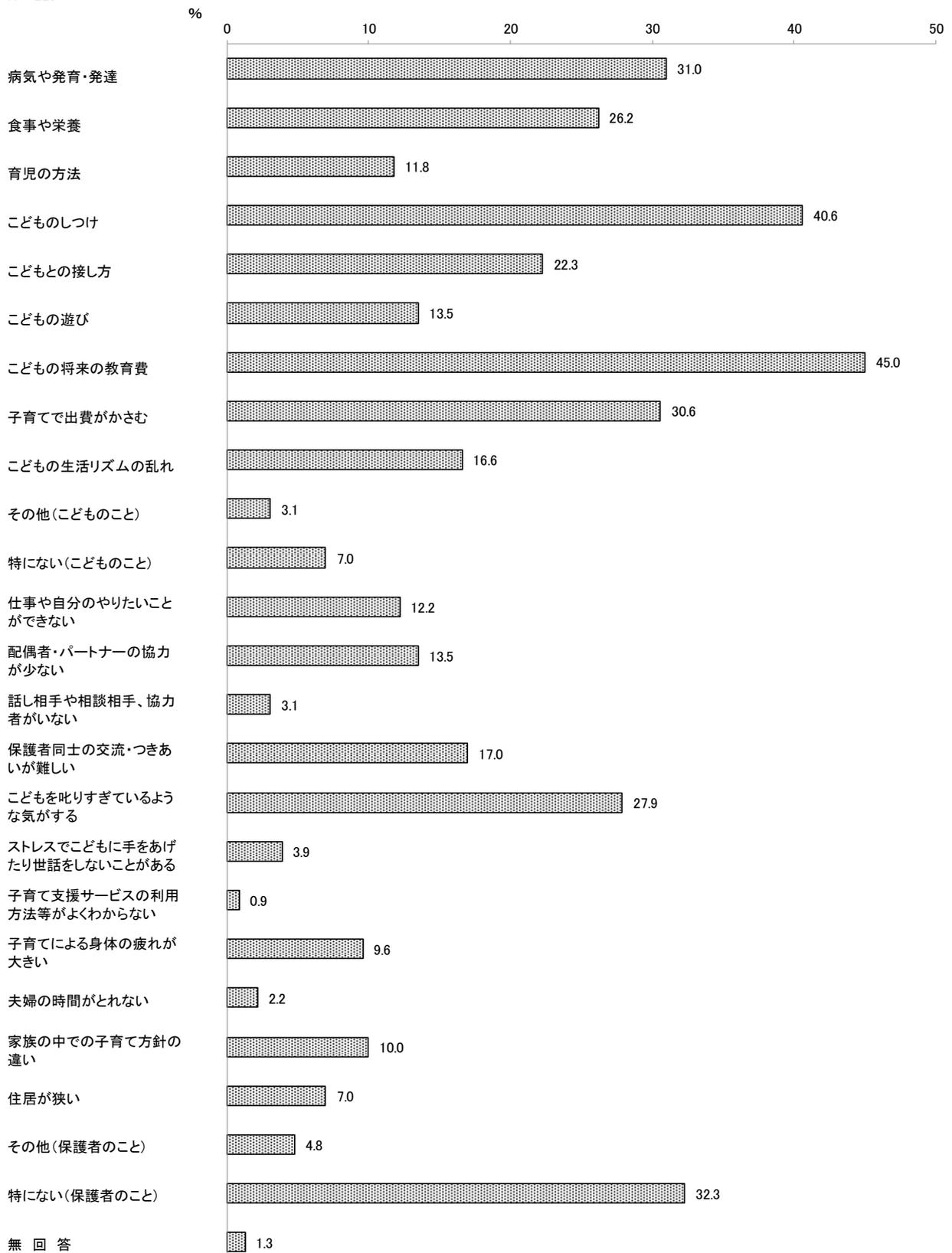
就学前児童調査では、「こどものしつけ」が48%と多く、次いで「食事や栄養」
「こどもの将来の教育費」がともに47%となっています。

N = 189



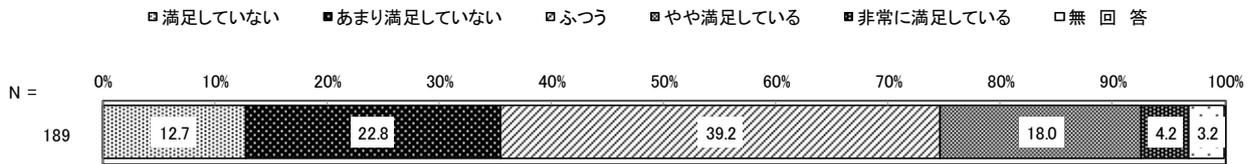
小学生児童調査では、「こどもの将来の教育費」が45%と多く、次いで「こどものしつけ」が41%、「特にない（保護者のこと）」が32%となっています。

N = 229

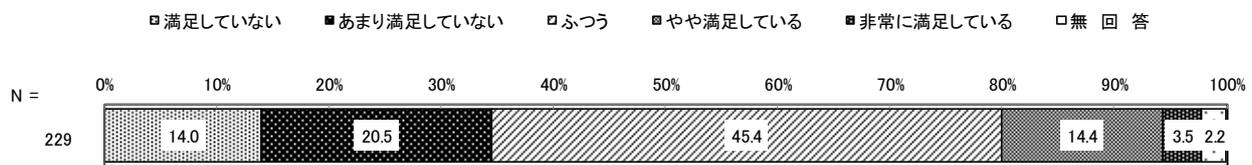


ウ 町の子育て環境や支援への満足度（SA）（就学前児童調査・小学生児童調査 共通設問）

就学前児童調査では、「ふつう」が39%と多く、次いで「あまり満足していない」が23%、「やや満足している」が18%となっています。



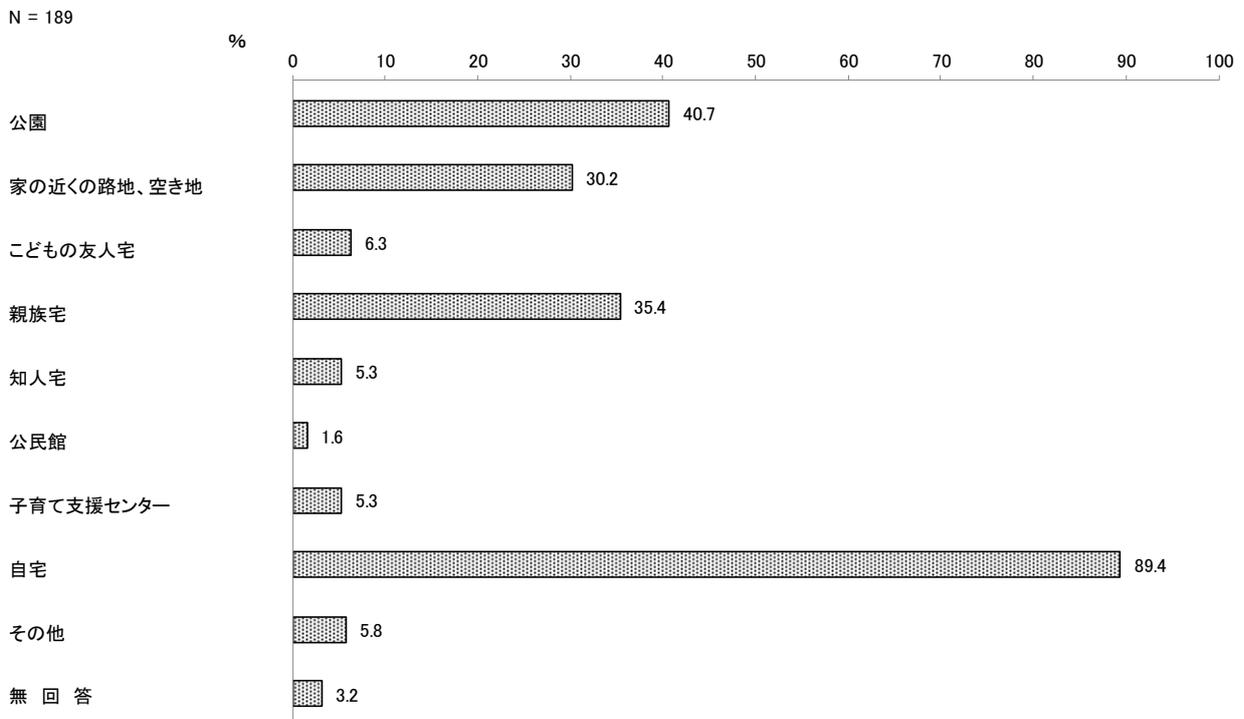
小学生児童調査では、「ふつう」が45%と多く、次いで「あまり満足していない」が21%、「満足していない」「やや満足している」がともに14%となっています。



⑪ こどもの居場所について

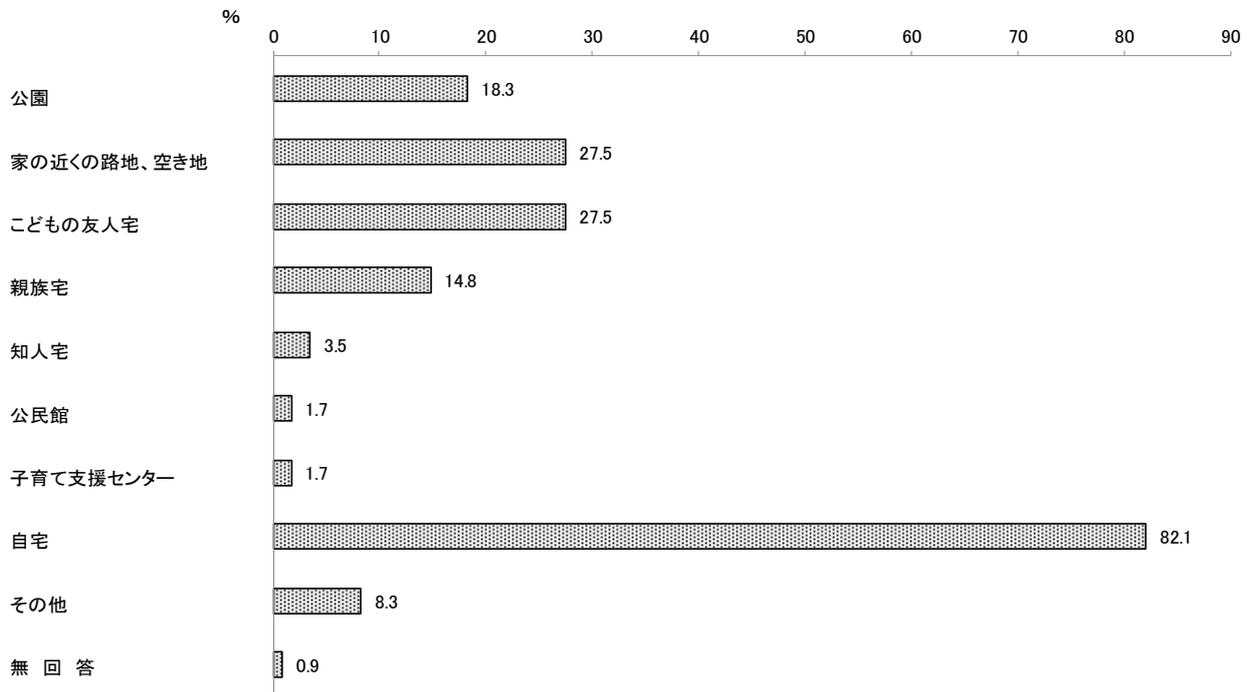
ア 日中遊ぶ場所（MA）（就学前児童調査・小学生児童調査 共通設問）

就学前児童調査では、「自宅」が89%と多く、次いで「公園」が41%、「親族宅」が35%となっています。



小学生児童調査では、「自宅」が82%と多く、次いで「家の近くの路地、空き地」「こどもの友人宅」がともに28%となっています。

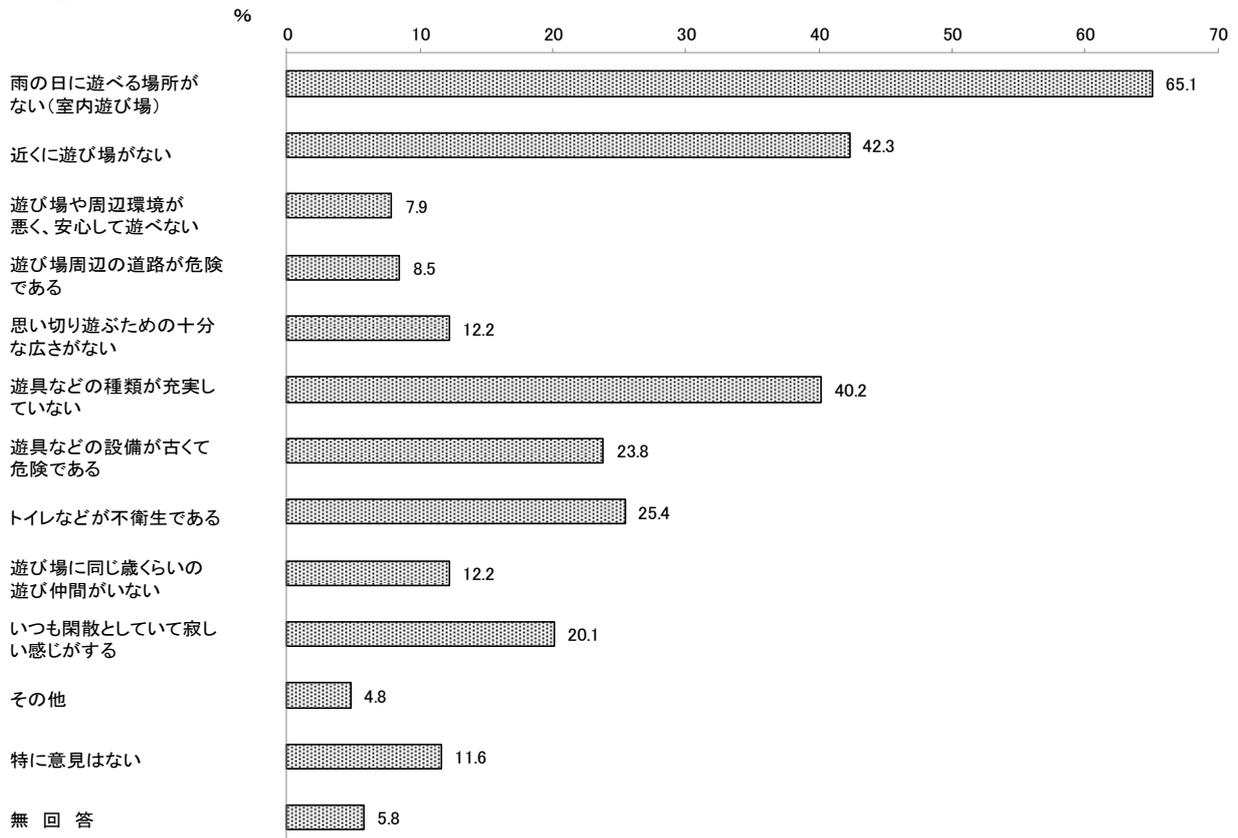
N = 229



イ こどもの遊び場で困ること (MA) (就学前児童調査・小学生児童調査 共通設問)

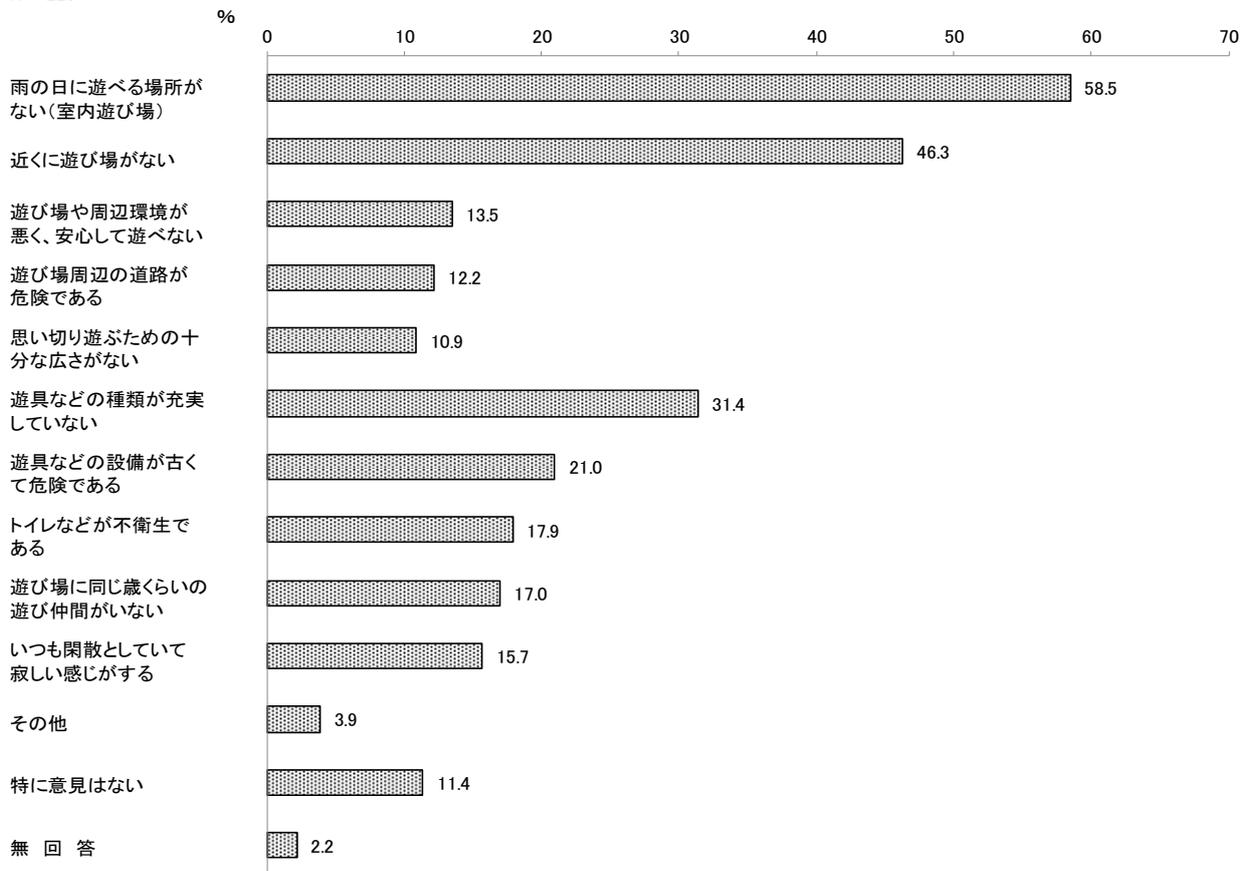
就学前児童調査では、「雨の日に遊べる場所がない(室内遊び場)」が65%と多く、次いで「近くに遊び場がない」が42%、「遊具などの種類が充実していない」が40%となっています。

N = 189



小学生児童調査では、「雨の日に遊べる場所がない（室内遊び場）」が59%と多く、次いで「近くに遊び場がない」が46%、「遊具などの種類が充実していない」が31%となっています。

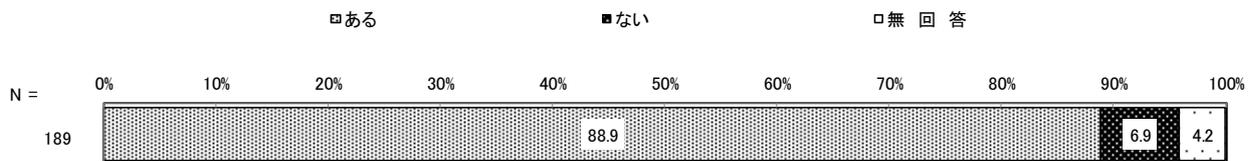
N = 229



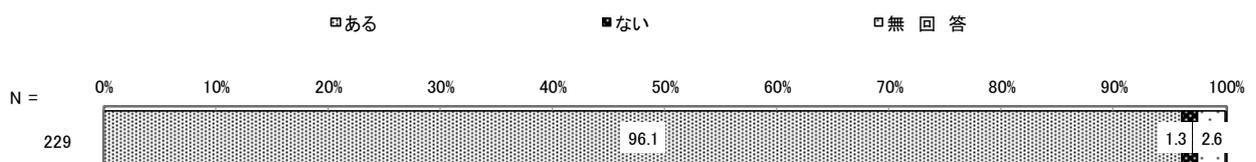
⑫ こどもへのスマホやネットの影響について

ア こどもにスマホ等を与えることの有無（SA）（就学前児童調査・小学生児童調査 共通設問）

就学前児童調査では、「ある」が89%、「ない」が7%となっています。



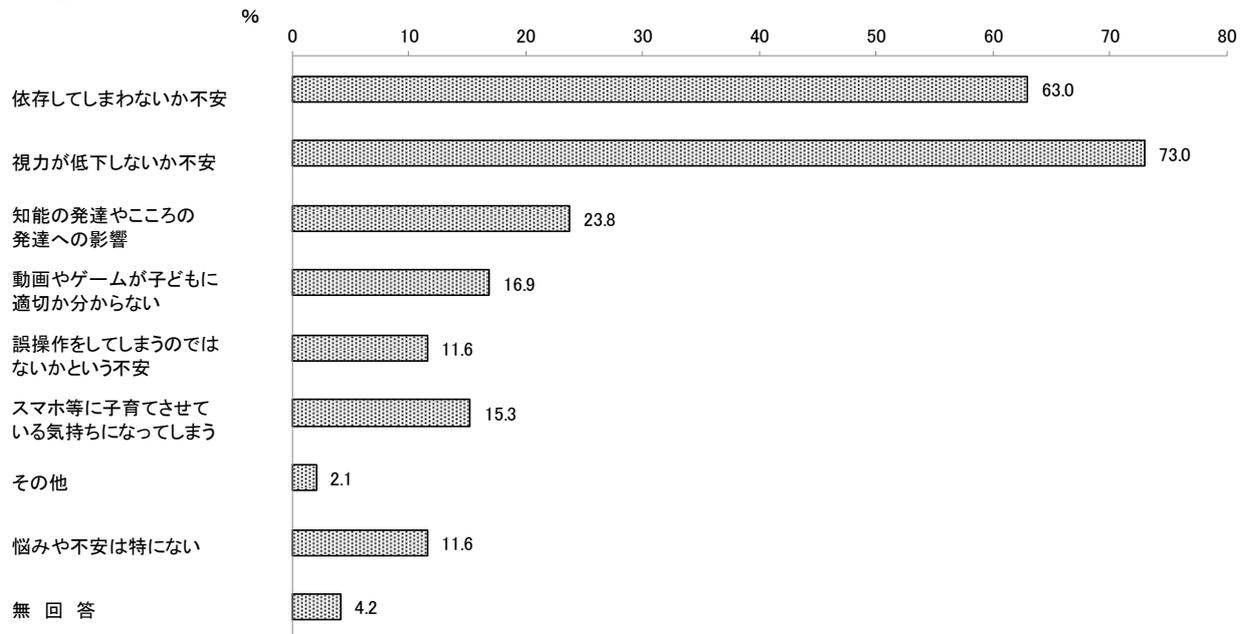
小学生児童調査では、「ある」が96%と多くなっています。



イ こどもがスマホ等を使用する悩みや不安 (MA) (就学前児童調査・小学生児童調査 共通設問)

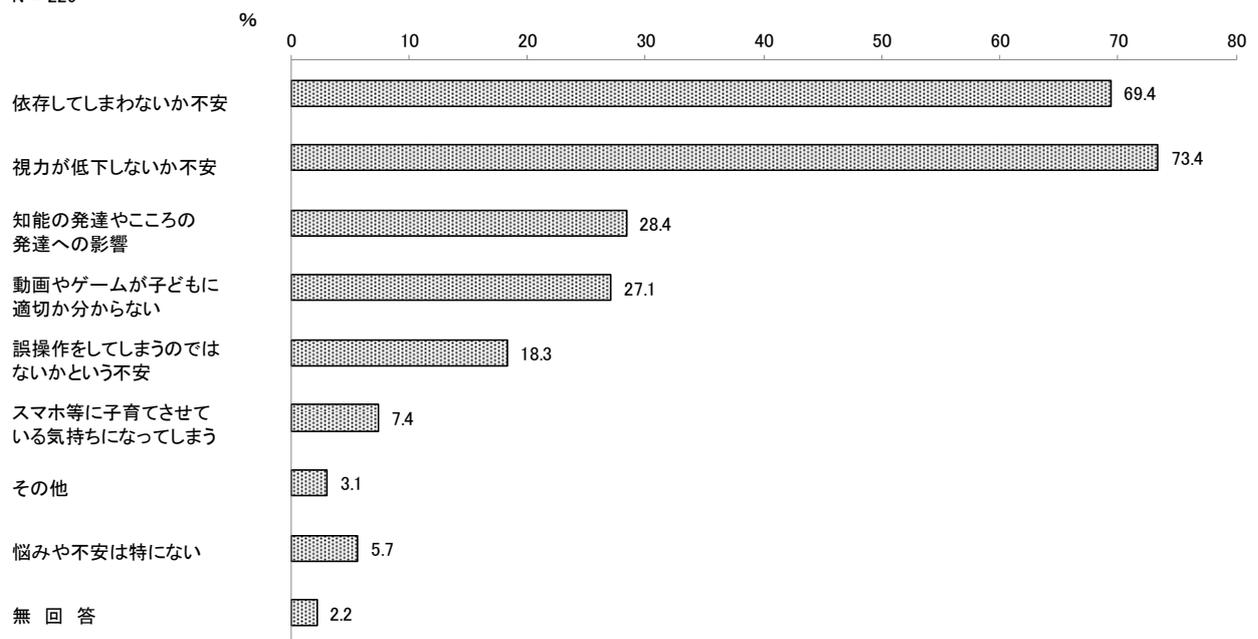
就学前児童調査では、「視力が低下しないか不安」が73%と多く、次いで「依存してしまわないか不安」が63%、「知能の発達やこころの発達への影響」が24%となっています。

N = 189



小学生児童調査では、「視力が低下しないか不安」が73%と多く、次いで「依存してしまわないか不安」が69%、「知能の発達やこころの発達への影響」が28%となっています。

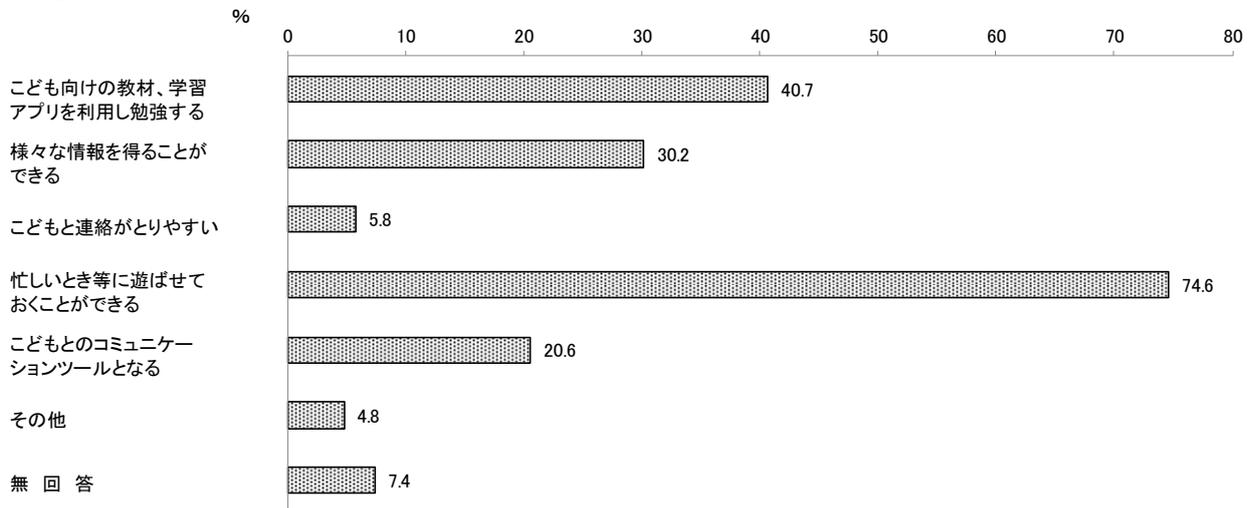
N = 229



ウ スマホ等が有効な場面（MA）（就学前児童調査・小学生児童調査 共通設問）

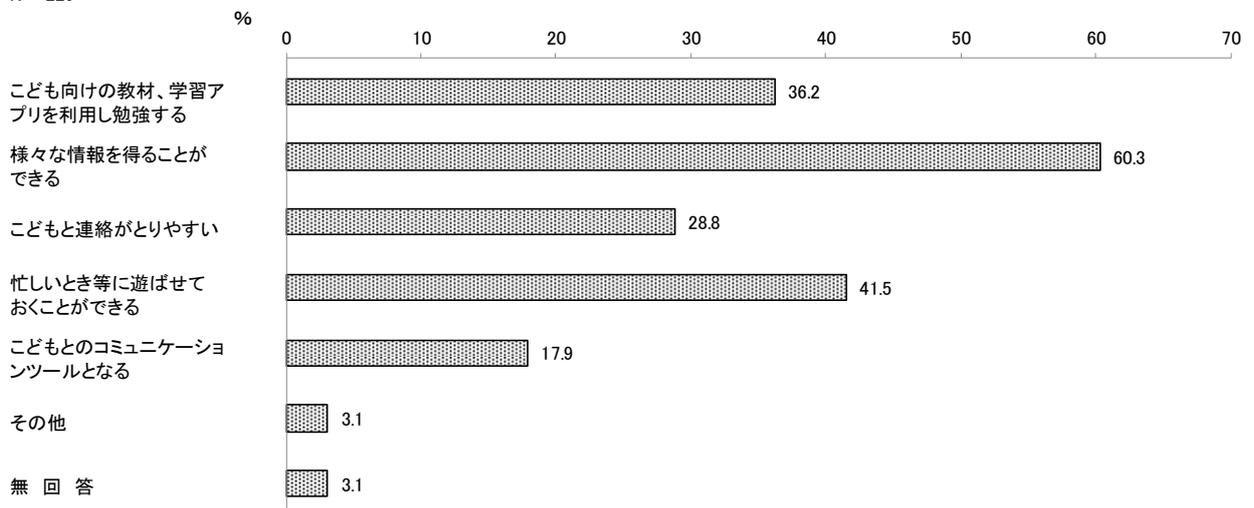
就学前児童調査では、「忙しいとき等に遊ばせておくことができる」が75%と多く、次いで「こども向けの教材、学習アプリを利用し勉強する」が41%、「様々な情報を得ることができる」が30%となっています。

N = 189



小学生児童調査では、「様々な情報を得ることができる」が60%と多く、次いで「忙しいとき等に遊ばせておくことができる」が42%、「こども向けの教材、学習アプリを利用し勉強する」が36%となっています。

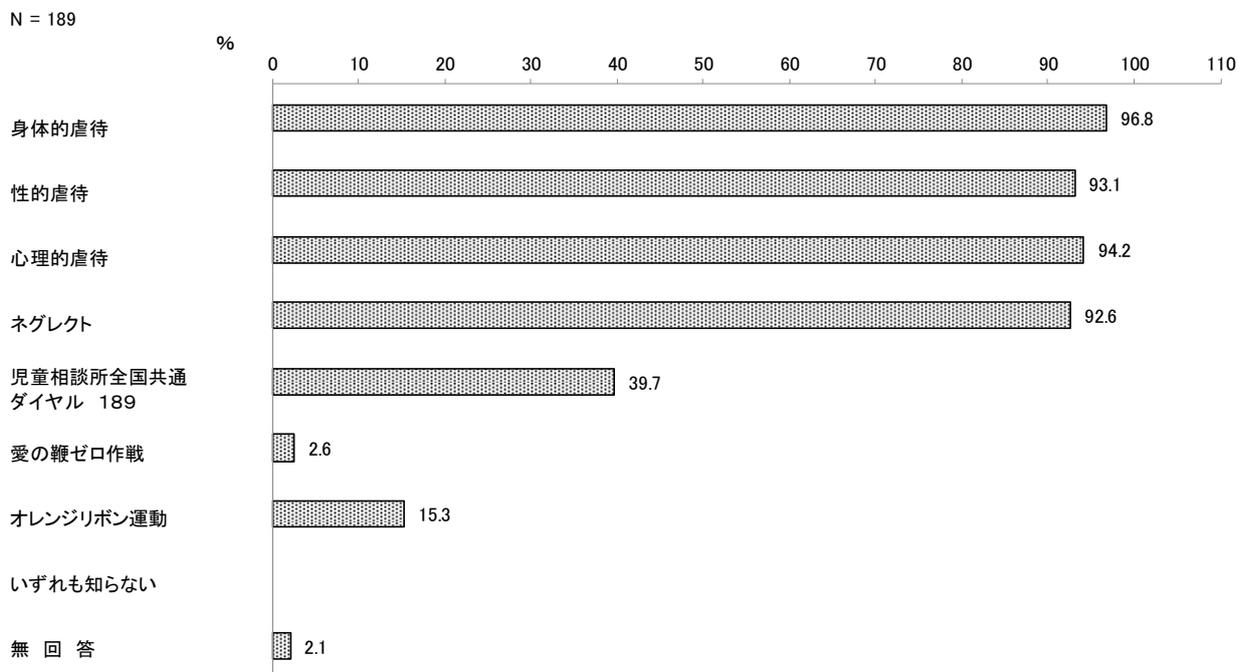
N = 229



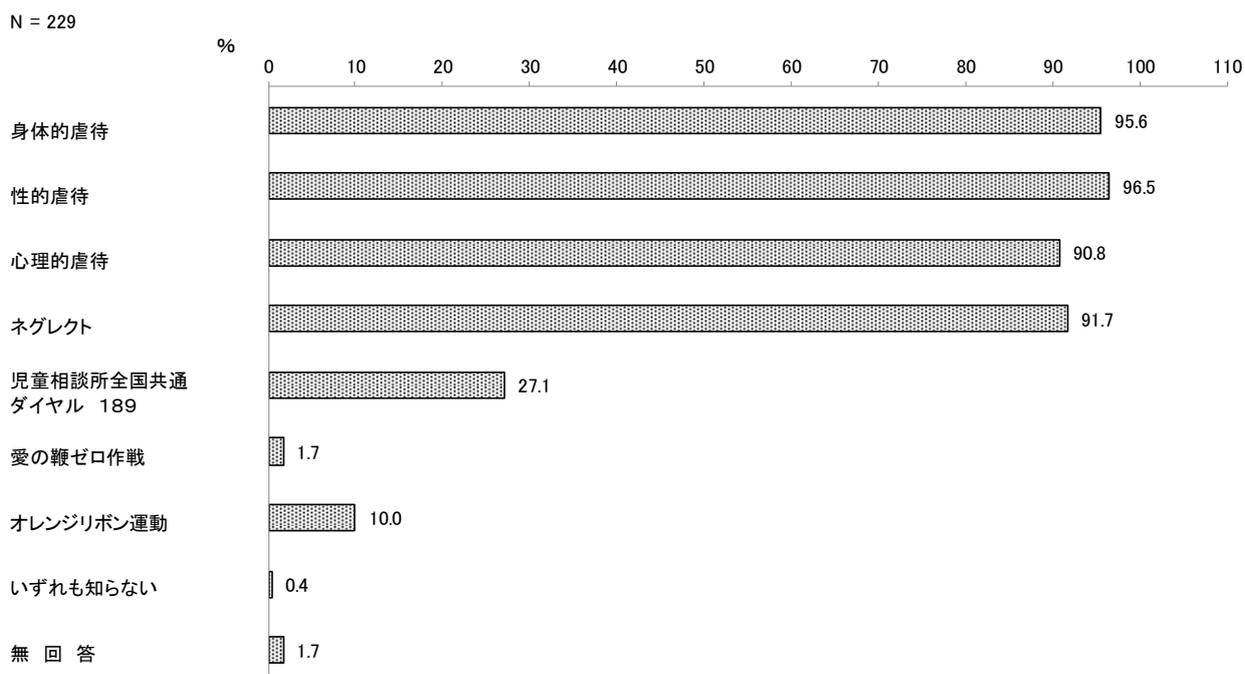
⑬ 児童虐待について

ア 児童虐待について知っていること (MA) (就学前児童調査・小学生児童調査 共通設問)

就学前児童調査では、「身体的虐待」が97%と多く、次いで「心理的虐待」が94%、「性的虐待」「ネグレクト」がともに93%となっています。



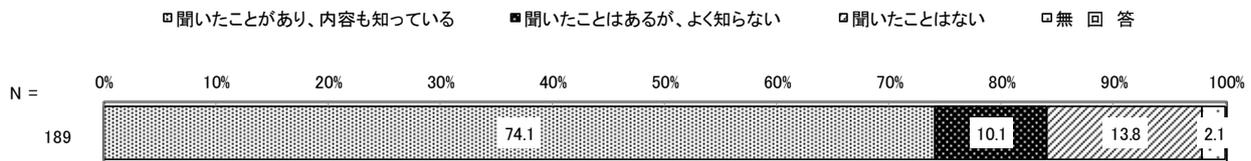
小学生児童調査では、「性的虐待」が97%と多く、次いで「身体的虐待」が96%、「ネグレクト」が92%となっています。



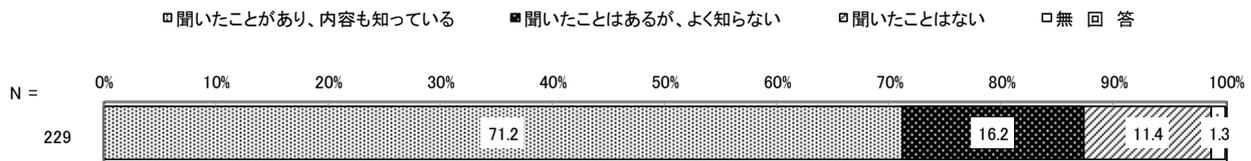
⑭ ヤングケアラー関係について

ア ヤングケアラーという言葉の認知 (SA) (就学前児童調査・小学生児童調査 共通設問)

就学前児童調査では、「聞いたことがあり、内容も知っている」が74%と多く、次いで「聞いたことはない」が14%、「聞いたことはあるが、よく知らない」が10%となっています。



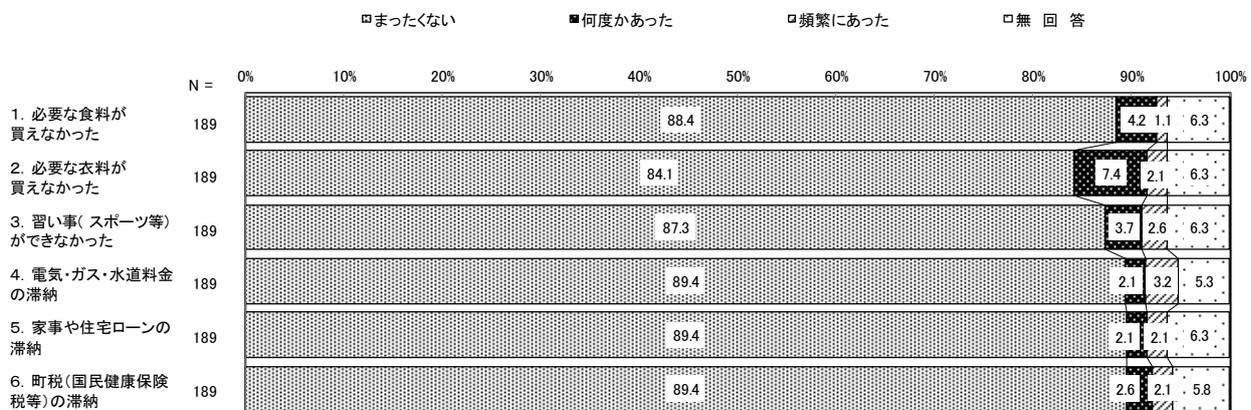
小学生児童調査では、「聞いたことがあり、内容も知っている」が71%と多く、次いで「聞いたことはあるが、よく知らない」が16%、「聞いたことはない」が11%となっています。



⑮ 世帯状況について

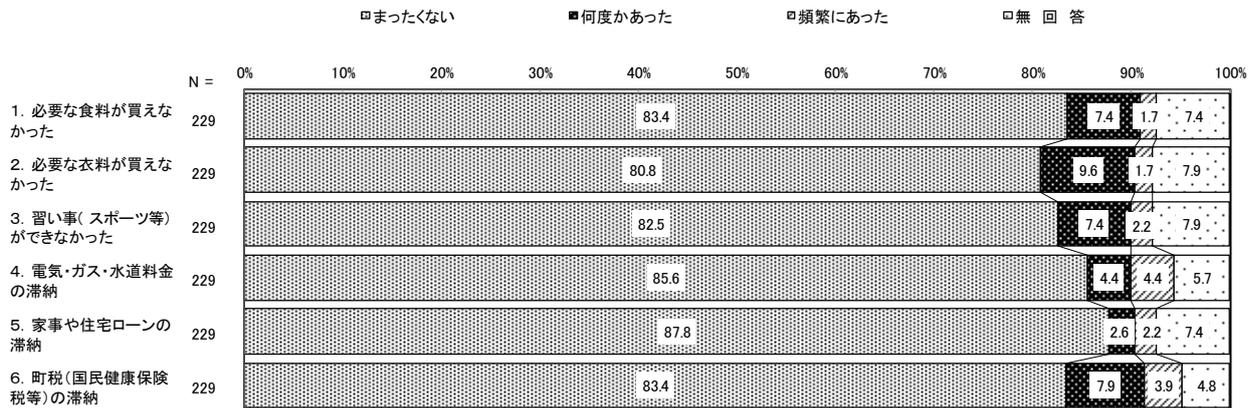
ア 過去1年間の経済的な困難事例 (SA) (就学前児童調査・小学生児童調査 共通設問)

就学前児童調査では、「まったくない」が高かった項目は、「電気・ガス・水道料金の滞納」「家事や住宅ローンの滞納」「町税(国民健康保険税等)の滞納」がそれぞれ89%と多くなっています。「何度かあった」が高かった項目は、「必要な衣料が買えなかった」が7%と多く、次いで「必要な食料が買えなかった」「習い事(スポーツ等)ができなかった」がともに4%となっています。



小学生児童調査では、「まったくない」が高かった項目は、「家事や住宅ローンの滞納」が88%と多く、次いで「電気・ガス・水道料金の滞納」が86%、「必要な食料が買えなかった」「習い事（スポーツ等）ができなかった」「町税（国民健康保険税等）の滞納」がそれぞれ83%と多くなっています。

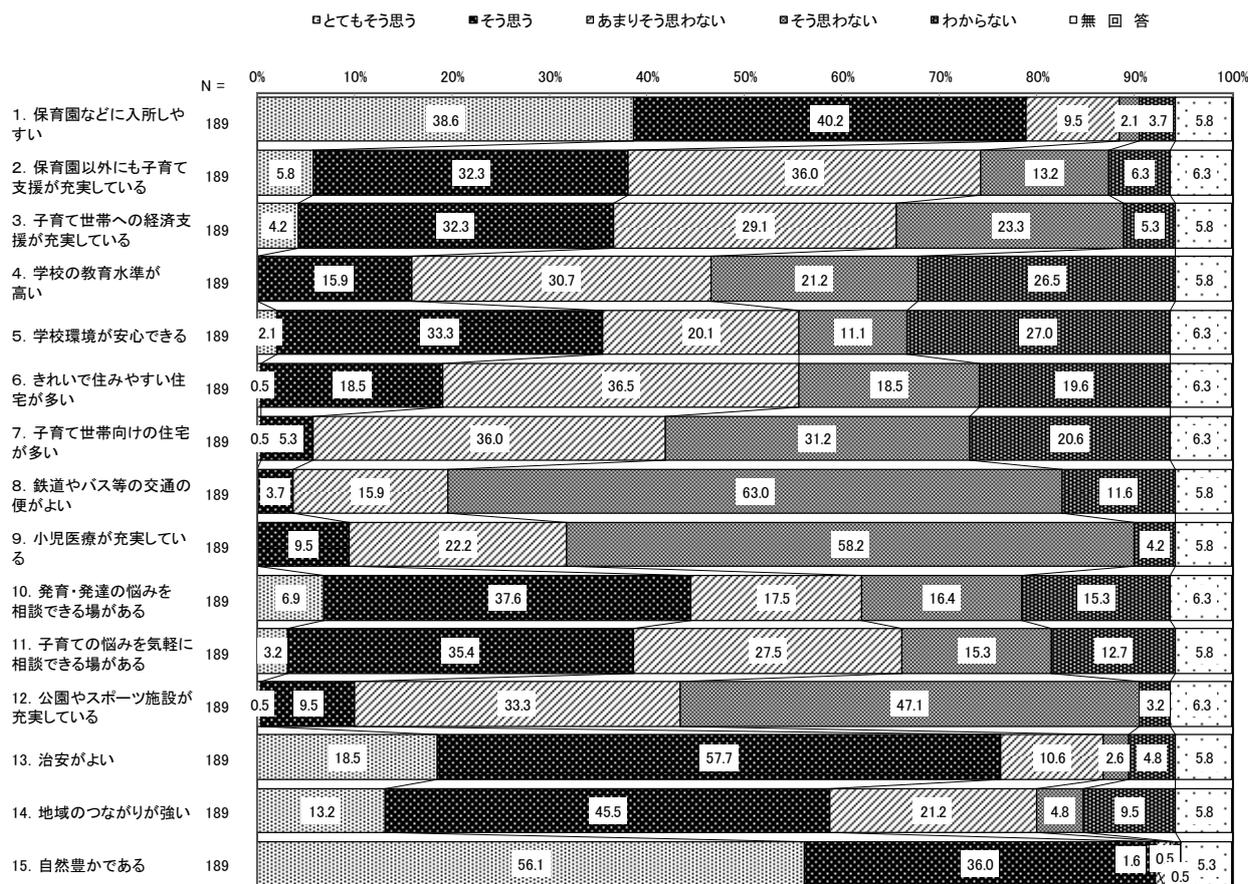
「何度かあった」が高かった項目は、「必要な衣料が買えなかった」が10%と多く、次いで「町税（国民健康保険税等）の滞納」が8%、「必要な食料が買えなかった」「習い事（スポーツ等）ができなかった」がともに7%となっています。



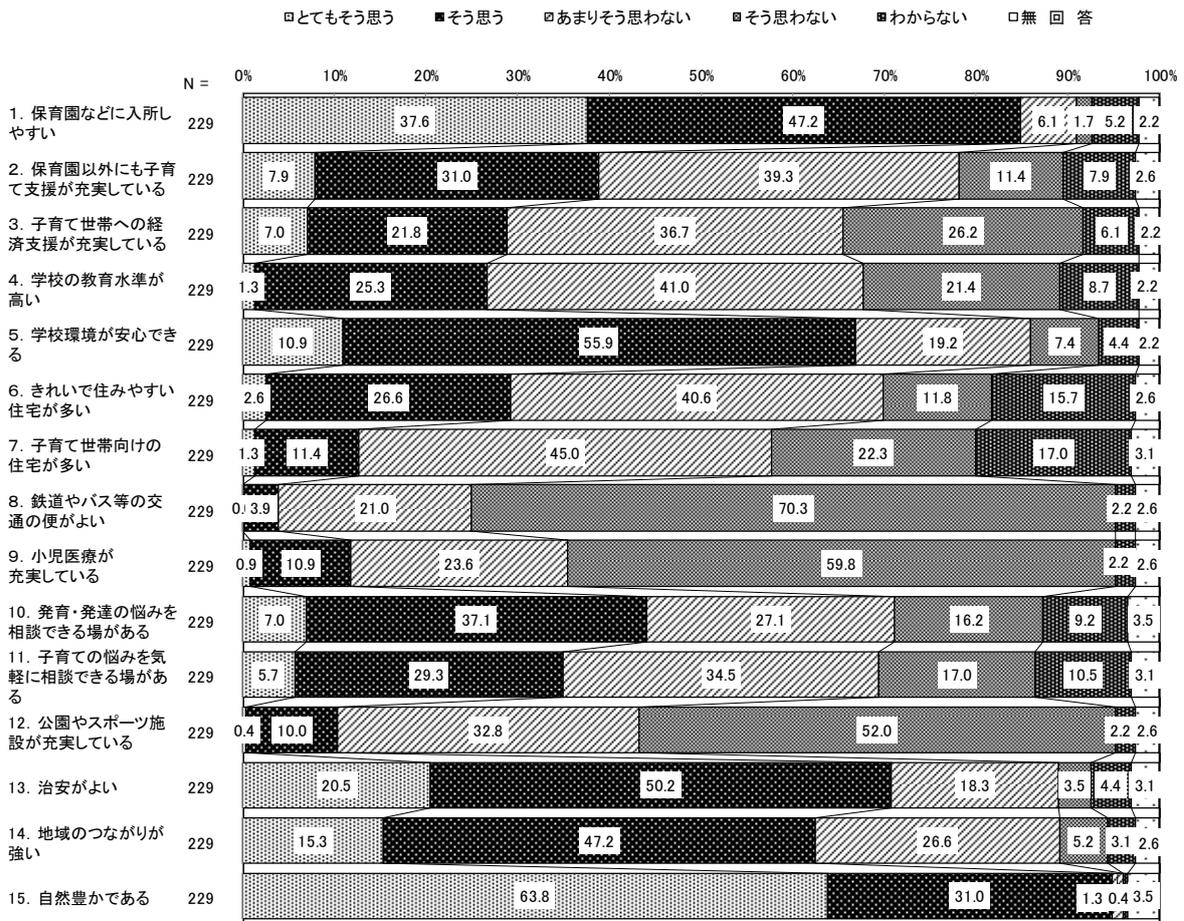
⑩ 子育て環境全般への評価や意向について

ア 南会津町の子育て環境について (SA) (就学前児童調査・小学生児童調査 共通設問)

就学前児童調査では、「とてもそう思う」「そう思う」を合わせた『そう思う項目』は、「自然豊かである」が92%と多く、次いで「保育園などに入所しやすい」が79%、「治安がよい」が76%となっています。一方、「あまりそう思わない」「そう思わない」を合わせた『そう思わない項目』は、「公園やスポーツ施設が充実している」「小児医療が充実している」がともに80%と多く、次いで「鉄道やバス等の交通の便がよい」が79%となっています。

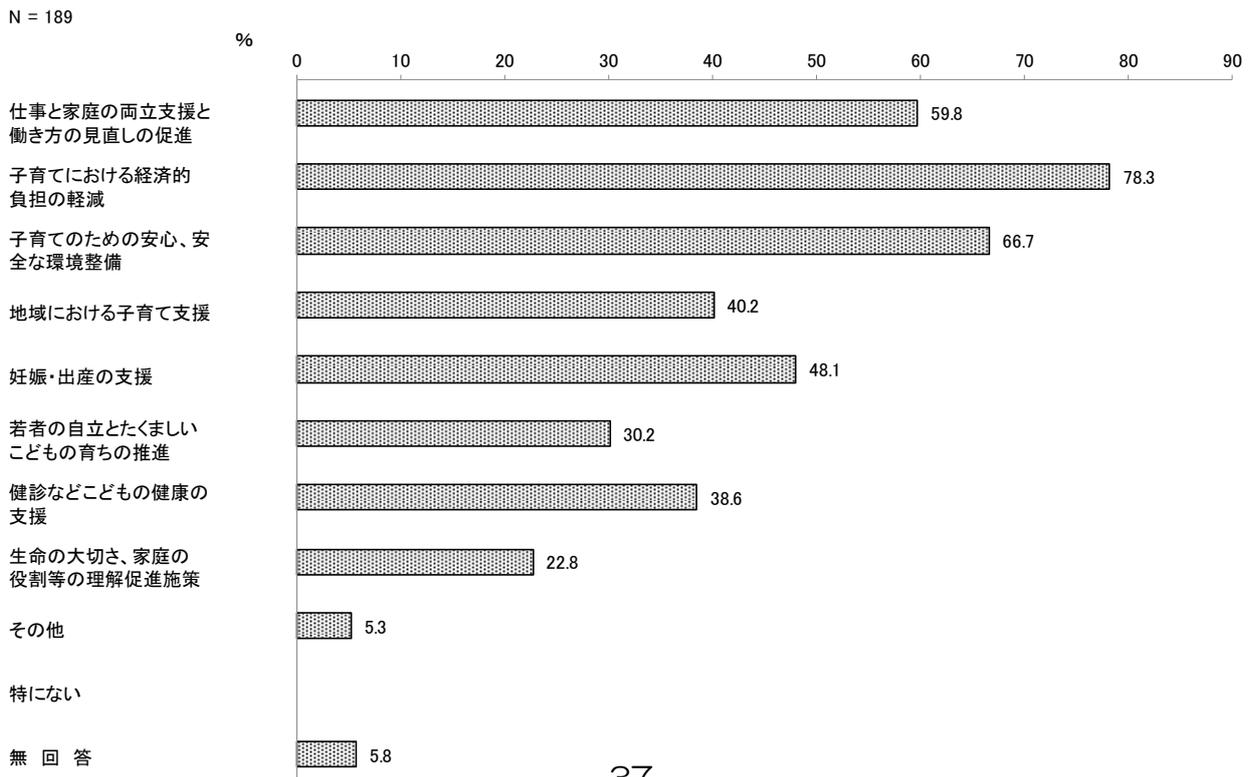


小学生児童調査では、「とてもそう思う」「そう思う」を合わせた『そう思う項目』は、「自然豊かである」が95%と多く、次いで「保育園などに入所しやすい」が85%、「治安がよい」が71%となっています。一方、「あまりそう思わない」「そう思わない」を合わせた『そう思わない項目』は、「鉄道やバス等の交通の便がよい」が91%と多く、次いで「公園やスポーツ施設が充実している」が85%、「小児医療が充実している」が83%となっています。



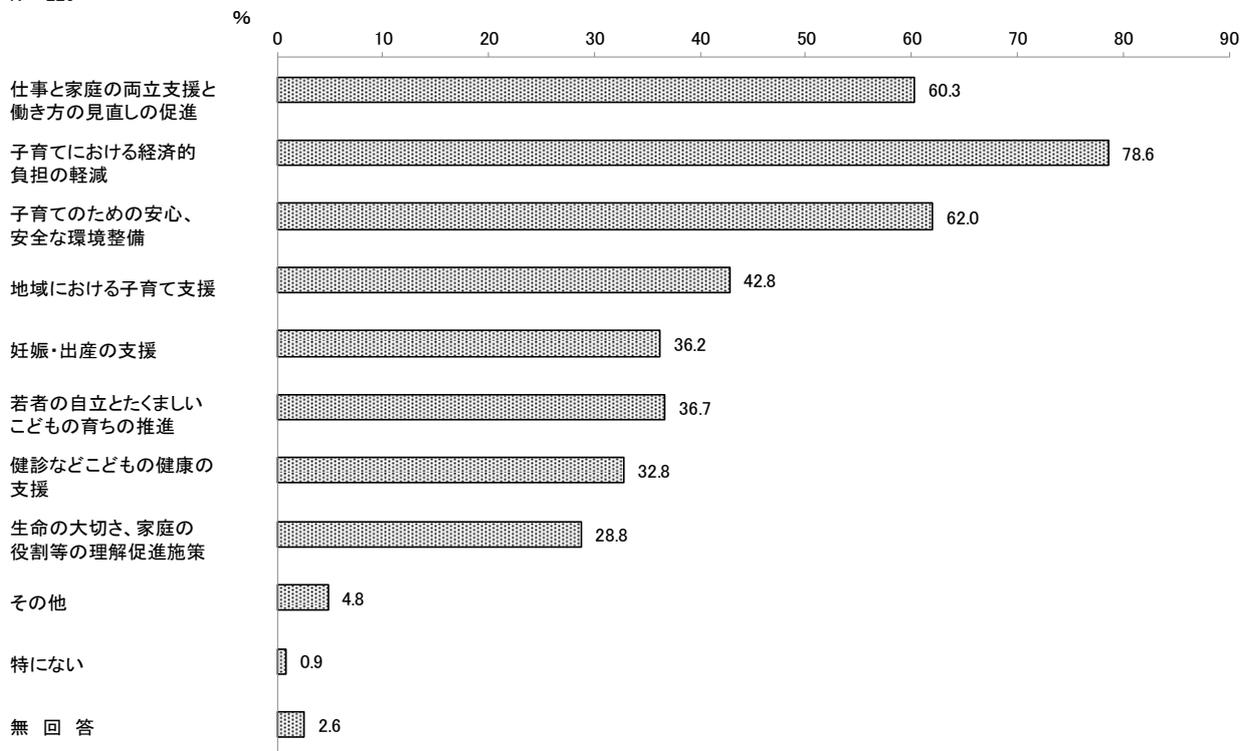
イ 望ましい子育て支援施策（MA）（就学前児童調査・小学生児童調査 共通設問）

就学前児童調査では、「子育てにおける経済的負担の軽減」が78%と多く、次いで「子育てのための安心、安全な環境整備」が67%、「仕事と家庭の両立支援と働き方の見直しの促進」が60%となっています。



小学生児童調査では、「子育てにおける経済的負担の軽減」が79%と多く、次いで「子育てのための安心、安全な環境整備」が62%、「仕事と家庭の両立支援と働き方の見直しの促進」が60%となっています。

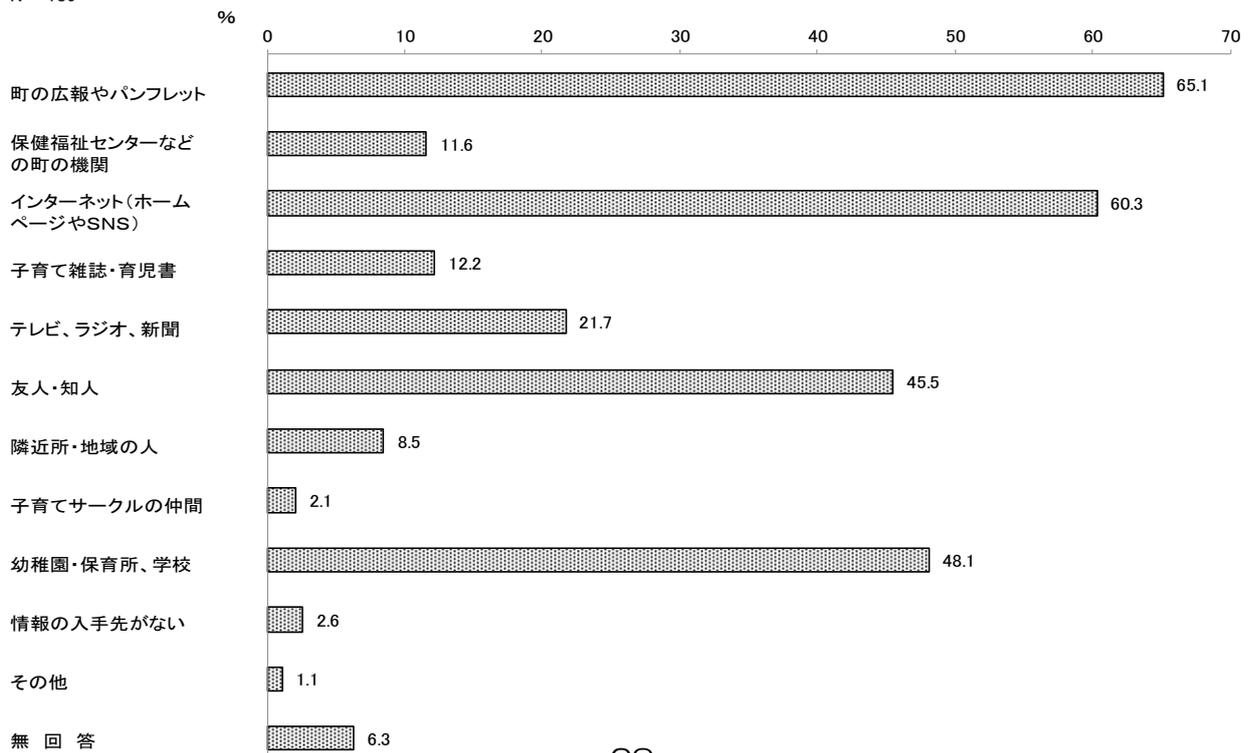
N = 229



ウ 子育て情報の入手先 (MA) (就学前児童調査・小学生児童調査 共通設問)

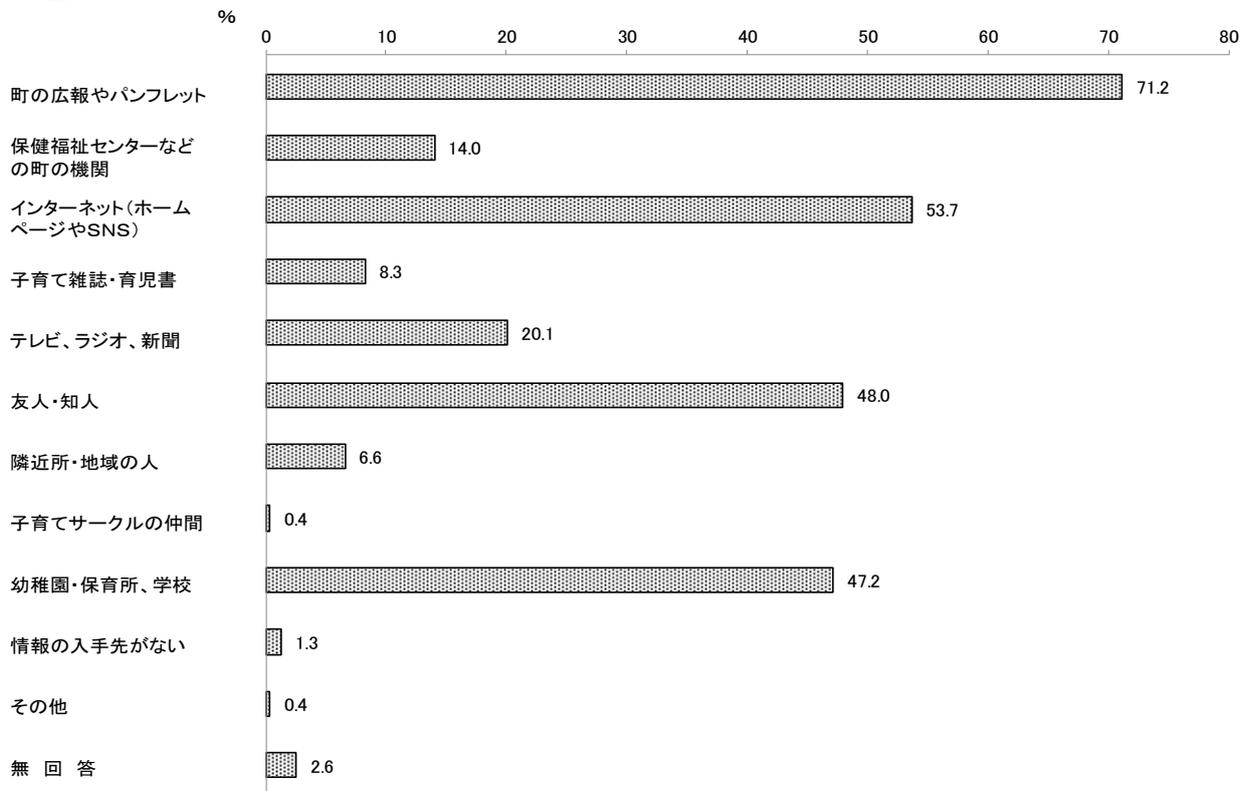
就学前児童調査では、「町の広報やパンフレット」が65%と多く、次いで「インターネット(ホームページやSNS)」が60%、「幼稚園・保育所、学校」が48%となっています。

N = 189



小学生児童調査では、「町の広報やパンフレット」が71%と多く、次いで「インターネット（ホームページやSNS）」が54%、「友人・知人」が48%となっています。

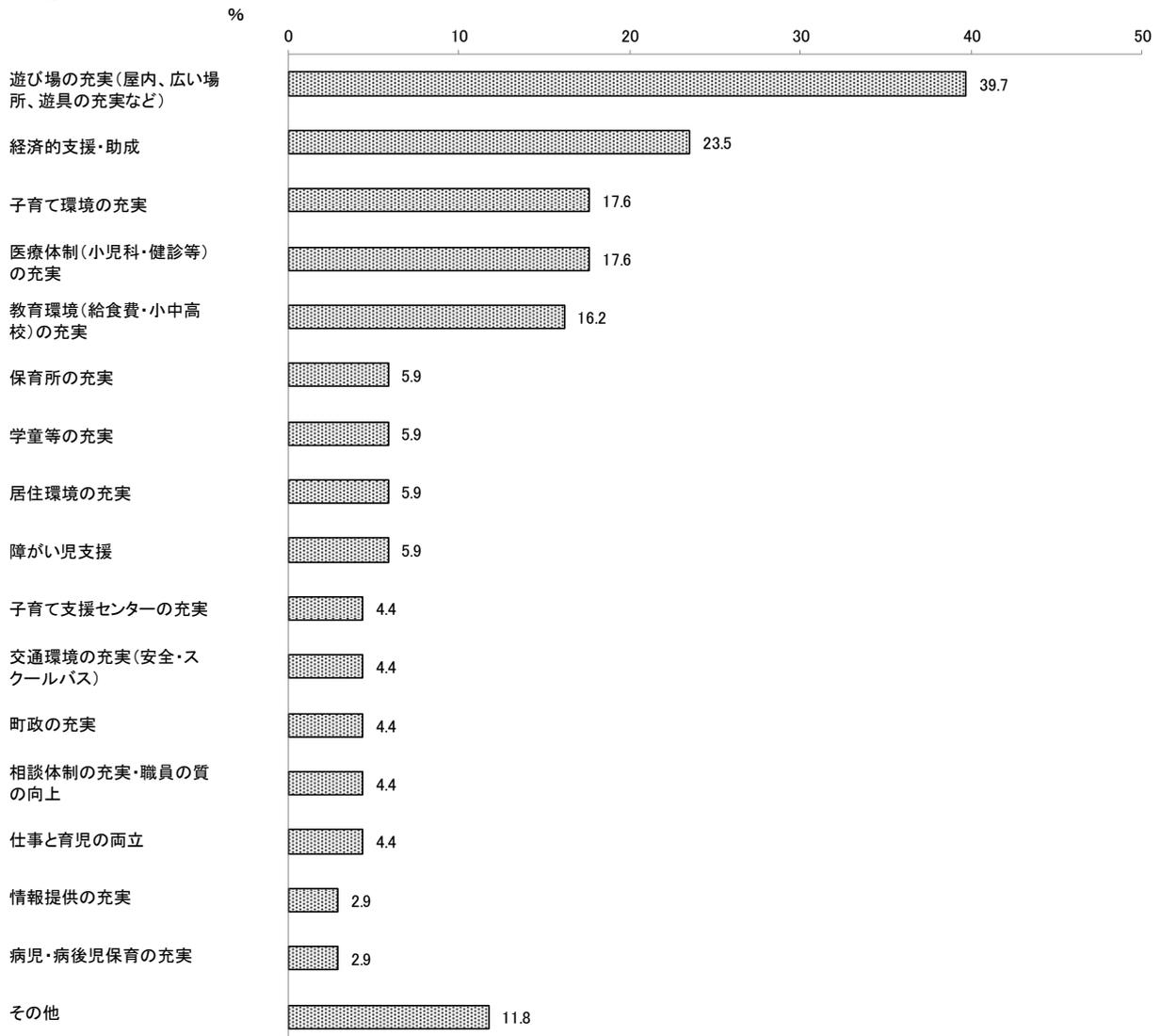
N = 229



⑰ 自由意見について

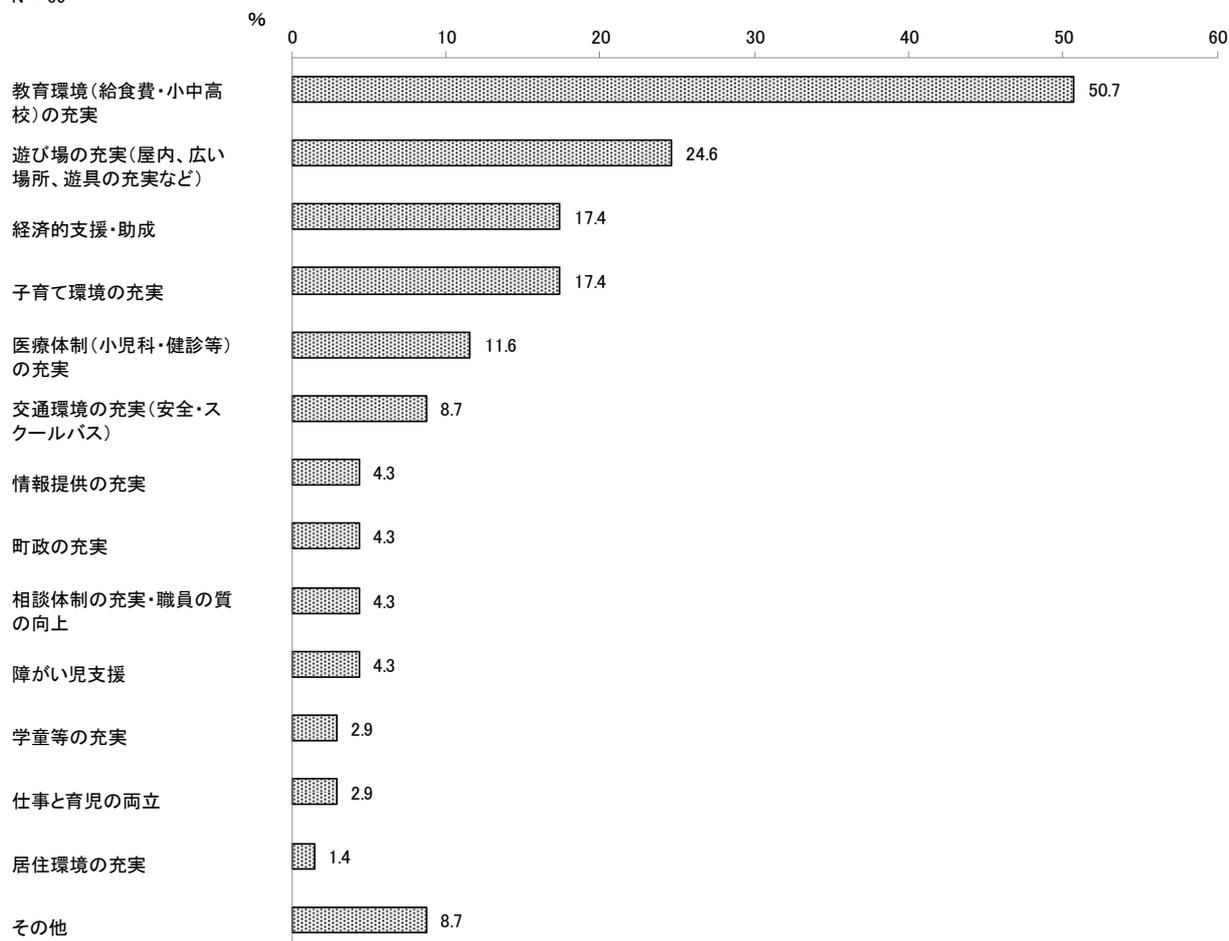
就学前児童調査では、回答者の36%が記述し、記述内容を分類すると「遊び場の充実（屋内、広い場所、遊具の充実など）」が40%と多く、次いで「経済的支援・助成」が24%、「子育て環境の充実」「医療体制（小児科・健診等）の充実」がともに18%となっています。

N = 68



小学生児童調査では、回答者の30%が記述し、記述内容を分類すると「教育環境（給食費・小中高校）の充実」が51%と多く、次いで「遊び場の充実（屋内、広い場所、遊具の充実など）」が25%、「経済的支援・助成」「子育て環境の充実」がともに17%となっています。

N = 69



(3) 調査結果のまとめ

- ◆ 主な育児者について、「父母ともに」は就学前児童保護者が65%、小学生児童保護者が68%。また、「主に母親」は就学前児童保護者が32%、小学生児童保護者が28%。就学前児童保護者と比べて小学生児童保護者は、「主に母親」がやや低い状況です。
- ◆ 就労している母親は、就学前児童保護者が83%、小学生児童保護者が96%。一方、就労している父親は、就学前児童保護者が95%、小学生児童保護者が99%。母親父親ともに就学前児童保護者と比べて小学生児童保護者の就業率が高い状況です。
- ◆ 子育て等の相談先について、「身内の人(親・兄弟姉妹など)」は就学前児童保護者が89%、小学生児童保護者が82%。また、「友人や知人」は就学前児童保護者が65%、小学生児童保護者が73%。小学生児童保護者と比べて就学前児童保護者は、「身内の人(親・兄弟姉妹など)」がやや高い状況です。

- ◆望ましい子育て支援施策について、「子育てにおける経済的負担の軽減」は就学前児童保護者では78%、小学生児童保護者では79%。また、「子育てのための安心、安全な環境整備」は就学前児童保護者では67%、小学生児童保護者では62%。さらに、「仕事と家庭の両立支援と働き方の見直しの促進」は就学前児童保護者では60%、小学生児童保護者では60%。就学前児童保護者・小学生児童保護者ともに、同様の施策への希望が高い状況です。
- ◆利用したい病児保育等について、就学前児童保護者では「小児科に併設した施設でこどもを保育する事業」が39%と多く、次いで「利用したいと思わない」が37%、「他の施設に併設した施設でこどもを保育する事業」が11%。小学生児童保護者では「いずれも利用したいとは思わない」が52%と多く、「病児・病後児保育事業」が31%、「ファミリー・サポート・センター等」が20%と、利用意向がない保護者は小学生児童保護者が多くなっています。
- ◆就学前児童保護者が「定期的に利用している」事業は、「認可保育所」が65%、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」が8%。
- ◆就学前児童保護者が不定期に利用したい一時預かり事業は、「利用希望はない」が58%と多く、次いで「一時預かり」が23%、「ファミリー・サポート・センター」「こども誰でも通園制度（仮称）」がともに9%。
- ◆就学前児童保護者が小学校低学年時の放課後に過ごさせたい場所は、「放課後」は、「放課後児童クラブ（学童保育）」が58%と多く、「自宅」が55%、「習い事（ピアノ教室、学習塾など）」が33%。「土曜日」は、「自宅」が67%と多く、「その他（公民館、公園など）」が27%、「祖父母宅や友人・知人宅」が26%。「日曜・祝日」は、「自宅」が84%と多く、「祖父母宅や友人・知人宅」が27%、「その他（公民館、公園など）」が26%。
- ◆小学生児童保護者が放課後に過ごさせたい場所は、「1～3年生」は、「放課後児童クラブ（学童保育）」が44%と多く、「自宅」が42%、「放課後子ども教室」が23%。「4～6年生」は、「自宅」が57%と多く、「放課後児童クラブ（学童保育）」が28%、「習い事（ピアノ教室、スポーツ活動、学習塾など）」が22%。

5 子育てみらいワークショップ

(1) 開催概要

子育てみらいワークショップは、「南会津町第3期子ども・子育て支援事業計画」の策定を進めるにあたり、子育て家庭の生活状況や町の施策に対するご意見・ご要望を計画に反映させるために、就学前・小学生のお子さんの保護者から直接意見を伺うために下記のとおり開催しました。

日時：令和6年11月24日（日）13：30～15：00

場所：南会津町役場本庁舎1階 多目的ホール

参加者：就学前・小学生のお子さんの保護者7人

開催方法：本町の現状について説明し、その後、参加のひとりにファシリテーターを依頼し、参加者同士が意見を出し合うかたちで実施しました。

(2) 子育てみらいワークショップのまとめ

町の子育てしやすいところや子育てしにくいところ、要望など様々な意見が出ました。要望としては施設、経済支援、医療体制、情報提供などの意見があり、特に、情報提供については、実際に事業を実施しているにも関わらず、情報が届いていないことが見受けられるなどの提供体制や提供方法について課題がみつかりました。

6 第2期事業計画の評価

基本施策は多くの施策で策定時を維持している

第2期事業計画の基本施策にあげられた施策について、実施状況を下記のAからDの4段階で評価を行いました。

《各施策の評価》

基本目標-基本施策		施策数	評価※			
			A	B	C	D
基本目標Ⅰ みんなで子育てを支えるまちづくり						
I-1	地域における子育て支援サービスの充実	7	2	5	0	0
I-2	みんなで子育てを支援する環境づくりの推進	3	1	2	0	0
基本目標Ⅱ 安心して子育てできるまちづくり						
Ⅱ-1	親と子の健康の確保と増進	6	2	4	0	0
Ⅱ-2	子育て家庭への各種サービスの充実	12	1	11	0	0
Ⅱ-3	援助を必要とするこどもや家庭への支援	21	2	19	0	0
Ⅱ-4	子育て家庭への経済的な支援	5	1	4	0	0
Ⅱ-5	放課後児童対策・居場所づくりの充実	4	0	4	0	0
基本目標Ⅲ こどもがいきいきと育つまちづくり						
Ⅲ-1	次世代の親の育成	2	1	1	0	0
Ⅲ-2	心豊かなこどもを育む活動の充実	7	0	7	0	0
Ⅲ-3	こどもの安全の確保	6	0	6	0	0
合計		73	10	63	0	0

※各施策の評価区分：

A：策定時より改善 B：策定時を維持 C：策定時より悪化 D：事業統合等により評価不能

第2期事業計画の評価結果は73施策中、「A評価（改善）」が10件（13.7%）、「B評価（維持）」が63件（86.3%）となっています。

《基本目標毎の評価の概要》

<p>■基本目標Ⅰ</p> <p>みんなで子育てを支えるまちづくり</p>	<p>「子育て情報の提供、相談体制の充実」について、平成29年に「子育て世代包括支援センター」を設置、令和4年に「子ども家庭総合支援拠点」の設置、令和6年に「こども家庭センター」を設置し、相談窓口、情報発信等の拡充を図ってきました。</p> <p>これにより、多くの施策の進捗や改善に寄与しており、相談件数が増加しています。</p>
<p>■基本目標Ⅱ</p> <p>安心して子育てできるまちづくり (南会津町子ども貧困対策計画)</p>	<p>令和4年に妊娠・出産21プロジェクト事業として、妊産婦等への交付金、相談体制の強化などを実施し、母子保健の充実を図りました。</p> <p>また、令和5年度より保育料の半額助成として「保育所入所応援助成事業」を実施し、子育てに係る経済的な負担を軽減しました。今後も、安心して子育てができる環境の整備に努めます。</p>
<p>■基本目標Ⅲ</p> <p>こどもがいきいきと育つまちづくり</p>	<p>各地域には、自然や歴史の中で生み出された文化や産業があります。学校や学童、保育所、幼稚園、生涯学習では、実情に応じてこれらをプログラムに取り入れることで、地域への理解や誇りを醸成しています。</p> <p>また、安全・安心面では、犯罪を未然に防ぐため、警察や地域住民等と連携し、のびのびと過ごせる環境を整えてきました。</p>

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本計画の基本理念については、子ども・子育て支援法の目的や子ども・子育て支援に関する基本的認識を踏まえ、第1期及び第2期の子ども子育て支援事業計画の理念を継承しつつ、新たな基本理念を設定します。

《基本理念》

「この町で育ててよかった、この町で育つてよかった」と思えるまち

《子ども・子育て支援に関する基本的認識》

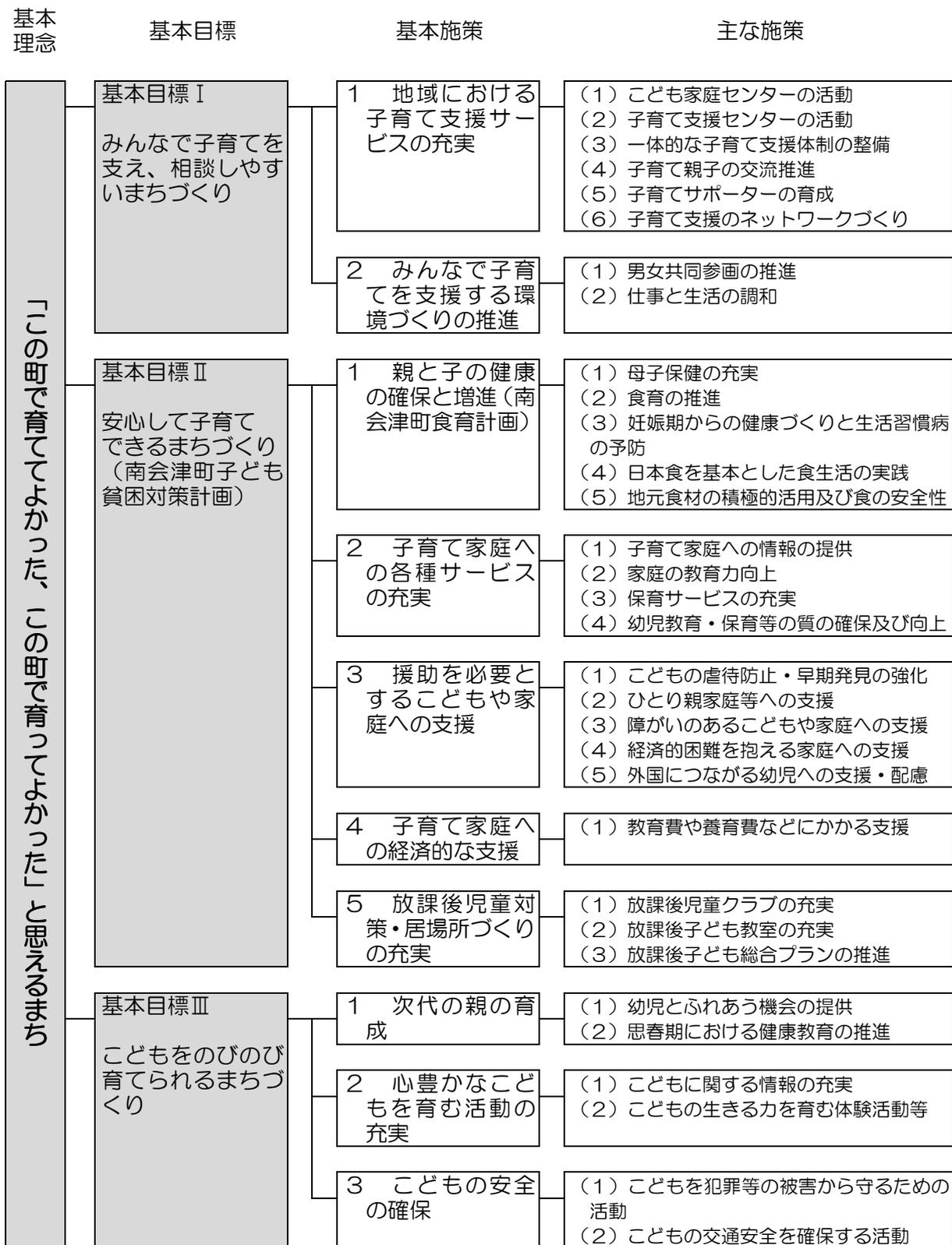
1 子どもの最善の利益の尊重	教育・保育をはじめとする子育て支援を実施するにあたっては、子どもの発達段階や個性を踏まえ、子どもの視点に立って、子どもの最善の利益を最優先に考えた対応が必要です。
2 切れ目のない一体的な支援体制	まちの未来を担う子どもたちの健やかな成長を促すためには、一人ひとりの成長をあたたく見守るとともに、状況に応じて必要な支援が適時適切に提供されることが重要です。 特に乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期でもあることから、発達段階に応じて切れ目なく必要な支援を提供できる体制が求められています。
3 社会全体での子育て・子育ての支援	子どもを持つことや、子育てに対する負担や不安、孤立感だけでなく、喜びや生きがいを感じることができるよう、行政、企業をはじめ、地域の各団体、高齢者などの様々な世代等、全体でその気持ちを受け止め、寄り添い、支え合うことができる社会が求められています。
4 すべての子どもに対する健やかな育ちへの支援	すべての子どもに健やかな成長を促すためには、画一的な支援ではなく、子どもの状態や取り巻く環境などに対応した支援が必要です。そのため、保護者における子育ての第一義的な責任に配慮しつつ、児童虐待防止・早期発見に取り組み、障がいなどの子どもの状況や家庭の状況を踏まえ、社会的な支援の必要な家庭に対して適切に対応できることが必要です。

2 計画の基本目標

『「この町で育ててよかった、この町で育ててよかった」と思えるまち』の基本理念のもと、子育てや子育てに夢と希望を持てるまちづくりを目指し、次の3点を基本目標として施策の展開に努めます。

■基本目標Ⅰ みんなで子育てを 支え、相談しやすい まちづくり	こどもの幸せを第一に考え、こどもの権利が最大限に尊重されるよう配慮するとともに、男女が協力して子育てをする意識づくりや、社会全体で子育てを支える意識づくりに取り組みます。 また、住民参加による子育て支援や、子育て支援施設を拠点とした地域における子育て支援を推進します。
■基本目標Ⅱ 安心して子育てで きるまちづくり (南会津町子ども 貧困対策計画)	こどもの健康の確保に努めるとともに、子育てと社会参加を両立できるよう、多様な子育てニーズに対応した保育サービスの実施など、こどもを産みやすく育てやすいまちづくりを推進します。 また、出産や子育てにおける精神的・身体的・経済的不安感を解消し、社会や地域とのつながりの中で、こどもを産み育てることができる環境が整備されたまちを目指します。 こどもの貧困について、配慮を必要とするこどもや保護者を対象に関係機関が連携を図りながら、相談対応の充実や負担軽減の支援施策の充実など経済的困難を抱える家庭への対応に努めます。 また、基本目標Ⅱによる施策を、「子ども貧困対策推進法」に基づく市町村計画に位置づけ、「南会津町子ども貧困対策計画」とします。
■基本目標Ⅲ こどもをのびのび 育てられるまちづ くり	こどもたちが、健康で、一人ひとりの個性が尊重されるまちづくりを推進します。 そのために、次代の担い手であるこどもが、様々な体験を通して、心豊かに成長できる環境づくりに努めます。 また、地域全体でこどもを犯罪や交通事故から守る取組を進めます。

3 施策の体系



第4章 基本目標ごとの取組

基本目標Ⅰ みんなで子育てを支え、相談しやすいまちづくり

1 地域における子育て支援サービスの充実

(1) こども家庭センターの活動

① 子育てに関する情報の提供

子育て支援活動の情報や、各種健診、予防接種、町内の公共施設、保育所・幼稚園など、子育てに関する情報の提供を推進します。

② 子育て相談の充実

こどもの発達や発育、発音や吃音など子育てに不安や悩みのある保護者が、気軽に相談できるよう、こども家庭センター、子育て支援センター等の活動において、保健師、公認心理士、言語聴覚士、保育士等の専門知識を有する職員が対応に当たります。引き続き相談者が利用しやすい環境づくりを推進します。

子育てに関する身近な相談者として、民生委員・児童委員にお願いし、行政との橋渡し役としての役割も担っていただけるよう取組を進めます。

(2) 子育て支援センターの活動

子育て支援センターを運営し、保育所や幼稚園等に通っていないこどもとその保護者を対象に、親子が気軽に参加し遊べる場や子育てについての情報交換の場を提供します。専門職の保育士等を配置し、育児不安等についての子育て相談や、親子で楽しめるイベントを開催するなど、子育て支援センターの充実に努めます。

また、拠点施設だけでなく、住民ニーズに対応した出張ひろばの開催も充実させます。

(3) 一体的な子育て支援体制の整備

保育所、幼稚園、小中学校、医療機関、保健・福祉等関係機関による連携強化・情報交換・役割分担により、子育て相談、育児講座や地域での交流事業の推進など、子育て支援に関する相談・支援機能の充実、強化を推進します。

(4) 子育て親子の交流推進

子育て中の親子が、自由に集える場所を提供します。子育てに関する悩みを共有することで不安を解消しながら、育児力を高める取組を推進します。

(5) 子育てサポーターの育成

安心してこどもを育てることができる環境づくりの土台となる子育てサポーターは、子育て親子を支援する重要な役割を果たすため、人材発掘及び研修事業を推進します。

独自の活動をしている団体についても、さらに住民ニーズに対応した活動が展開できるよう支援します。

(6) 子育て支援のネットワークづくり

子育てを行っている家庭に対し、質の高い子育て支援サービスを提供していくうえで、それぞれの団体や事業者が連携していくことが重要になります。

そのために、各地域において子育て活動を行う関係者が連携して事業の実施や支援が行えるように、ネットワークづくりを進めます。

2 みんなで子育てを支援する環境づくりの推進

(1) 男女共同参画の推進

子育ての環境づくりを両親がともに学ぶ機会や、父親の子育て参加を促すために、父親と子どもが参加できる企画を立て、父親の子育て参加意識の向上と啓発に努めます。

また、父親が子どもと過ごす時間をつくり、母親のリフレッシュに協力するとともに、家庭内で恒常的に子育てを行っている方に対し、父親や地域の協力のもと子育てから解放し、リフレッシュできるような体制づくりに努めます。

(2) 仕事と生活の調和

① 男女雇用機会均等法等の広報・啓発

国や県、関係機関と連携し、男女雇用機会均等法や次世代育成支援対策推進法の広報・啓発に努めます。

② 仕事と生活の調和の実現に向けた促進

出産・育児に配慮した働き方に向け、国や県、関係機関と連携し、育児休業制度、再就職の支援・再雇用及び労働時間短縮の促進に努めます。

基本目標Ⅱ 安心して子育てできるまちづくり（南会津町子ども貧困対策計画）

1 親と子の健康の確保と増進（南会津町食育計画）

(1) 母子保健の充実

① 妊娠出産のための支援

妊娠中を安心して過ごし、生まれてくる子どもが元気に育つよう、母子健康手帳を交付し、保健・福祉サービスの情報提供を行うとともに、各医療機関との連携を取りながら、地域の産科病院・医院の妊娠・出産に対する情報提供や保健指導等を行います。

また、妊娠後期の妊婦を保健師等が訪問・面談し、出産や子育てに対する助言等の支援を行います。

② 妊婦、乳幼児健康診査及び乳幼児健康相談の充実

妊婦の健康管理や流産の防止及び低出生体重児出産の減少等を目的に、専門医療機関での診察と必要な検査を実施しており、妊婦健診を定期的に受診するための助成

を行うとともに、個別支援が必要な妊婦には、関係機関と連携を取り保健指導を実施します。

乳幼児健康診査・健康相談を実施し、心身の発育、発達の確認及び、障がいや疾病・異常を早期に発見し、適切な支援に結び付けるとともに、育児の悩みや不安が軽減できるよう適切な支援を行います。また、虐待の早期発見と予防に努めます。

さらに、就学時の健康診査、学校保健へと引き継がれる流れを確立し、関係機関が連携して切れ目のない支援を行います。

③ 新生児訪問事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業

保健師が乳児のいるすべての家庭を訪問し、母子の心身の状況や、養育環境の把握等を行い、健全な育成環境の確保につなげます。

また、適切な情報の提供及び相談等を行い、育児不安や悩みの軽減、さらには虐待の防止・早期発見に努めます。

④ 不妊や不育に悩む夫婦に対する支援

不妊や不育に悩む夫婦が気軽に相談できる体制づくりを進め、治療を受けた夫婦に対し治療費の助成を行い、負担軽減を図ります。

⑤ 経済的支援

ハローベビーギフト、ウェルカムベビーギフト、妊産婦出産時交通費等支援事業等により経済的な負担軽減を図ります。

(2) 食育の普及啓発・推進

こどもたちが豊かな人間性を育み、生きる力を身に付けていくための原動力となり、基礎となるのが、「食」です。家庭、保育所・幼稚園、学校及び地域等が連携し「食」に関する情報を提供し、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するための「食育」を推進する必要があります。

食育を推進していくうえで町民に食育に関心を持ってもらうことが欠かせません。そのため町民が食育について関心を持ってもらうために食育計画を町民に知らせるとともに、食生活改善推進員とともに連携して啓発します。

(3) 妊娠期からの健康づくりと生活習慣病の予防

健康づくりは、すでに胎児期から始まっており、生活習慣病の予防のためには、胎児期の低栄養状態を回避し、低体重児出産を防ぐことが大切です。生活習慣病は、個人の長年にわたる生活習慣が大きく関与するため、乳幼児期から健康的な生活習慣を確立することが重要となります。

そのためには、こどもたちが自分の健康に関心を持ち、主体的に健康管理に取り組むように、町全体で推進します。

また、健全な食生活を実践するためには、町民一人ひとりが「主食」「主菜」「副菜」を把握、判断し、主体的に個人に適したバランスのとれた食生活を実践できるように、町全体で推進します。

(4) 日本食を基本とした食生活の実践

家族そろって食事をする機会が様々な要因で減少していますが、家族との「共食」は、望ましい食習慣の実践や食の楽しさを実感させ精神的な豊かさをもたらすと考えられます。仕事と生活の調和の推進にも配慮しつつ、朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の場を増やします。

朝食の欠食が若い世代を中心に依然として高い状況にあり、健康的な生活リズムや生活習慣を確立するために推進します。

(5) 地元食材の積極的活用及び食の安全性

乳幼児健康診査やこつこつ栄養教室等において、こどもと母親の栄養指導や相談を行い、こどもの健全な心身の発達と望ましい食習慣の形成を目的に、発達段階に応じた計画的な食育の推進及び、地元で生産されたものを地元で消費する地産地消事業を推進し、地域の食材を使った「郷土食」や「伝統食」等の食文化について考え、体験する事業に取り組みます。

町民の健全な食生活の実践のため、食品に関するリスクなど安全性に関する情報を受け止め、適正に食品を選択する力を身につけられるよう情報発信します。

2 子育て家庭への各種サービスの充実

(1) 子育て家庭への情報の提供

子育て支援の各種サービスや健診、予防接種、保育所・幼稚園、町内の公共施設、子育て支援活動の情報など子育てに関する情報を、広報紙やパンフレットの配布やSNSの発信により提供します。

また、子育て支援センターや各施設、各種活動などでも、個々のニーズに応じた情報の提供ができるよう取組を進めます。

(2) 家庭の教育力向上

核家族化や地域のつながりの希薄化により、家庭の教育力の低下が指摘されていることから、各種講座を開催するなど、家庭の教育力の向上に努めます。

また、団体やグループ等が主催する学習会等に、出前講座等で講師や職員等を派遣し、子育て家庭の教育力の向上に努めます。

(3) 保育サービスの充実

多様な就労形態や、地域の保育ニーズに対応するため、細かな保育サービスに努めます。

① ファミリーサポート事業

子育ての手助けができる方と、子育ての手助けを必要とする方の連絡調整を行う南会津子育て応援隊など相互援助の活動に対し、ニーズに応じた活動の範囲が広がるよう支援の充実に努めます。

② 延長保育事業

就労形態の多様化や通勤時間など、保護者の就労形態に応じた保育時間の延長に対する需要に対応するため、保育所・幼稚園等の時間を延長し保育を行います。

③ 一時保育事業

保育所や幼稚園等に入所・入園していないこどもを育てる家庭において、一時的に家庭での保育ができなくなったこどもを、保育所・幼稚園等において随時預かるなど必要な保育を行います。

④ 乳児保育事業

就労形態の変化や、女性の就労の増加に対応するため、おおよそ生後3か月から保育を行います。

⑤ 病児・病後児保育事業

こどもが通う保育所の医務室等において、看護師等を活用し、入所児童が微熱を出すなど体調不良となった場合等に対応を行う体調不良児対応型事業を行います。

⑥ 幼保一体化の推進

少子化の進行に伴い、こどもを取り巻く保育環境も変化しています。各地域の実情やニーズを考慮したうえで、保育所・幼稚園に加え、認定こども園の普及も検討します。

⑦ 家庭的保育の推進

各地域の実情やニーズを考慮したうえで、家庭的保育（小規模な地域型保育）の実施が可能な場合は支援を行います。

⑧ 乳児等通園支援制度（こども誰でも通園制度）

保育所等に入所していない乳児又は幼児を預かる新たな通園制度による支援を行います。

（4）幼児教育・保育等の質の確保及び向上

① 保育所、幼稚園等と小学校との円滑な接続

保育所、幼稚園等と小学校の情報交換や合同研修、小学校教諭による保育参観、園児等と小学校児童との交流活動等の取組により、円滑な接続を推進します。

② 保育士、幼稚園教諭等の研修等の充実

公立と私立の施設類型を超えた合同研修の開催や、施設で開催する研修に対し講師を派遣するなど、職員等の資質の向上に努めます。

3 援助を必要とするこどもや家庭への支援

（1）こどもの虐待防止・早期発見の強化

こどもへの虐待要因は、少子化や核家族化、地域の連帯の弱まり、経済的問題など様々なものが複合的に関連して起こっているものと考えられます。身体的虐待、性的虐待、養育放棄といった児童虐待を未然に防ぎ、また虐待にあったこどもを支援していくためにも、

関係機関との連携をより密にし、迅速な対応を行うとともに、保護者の心身の負担や育児の孤立を防ぐためにも、安心して楽しく育児ができるような仲間づくり・親を支える地域の体制づくりを進めます。

① 要保護児童対策地域協議会

児童虐待から子どもを守るため、各関係機関の連携を強化し、相互に情報を共有し、児童虐待に対して実効性のある対応を行います。また、ヤングケアラーや性的虐待など認知されにくい虐待の啓発活動を積極的に展開します。

② 訪問活動

妊娠後期訪問、新生児訪問、乳児家庭全戸訪問事業等を通じて、養育支援を必要とする家庭を早期に把握するとともに、支援が特に必要と判断した家庭に対し、保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行います。

③ 子育て世帯訪問支援事業

あらゆる事情により養育に不足が生じたり、子どもが過剰に家事負担をしている場合など訪問による家事援助を受けることができるようにします。

(2) ひとり親家庭等への支援

ひとり親家庭や父母のいない児童の家庭の負担を軽減し、安心して子育てができるよう支援を行います。

① 自立支援

自立促進支援として、母子家庭への就労支援や生活支援・相談体制の充実と福祉サービスの情報提供などを推進します。また、母子・父子・寡婦福祉資金の相談や申請受付についても迅速な対応に努めます。

② 経済的支援

児童扶養手当や遺児激励金の支給、ひとり親家庭医療費の助成を行い、子どもの健やかな成長を支援します。また、保育所利用の際に特定の階層にある場合は、保育料の一部または全額を免除し、保護者の経済的負担の軽減に努めます。

(3) 障がいのある子どもや家庭への支援

障がいのある子どもが健やかに育ち、安心して生活するために、子ども一人ひとりのニーズに応じた支援を行います。

① 発達相談会

町で実施した健診・相談の結果、観察を要する幼児に対し、オンラインの活用等のあらゆる方法を駆使して、総合的な診査・相談を実施し、適切な方針を定め支援につなげます。

② 発達支援ネットワーク実務者会議

関係者が連携し支援体制を整えることで、発達障がい等のある子どもを早期に発見し、適切な対応と学齢期への伝達など、教育支援委員会（就学指導委員会）と協力しながら成年期まで切れ目のない一貫した支援に努めます。

③ 居宅介護

自宅において、入浴、排泄、食事の介助等のホームヘルプサービスを行います。

④ 障がい児保育

保育所や幼稚園で実施している障がい児保育については、関係機関で連携し、可能な限り障がい児を受け入れる体制を整え、集団の中で心身の発達を促します。

また、障がい児を受け入れる私立の保育所や幼稚園には、委託料等に費用を加算することで、保育の質の確保に努めます。

⑤ 保育料の減免

障がい児（者）のいる世帯の保育所利用の際、特定階層にある場合は、保育料の一部または全額を減免し、保護者の経済的負担の軽減に努めます。

⑥ 障がい児通所支援

発達面で支援が必要とされるこどもや不安を抱えているこどもの通所施設利用を促し、本町にある児童発達支援事業所の利用については、利用料を全額免除します。

⑦ 障がい児通院通所交通費助成

医療機関の受診や機能回復訓練への支援として、通院通所に要する交通費の一部を助成し、障がい児の福祉の向上に努めます。

⑧ 障がい児のいる保護者の交流の場の提供

保護者同士の交流の場を提供します。また、保健師等が相談を受け情報の提供等の支援を行うことで、育児の悩みや不安の軽減に努めます。

⑨ 南会津町地域自立支援協議会

障がい福祉サービス事業者、雇用、教育、医療機関等、地域生活全般に関係する機関が参加する協議会により、障がい者が地域で自立した生活を営むことができるような仕組みづくりや、障がい者計画・障がい福祉計画の進行管理に努めます。

⑩ ひらがな習得支援事業

発達性読み書き障がいの可能性があるこどもを早期からスクリーニングし、「ひらがな・カタカナ」の習得を支援します。

⑪ 関係機関との連携

障がい児支援の体制を整備するにあたり、関係者が連携・協力して地域社会への参加及び包摂（インクルージョン）を推進するとともに、地域の関係機関と連携し強度行動障がいや高次脳機能障がいのある児童への支援体制の整備を行うよう努めます。

また、町がこども・子育て支援を行うにあたり開催する連携会議の構成員に子育て支援に関わる関係機関として児童発達支援センターを加えます。

(4) 経済的困難を抱える家庭への支援

親からこどもに引き継がれる貧困の連鎖を断ち切り、こどもの未来への可能性を狭めないため、相談体制の充実や負担軽減等支援施策の充実に努めます。

① こどもの学習支援

こどもの学習支援をはじめ、進学に関する支援さらには高校進学者の中途退学防止に関する支援等、こどもと保護者の双方に必要な支援に努めます。

② 保護者に対する就労の支援

生活困窮者や生活保護受給者への就労支援、保護者の学び直しの支援等、経済的自立に必要な支援に努めます。

③ 生活の支援

居住の確保などの緊急的な支援や生活習慣・育成環境の改善に関する支援を行い、将来の自立につながる基盤づくりを後押しします。

(5) 外国につながる幼児への支援・配慮

外国人幼児や海外から帰国した幼児、両親が国際結婚の幼児への支援や配慮を行うため、通訳等を活用する場合や、外国の文化・習慣等に関する研修等を行う事業者等に対して支援を行います。

4 子育て家庭への経済的な支援

(1) 教育費や養育費などにかかる支援

保護者の経済的な負担の軽減に努め、こどもが健康で安心して暮らせるように、様々な経済的支援を行います。

① 医療費の助成

こどもの医療費を助成することにより、疾病または負傷の早期治療につなげるとともに、子育てに伴う経済的負担の軽減に努めます。

② 保育料の減免・助成

通常の保育料を国の基準以下に軽減するほか、保育所と幼稚園の3歳以上児の保育料を全額免除するとともに、副食費も免除することで、保護者の経済的負担の軽減に努めます。

また、第2子以降、多子世帯などの保育料の一部または全額を減免します。

さらに、年間保育料の半額を助成金として助成します。

③ 就学援助費の支給

経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対し、経済的援助を行います。

④ パパママ応援交付金事業

こどもが生まれた家庭に、町内で使用できる商品券を交付し、子育てに奮闘する保護者を地域で応援して家計の負担軽減に努めます。

5 放課後児童対策・居場所づくりの充実

地域社会における児童数の減少は、遊びを通じての仲間づくりや、体験することによる学びの機会を減少させ、社会性の形成に影響があると考えられます。こうした状況を踏まえ、放課後等にこどもたちが学年の異なる友達と自由に遊んだり、地域の人々と交流できる機会を設け、人づきあいについて学んだり、社会のルールを身に付けたりすることはとても大切です。

就労家庭の児童か否かに関わらず、こどもたちが交流し、すべてのこどもが利用できる場所の確保、サービスの充実を図るため、放課後児童クラブと放課後子ども教室、さらには生涯学習の一翼を担っているスポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブと連携するとともに、こどもの居場所づくり事業等、総合的な放課後児童対策を推進します。

(1) 放課後児童クラブの充実

就労等で保護者が昼間家庭にいない児童を対象として、授業の終了後や休業中に学校などの公共施設等を利用して指導員を配置し、学習や適切な遊び、生活の場を与え、その健全な育成に努めます。

(2) 放課後子ども教室の充実

放課後の安全で安心な居場所の提供と、スポーツ、遊び、文化活動などに取り組みます。活動は地域の方々の参画を得て、特に退職している団塊の世代の方々が培ってきた経験や知識等を活かし、こども達との交流の中で大いに発揮していただく事業を実施します。

(3) 放課後子ども総合プランの推進

公共施設や余裕教室を利用して実施している放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携を推進します。開催場所や施設面の問題が解決すれば、一体的な運営を目指します。

学童期という発達段階に応じた対応や家庭でも学校でもない第三の場所として、生活の場とともに遊び等の多様な活動の提供が求められることから、指導員の専門性の向上に向けた研修の強化に努めます。

また、こどもが家庭に代わる生活の場として過ごすことを踏まえ、安全面や衛生面に配慮した施設の整備、さらにはこどもが安心して生活できる環境づくりに努めます。

基本目標Ⅲ こどもをのびのび育てられるまちづくり

1 次代の親の育成

(1) 幼児とふれあう機会の提供

学童期、思春期の頃から赤ちゃんとふれあい、子育てを体験することにより、生命の尊さや子育てを楽しみと思う気持ちを高めていくための取組を行います。

小学生の見学、中学・高校生の職場体験やボランティアなどの受け入れを行う中で、赤ちゃんや幼いこどもとふれあう機会や経験の場を提供し、次代の親の育成に努めます。

(2) 思春期における健康教育の推進

思春期は、身体的発達と精神的発達の不均衡、性的関心の高まり等、一生の間で最も変化の著しい時期です。

自分の体や命を大切にすることや、性についての正しい知識を身に付けることで、10代での性感染症や人工妊娠中絶を防止できるよう、学校や医療機関、南会津保健福祉事務所などとの連携に努めます。

また、薬物使用、喫煙等の思春期の身体を守る正しい知識と情報を伝えるため、学校や関係機関と連携を密にし、出前講座等による学習機会や相談体制の充実に努めます。

2 心豊かなこどもを育む活動の充実

(1) こどもに関する情報の充実

地域や関連機関、学校や各種団体のこどもの体験活動や子育てなどに関する情報の共有を図り、必要な情報を提供します。

(2) こどもの生きる力を育む体験活動等

こども自身が、様々な自主活動や社会活動の場を通じて、他人とともに協調し他人を思いやる心や、感動する心、豊かな人間性など「ともに生きること」を育む教育、一人ひとりをかけがえのない存在として認め合う人権尊重の教育を推進します。

また、異年齢児・世代間交流や自然の中での体験活動など様々な活動を通して、こどもが個性豊かで「力強く生きる力」を伸ばすことができるよう、保育所、幼稚園、学校はもとより地域の教育力を活かした事業を推進します。

① 保育所、幼稚園等の地域活動

地域の人との交流や、高齢者等との世代間の交流、また異年齢児交流事業をはじめとした幅広い活動を推進します。

② 農業体験の実施

各学校・幼稚園での体験授業や、各種農作物など地域が有する資源を活用した農業体験の受け入れにより、農業・食料の大切さを理解してもらえるよう食農教育の推進に努めます。

また、各保育所においても、周囲の環境や実情等に応じて、農作物の栽培、収穫、加工、調理を通じて農業の魅力と、喜びを理解してもらえるよう体験型教育を推進します。

③ 自然にふれあう体験活動

本町の優れた自然にふれあう機会を提供します。各保育所、幼稚園、学校の環境や実状に合わせ、雪遊びやスキー、木の実拾いなど四季折々の体験活動を行います。

④ 地域の人材の活用と伝統、文化の体験

地域社会において、人的資産いわゆる「人材」の掘り起こしを行い、こどもや家庭を地域ぐるみで見守る力を向上させていくよう支援を行い、様々な機会の中で地域の人材を活用した学習機会の充実に努めます。

また、各地域に受け継がれる伝統行事や文化にふれる機会を提供することで、地域の人たちとの交流を促進し郷土愛を醸成します。

⑤ 生涯学習、図書館の事業

社会体育や社会教育の事業で、講演、講習会や各種大会等を実施します。また、公民館や図書館において、様々な体験活動や講座を開催します。

3 こどもの安全の確保

(1) こどもを犯罪等の被害から守るための活動

近年、こどもを標的とした犯罪が多発しており、スマートフォンやSNSの普及に伴う出会い系サイトなどによる性犯罪も多発しています。

より多くの人々の目により、こどもを犯罪の被害から守る必要があることから、家庭、学校、地域の連携による青少年の健全育成と少年非行の防止に努めます。

① 犯罪等から身を守るための教育

警察など関係機関と連携し、犯罪や交通事故からこどもが身を守るための教育を実施します。

また、児童等が救援を求めた際「避難の家」等で保護にあたることで、地域におけるこどもの安全を確保します。

② 避難訓練等の実施

保育所、幼稚園、学校において、火災や自然災害発生時に加え、不審者侵入に対応できる避難訓練に取り組むとともに、不審者からの声かけに対する防犯教室を実施します。

③ 防犯の推進

犯罪を未然に防ぎ、地域の安全と安心を守るため、警察など関係機関と連携した活動を行います。

④ 地域活動への支援

老人クラブによる「見守り隊」など、事件・事故から児童生徒の安全を守るために行う地域での活動や、地域住民が主体的に行う子育て支援活動に対し支援を行います。

(2) こどもの交通安全を確保する活動

こどもが安心して外出できる交通環境づくりのために、住民一人ひとりの交通ルールの遵守、交通マナーの向上のための取組を行います。

また、大人やこどもが、それぞれの交通安全の意識が高まるよう取組を進めます。

第5章 子ども・子育て支援事業

1 子ども・子育て支援事業計画

「子ども・子育て支援法」では、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保」「地域の子ども・子育て支援の充実」の円滑な実施に向けて、基本指針を定めています。

本計画では、この基本指針に基づき、教育・保育事業等の現在の利用状況や潜在的な需要を把握したうえで区域を設定し、提供体制や実施時期等について明示します。

2 推計児童人口

児童人口の推計は、令和2年から令和6年の各年9月30日現在の住民基本台帳を用いたコーホート変化率法により行いました。コーホートとは、同年に出産した集団のことをいい、コーホート変化率法とは、性別・年齢別変化率、母親の年齢階級別出生率、出生児の男女比などを用いて将来の人口予測を計算する方法です。

これによると、0～5歳では令和6年の300人から減少傾向で推移し、令和11年には249人になると推計されます。また、6～11歳では令和6年の450人から減少傾向で推移し、令和11年には297人になると推計されます。

令和6年から令和11年にかけての児童（0～11歳）の割合をみると、令和6年の5.6%から令和11年は4.7%に減少すると予測されます。

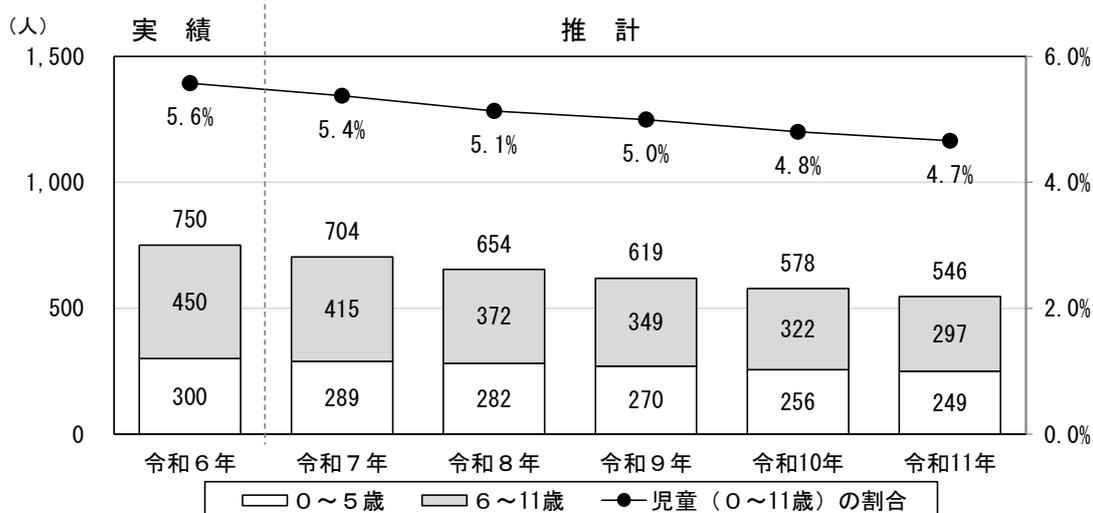
《児童人口の推計》

単位：人

	実績値	推計値				
	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
総人口	13,464	13,108	12,751	12,398	12,049	11,718
0歳	51	45	42	40	38	36
1歳	43	50	44	41	39	37
2歳	50	43	50	44	41	39
3歳	52	52	43	51	45	42
4歳	48	52	52	43	51	45
5歳	56	47	51	51	42	50
0～5歳	300	289	282	270	256	249
6歳	68	56	47	51	51	42
7歳	68	66	54	45	49	49
8歳	75	68	65	54	45	49
9歳	69	73	65	62	52	44
10歳	85	68	73	64	61	52
11歳	85	84	68	73	64	61
6～11歳	450	415	372	349	322	297

資料：住民基本台帳による推計（各年9月30日現在）

《児童人口の推計》



3 教育・保育提供区域の設定

「子ども・子育て支援法」の基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしています。

本町では、現状では自宅近くの施設を選択する保護者がほとんどですが、勤務形態が多様化しており通勤範囲の拡大により、職場の近くや祖父母宅に近いサービス提供施設を希望する例がみられます。

また、区域を分けて設定した場合、一時的な需要の増減に対応できず、利用者にとって利用可能な施設・事業が自宅近辺にない場合や、選択肢が限られる場合もあります。

これらのことから、より身近なところで、教育・保育が受けられる環境づくりを進めていくものの、第3期となる本計画においては、利用者視点、事業者視点の両視点からも、これまでの施設利用の環境をできる限り変えることなく体制づくりを進めていくため、町全域を一つの単位とします。

《南会津町全域が一つの単位》



4 子ども・子育て支援サービスの概要

子ども・子育て支援新制度で、行政が保護者等に提供するサービスは、「子どものための教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援給付」に大別されます。

(1) 子どものための教育・保育給付

保育所は保育所運営費、幼稚園は私学助成・幼稚園就園奨励費、認定こども園には保育所部分と幼稚園部分それぞれに運営費用が支払われていたものを、施設型給付に一本化されました。

※私立幼稚園は新制度移行施設のみ対象。

○施設型給付（教育・保育施設）

・幼稚園 ・保育所 ・認定こども園

○地域型保育給付（地域型保育事業）

・家庭的保育 ・小規模保育 ・事業所内保育 ・居宅訪問型保育

《教育・保育給付の認定区分と利用施設》

認定区分	認定内容	利用施設
1号	3歳以上で教育を希望しているこども	・幼稚園 ・認定こども園
2号	3歳以上で「保育の必要な事由※」に該当するが、幼稚園の利用を希望するこども（以下、「2号 教育ニーズ」と表記）	・幼稚園 ・認定こども園
	3歳以上で「保育の必要な事由※」に該当する保育を希望しているこども	・保育所 ・認定こども園
3号	3歳未満で「保育の必要な事由※」に該当する保育を希望しているこども	・保育所 ・認定こども園 ・地域型保育事業

※「保育が必要な事由」とは、就労、妊娠・出産、保護者の疾病・障がい、同居親族等の介護・看護、災害の復旧、求職活動、就学、虐待やDVのおそれがあること等をいいます。なお、本町では「就労」については月48時間を下限としています。

(2) 地域子ども・子育て支援事業

こども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて実施するものです。

- ① 延長保育事業
- ② 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ [学童保育]）
- ③ 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）
- ④ 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）
- ⑤ 一時預かり事業
- ⑥ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業 [就学児のみ]）

- ⑦ 病児・病後児保育事業、子育て援助活動支援事業
(ファミリー・サポート・センター事業 [病児・緊急対応強化事業])
- ⑧ 利用者支援事業 (こども家庭センター)
- ⑨ 地域子育て相談機関
- ⑩ 妊婦健康診査
- ⑪ 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑫ 養育支援訪問事業
- ⑬ 実費徴収に係る補足給付事業
- ⑭ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業
子どもを守るための地域ネットワーク強化事業
- ⑮ 子育て世帯訪問支援事業
- ⑯ 児童育成支援拠点事業
- ⑰ 親子関係形成支援事業
- ⑱ 妊婦等包括相談支援事業
- ⑲ 乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)
- ⑳ 産後ケア事業

5 教育・保育の量の見込みと確保方策（各年4月1日）

確保の内容	待機児童は4人（令和7年2月1日時点）で、未就学児童数は減少傾向となっています。 教育・保育とも既存の施設において見込まれる量の確保が可能です。
今後の方向性	教育施設の定員数は、令和6年度現在95人（私立幼稚園1施設、町立幼稚園1施設）であり、令和7年度から令和11年度までの見込み量を十分満たすことが可能となっています。 保育施設の定員数は、令和6年度現在372人（町立保育所3施設、私立保育所2施設、町立小規模保育所1施設）であり、定員総数としては見込み量を満たすことが可能となっています。なお、私立保育所1施設（田島保育園）は令和8年度に認定こども園への移行を検討しています。 年齢や施設毎に見込み量が多くなるなどした場合は、幼稚園による長時間の預かり保育の活用や保育所でのこどもの受入の弾力運用等により、町全体で柔軟にこどもを受け入れるための体制づくりに努めます。

（1）1号認定及び2号認定

単位：人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
児童数：3～5歳		151	146	145	138	137	
量の 見込み	1号認定	26	26	25	24	24	
	2号 認定	教育ニーズ	0	0	0	0	0
		その他	130	126	125	119	118
		合計	130	126	125	119	118
	合計（A）	156	152	150	143	142	
確保 方策	1号 認定	幼稚園等	26	26	25	24	24
		確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
		幼稚園及び預かり保育 （長時間・通年）	0	0	0	0	0
		合計	26	26	25	24	24
	2号 認定	保育所等	115	112	111	106	105
		幼稚園及び預かり保育 （長時間・通年）	15	14	14	13	13
		合計	130	126	125	119	118
認可外保育施設	0	0	0	0	0		
合計（B）	156	152	150	143	142		
過不足（C）＝（B）－（A）		0	0	0	0	0	

(2) 3号認定

① 0歳児

単位：人

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
児童数：0歳		45	42	40	38	36
量の見込み (A)		24	22	21	20	19
確保 方策	特定教育・保育施設	21	19	18	17	16
	特定地域型保育事業所	3	3	3	3	3
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	合計 (B)	24	22	21	20	19
過不足 (C) = (B) - (A)		0	0	0	0	0

② 1歳児

単位：人

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
児童数：1歳		50	44	41	39	37
量の見込み (A)		37	32	30	29	27
確保 方策	特定教育・保育施設	34	29	27	26	24
	特定地域型保育事業所	3	3	3	3	3
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	合計 (B)	37	32	30	29	27
過不足 (C) = (B) - (A)		0	0	0	0	0

③ 2歳児

単位：人

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
児童数：2歳		43	50	44	41	39
量の見込み (A)		37	43	38	36	34
確保 方策	特定教育・保育施設	34	40	35	33	31
	特定地域型保育事業所	3	3	3	3	3
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	合計 (B)	37	43	38	36	33
過不足 (C) = (B) - (A)		0	0	0	0	0

6 地域子ども・子育て支援事業量の見込みと確保方策

(1) 延長保育事業

保育所に在籍する児童について、保護者の勤務状況等により認定時間を超えて児童を保育します。

確保の方策	町内の全保育所（6施設）で実施しています。
今後の方向性	既存の保育所の受入体制で、対応可能と想定しています。 今後も利用ニーズを考慮しながら、受入体制の拡充を検討します。

単位：箇所、人

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
実績	人数	546	589	500	340	500
	施設数	6	6	6	6	6

単位：箇所、人

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	人数	510	520	530	540	551
確保方策	人数	510	520	530	540	551
	施設数	6	6	6	6	6
比較	人数	0	0	0	0	0

(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ〔学童保育〕）

保護者が就労等で昼間家庭にいない児童が、授業の終了後等に小学校の余裕教室等を利用し、適切な遊び及び生活の場を与え健全な育成を図ることを目的に運営しています。

子ども・子育て支援新制度において、平成27年度より「おおむね10歳未満」とされていたものが、6年生までと対象が明確化されました。

確保の方策	7学区すべてで実施しています。 緊急ケースに対応するため、一時保育を実施しています。
今後の方向性	既存施設の受入体制で、対応可能と想定しています。 新放課後子ども総合プランの推進等、総合的な放課後児童対策の推進について検討します。

単位：箇所、人

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
実績	人数	161	158	167	146	162
	施設数	7	7	7	7	7

単位：箇所、人

			令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の 見込 み	人数	1年生	47	48	50	52	54
		2年生	41	40	38	38	35
		3年生	38	38	39	39	41
		4年生	21	20	20	20	18
		5年生	9	10	11	11	13
		6年生	9	11	13	13	19
		合計	163	164	165	166	167
確保 方策	放課後児 童健全育 成事業	登録 児童数	163	164	165	165	167
		施設数	7	7	7	7	7
	ファミリー・サポ ート・センター事業	0	0	0	0	0	
比較	人数	0	0	0	0	0	

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

保護者が一時的に養育できなくなったこどもを対象とし、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育や保護を行います。

確保の 方策	未実施。必要に応じて検討します。
今後の 方向性	必要に応じて関係機関と連絡調整し、実施を検討します。

単位：箇所、人日

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
実績	延べ人数	—	—	—	—	—
	施設数	—	—	—	—	—

単位：箇所、人日

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	延べ人数	0	0	0	0	0
確保方策	延べ人数	0	0	0	0	0
	施設数	0	0	0	0	0
比較	延べ人数	0	0	0	0	0

(4) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図り、すべての子育て家庭を地域で支える取組等を実施します。

確保の方策	子育て中の親子の交流促進や育児相談等を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図り、すべての子育て家庭を地域で支える取組としてその拡充を図っています。 拠点が2施設、移動（つどいの広場）を3箇所で実施しており、町全域をカバーしています。
今後の方向性	子育て支援センターにおいて、交流の場の提供や育児相談、情報の提供、育児講習会等を開催するとともに、地域に出向いていくことで、育児相談や育児スキルの提供、支援者のレベルアップ等を図るとともに、要支援家庭への声かけや関係機関との連携等、ニーズに合った事業を展開します。

単位：箇所、人日

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
実績	延べ人数	1,553	2,537	2,938	2,617	2,500	
	施設数	地域子育て支援拠点事業	2	2	2	2	2
		その他（移動）	3	3	3	3	3
		合計	5	5	5	5	5

単位：箇所、人

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	
量の見込み	延べ人数	2,899	3,361	3,896	4,518	5,238	
確保方策	延べ人数	2,899	3,361	3,896	4,518	5,238	
	施設数	地域子育て支援拠点事業	2	2	2	2	2
		その他（移動）	3	3	3	3	3
		合計	5	5	5	5	5
比較	延べ人数	0	0	0	0	0	

(5) 一時預かり事業

保育所等を利用していない家庭において、一時的に家庭での保育を受けることが困難になった未就学のこどもを、保育所、幼稚園などで一時的に預かり必要な保育を行います。

① 幼稚園における一時預かり

ア 一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）

在籍園児を対象に、通常の保育時間を超えて園児を保育します。

確保の方策	町内の全幼稚園（2施設）で実施しています。
今後の方向性	ニーズは横ばいに見込まれ、既存の実施施設で対応可能と想定しています。

単位：人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	68	68	87	126	89

単位：人日、箇所

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	延べ人数	76	73	73	69	69
確保方策	延べ人数	76	73	73	69	69
	施設数	2	2	2	2	2
比較	延べ人数	0	0	0	0	0

イ 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）

保育を必要とする2歳児の受け皿として定期的な預かりを行います。

確保の方策	館岩地域の町立幼稚園（1施設）で実施しています。令和7年度より田島地域の私立幼稚園も実施します。
今後の方向性	ニーズは横ばいに見込まれ、既存の施設で対応可能と想定しています。

単位：人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	11	7	8	8	8

単位：人日、箇所

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	延べ人数	8	8	8	7	7
確保方策	延べ人数	8	8	8	7	7
	施設数	2	2	2	2	2
比較	延べ人数	0	0	0	0	0

② 一時預かり事業（一般型）

保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点などで、一時的な保育を実施します。

確保の方策	町内の全保育所（6施設）で実施しています。 令和7年度より、田島地域の私立保育所でも実施します。
今後の方向性	保育所を中心に対応しており、幼児教育・保育の無償化もあり3歳未満児が主に利用しています。利用者は減少傾向にあり、既存施設で対応可能と想定しています。

単位：人日

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
実績	49	46	62	104	37

単位：人日、箇所

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	延べ人数	53	52	50	47	46
確保方策	延べ人数	53	52	50	47	46
	施設数	7	7	7	7	7
比較	延べ人数	0	0	0	0	0

(6) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

児童を養育する子育て中の保護者や支援者等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する方と当該援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。

確保の方策	供給体制は確保できています。
今後の方向性	支援者のスキルアップを図るとともに、事業の周知や事業メニューの検討を行い、相互援助活動を推進します。

単位：人日

			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
実績	延べ人数	未就学児	0	0	0	0	0
		就学児	0	0	0	0	0
		合計	0	0	0	0	0

単位：人日

			令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の 見込み	延べ人数	未就学児	5	5	5	5	5
		就学児	0	0	0	0	0
		合計	5	5	5	5	5
確保 方策	延べ人数	未就学児	5	5	5	5	5
		就学児	0	0	0	0	0
		合計	5	5	5	5	5
比較	延べ人数	未就学児	0	0	0	0	0
		就学児	0	0	0	0	0
		合計	0	0	0	0	0

(7) 病児・病後児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業 [病児・緊急対応強化事業]）

① 病児保育事業

病児・病後児保育事業は、病院・保育所等に付設された専用スペースで看護師等が保育に当たります。保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応等を行います。

病児対応型	病院・保育所等の専用スペースで、看護師等が病児（10歳未満）を一時的に預かる事業。
病後児対応型	病院・保育所等の専用スペースで、看護師等が病後児（10歳未満）を一時的に預かる事業。
体調不良児対応型	保育所において、保育中に体調不良となった児童を一時的に預かる事業。
非施設型（訪問型）	地域の病児・病後児について、看護師等が保護者の自宅へ訪問し、一時的に保育する事業。
送迎対応	保育所において、保育中に体調不良となった際に、保護者が仕事などで迎えに行くことができない場合に保護者に代わり病児保育施設の看護師等が保育所へ児童を迎えに行く事業。

② 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業 [病児・緊急対応強化事業]）

「援助を希望する方（利用会員）」と「援助に協力できる方（サポート会員）」が育児の相互援助活動を行います。

確保の方策	町内の私立保育所（1 施設）で病児・病後児保育事業の「体調不良児対応型」を実施しています。
今後の方向性	病児・病後児保育事業のうち「体調不良児対応型」については今後も継続し、現在未実施の施設においては、実施の必要性を検討します。 「病児対応型」及び「病後児対応型」については、近隣市町村との連携を含めた実施について検討を行います。

単位：箇所、人日

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
実績（体調不良児対応型）	延べ人数	178	209	174	226	200
	施設数	1	1	1	1	1

単位：箇所、人日

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	
量の 見込み	延べ人数	210	220	230	241	252	
確保 方策	病児・病後 児対応型	延べ人数	0	0	0	0	0
		施設数	0	0	0	0	0
	体調不良児 対応型	延べ人数	210	220	230	241	252
		施設数	1	1	1	1	1
	非施設型 （訪問型）	延べ人数	0	0	0	0	0
		箇所数	0	0	0	0	0
	送迎対応	延べ人数	0	0	0	0	0
	合計	延べ人数	210	220	230	241	252
	ファミサポ（病児）	延べ人数	0	0	0	0	0
合計	延べ人数	210	220	230	241	252	
比較	延べ人数	0	0	0	0	0	

(8) 利用者支援事業（こども家庭センター）

子育て家庭や妊産婦等が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、こども家庭センターでの相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等に努めます。

確保の方策	こども家庭センターにおいて、保健師等の専門職が、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する子育て家庭や妊産婦等からの様々な相談に応じ、その状況を継続的に把握し、支援を必要とする者が利用できる母子保健サービス等の情報提供を行うとともに、子育て支援センター等の関係機関と協働して体制づくりを実施しています。
今後の方向性	今後も関係機関と協力して助言等必要な支援を行います。専門相談員の配置については今後検討します。

単位：箇所

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
実績	基本型	1	1	1	1	0
	特定型	0	0	0	0	0
	家庭センター型	0	0	0	0	1
	合計	1	1	1	1	1

※令和6年度よりこども家庭センターを設置

単位：箇所

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の 見込み	基本型	0	0	0	0	0
	特定型	0	0	0	0	0
	家庭センター型	1	1	1	1	1
	合計	1	1	1	1	1
確保方 策	基本型	0	0	0	0	0
	特定型	0	0	0	0	0
	家庭センター型	1	1	1	1	1
	合計	1	1	1	1	1
比較		0	0	0	0	0

(9) 地域子育て相談機関

相談の敷居が低く、物理的にも近距離にあり、能動的な状況確認等による「子育て世帯と継続につながるための工夫」を行う相談機関で、地域住民にとって身近な場所に相談機関を設置し、子育てに関する相談に応じるほか、必要な情報提供や助言を行います。

確保の内容	未実施。必要に応じて検討します。
今後の方向性	必要に応じて関係機関と連携調整し、実施を検討します。

単位：箇所

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
実績	0	0	0	0	0

単位：箇所

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策	0	0	0	0	0
比較	0	0	0	0	0

(10) 妊婦健康診査

妊婦の健康を保持し、安心安全な状態で妊娠・分娩をさせるため、健康診査の受診を勧めます。

確保の方策	専門医療機関での診察と必要な検査のため、受診率の向上に努めています。
今後の方向性	今後も、母子健康手帳の交付時や、妊婦訪問・面談などを通じて妊婦健康診査への啓発を行い、個別支援が必要な場合は関係機関と連携し指導や助言を行います。

単位：人回

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
実績	642	511	317	573	510

単位：人回、箇所、人

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	延べ人数	436	407	388	368	349
確保方策	延べ人数	436	407	388	368	349
	実施場所	—	—	—	—	—
	実施体制	—	—	—	—	—
比較	延べ人数	0	0	0	0	0

(11) 乳児家庭全戸訪問事業

すべての乳児のいる家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、養育環境を把握し、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結び付けます。

また、妊娠後期の妊婦を保健師等が訪問（妊娠後期訪問事業）することで、支援を必要とする家庭の早期把握や指導助言を行います。

確保の方策	すべての家庭への訪問を実施しています。
今後の方向性	母親と保健師が信頼関係を築く重要な機会であり、子育ての不安の解消や孤立を防ぐとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結び付ける重要なものであるため、事業のあり方等についても検討し、サービス量の確保に努めます。

単位：人回

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	75	75	50	79	50

単位：人回、人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	延べ人数	48	47	46	44	43
確保方策	延べ人数	48	47	46	44	43
	実施体制	2	2	2	2	2
	実施機関	南会津町				
比較	延べ人数	0	0	0	0	0

(12) 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師等が訪問することで、適切な養育の実施を確保します。

確保の方策	必要に応じて保健師等による専門的な相談支援を実施しています。
今後の方向性	ケースに応じて関係機関と連絡調整を実施し、養育環境の確保に努めます。必要に応じて要保護児童対策地域協議会などと連携し、切れ目のない支援に努めます。

単位：人回

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
実績	13	13	30	24	20

単位：人回、人

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	延べ人数	20	19	18	17	16
確保方策	延べ人数	20	19	18	17	16
	実施体制	2	2	2	2	2
	実施機関	南会津町				
比較	延べ人数	0	0	0	0	0

(13) 実費徴収に係る補足給付事業

保育所や幼稚園等の特定教育・保育施設等に対して、保護者が支払うべき教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、副食費、行事への参加に要する費用について助成を実施する事業です。

確保の方策	副食費部分について、町独自に3歳以上児の免除（施設への加算）を世帯の階層区分に関わらず実施しています。
今後の方向性	副食費部分については、子育て家庭の負担軽減を図るため、今後も継続して実施します。 事業本来の対象者である低所得で生計が困難である者等のこどもの保護者が、施設等に支払うべき教育・保育に必要な物品の購入に要する費用等については、国が設定する対象と上限額を基に、低所得は保育料が既に減免されていることなどを踏まえ、他世帯とのバランス等を考慮し、助成について検討します。

単位：人

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
実績	日用品・文房具等	0	0	0	0	0
	副食費	101	82	88	89	90

単位：人

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の 見込み	日用品・文房具等	0	0	0	0	0
	副食費	88	86	84	82	80
確保 方策	日用品・文房具等	0	0	0	0	0
	副食費	88	86	84	82	80
比較	日用品・文房具等	0	0	0	0	0
	副食費					

(14) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業、子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業

特定教育・保育施設への民間事業者の参入の促進の調査研究や、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等への設置及び運営を促進する事業です。

確保の方策	現在、需要と供給量のバランスが取れています。
今後の方向性	教育・保育の確保方策による需給状況を把握し、サービス量の検討を行います。

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
実績	—	—	—	—	—

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策	0	0	0	0	0
比較	0	0	0	0	0

(15) 子育て世帯訪問支援事業

家事や育児等に対し不安や負担を抱える子育て家庭や妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に支援員が訪問し、家事・育児等の支援を行う事業です。

確保の方策	供給体制は確保できています。
今後の方向性	支援者のスキルアップを図るとともに、事業の周知や事業のメニューの検討を行い、相互援助活動を推進します。

単位：人日

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
実績	—	—	—	0	0

単位：人日

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	16	16	16	16	16
確保方策	16	16	16	16	16
比較	0	0	0	0	0

(16) 児童育成支援拠点事業

対象児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行います。

令和4年の児童福祉法改正により新たに創設され、同年の子ども・子育て支援法改正により地域子ども・子育て支援事業として位置づけられ、計画的な整備を進めることとされました。

確保の方策	未実施。必要に応じて検討します。
今後の方向性	必要に応じて関係機関と連携調整し、実施を検討します。

単位：人

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
実績	—	—	—	—	—

単位：人

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策	0	0	0	0	0
比較	0	0	0	0	0

(17) 親子関係形成支援事業

こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対し、グループワークを通じて、同じ悩みや不安を持つ保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し情報交換ができる場を設け、健全な親子関係の形成に向けた支援を実施します。

確保の方策	未実施。必要に応じて検討します。
今後の方向性	必要に応じて関係機関と連携調整し、実施を検討します。

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	—	—	—	—	—

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策	0	0	0	0	0
比較	0	0	0	0	0

(18) 妊婦等包括相談支援事業

妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を実施します。

確保の方策	すべての妊産婦等に実施しています。
今後の方向性	各家庭と保健師が信頼関係を築く重要な機会であり、出産・子育ての不安を解消するため、事業のあり方等についても検討し、サービス量の確保に努めます。

単位：回

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	—	—	—	—	—

単位：回

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み		132	126	123	117	114
確保 方策	こども家庭センター 又は代替拠点	132	126	123	117	114
	上記以外で業務委託	0	0	0	0	0
	合計	132	126	123	117	114
比較		0	0	0	0	0

(19) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、3歳未満の保育所等を利用していないこどもを、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、保育所等で定期的に預かります。

なお、令和8年度以降は、新設される「乳児等のための支援給付」に位置づけられます。

確保の 方策	令和6年度より試行的事業として実施（1保育所）
今後の 方向性	令和8年度より全保育所で実施できるよう整理に努めます。

単位：人日

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
実績	—	—	—	—	5

単位：人日

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み		8	8	8	8	8
確保 方策	0歳児	3	3	3	3	3
	1歳児	3	3	3	3	3
	2歳児	2	2	2	2	2
	合計	8	8	8	8	8
比較		0	0	0	0	0

(20) 産後ケア事業の提供体制の整備

産婦が安心して子育てができるよう、退院直後の産婦及びその乳児に対し、心身のケア、育児支援等を行う産後ケアを実施します。

実施にあたって、町は県と連携を図るとともに、必要に応じて医療体制との連携を図るよう努めます。

確保の方策	福島県助産師会と連携し、供給体制の確保はできています。
今後の方向性	福島県助産師会と連携強化を図り、サービス量の確保に努めます。

単位：人日

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
実績	7	1	2	3	1

単位：人日

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	3	3	3	3	3
確保方策	3	3	3	3	3
比較	0	0	0	0	0

7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月から実施された幼児教育・保育の無償化に伴い、新たに「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。これは、従来から「子どものための教育・保育給付」の給付対象とされていた新制度幼稚園、認可保育所等に通うことに加え、確認を受けない幼稚園や認可外保育施設等に通うことでの施設利用料に対する給付制度として設けられたものです。

この給付の実施にあたっては、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、施設の要望も考慮しつつ給付方法を検討し、継続して公正かつ適正な給付を行います。

8 教育・保育の一体的提供の推進

(1) 認定こども園の普及及び推進

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況によらずこどもを受け入れる施設であり、国においても、普及に向けた取組が進められています。

町においては、私立保育所1施設が令和8年度に認定こども園への移行を検討しています。認定こども園の普及及び推進に向けて、移行を希望する施設の円滑な移行を支援します。

(2) 質の高い教育・保育についての基本的考え方

こどもの最善の利益を第一に考え、こどもに質の高い教育・保育を提供するために各種施策を検討し実施を図ります。

障がいのあるこどもをはじめとしたすべてのこどもたちに発達に応じた質の高い教育・保育の提供ができるよう努めます。

(3) 地域子ども・子育て支援事業についての基本的考え方とその推進方策

すべてのこどもの家庭や状況に応じ、妊娠期から切れ目のない支援が受けられるよう健やかな育ちを支援し、地域子ども・子育て支援事業を実施します。

(4) 教育・保育施設と地域型保育事業並びに保育所と小学校の連携の推進

本町における教育・保育施設と地域型保育事業は、連携して就学前の子どもの保育二一ズの受け皿となるよう、今後も情報提供や支援を行い関係機関との連携を強化します。

また、保育所及び幼稚園、小学校との間では、こどもの発達についてなどの情報提供や連携体制の強化に努めます。

第6章 計画の推進に向けて

1 推進の体制

(1) 家庭や関係機関等との連携

子育てを社会全体で支援していくためには、行政だけでなく、家庭や地域、教育・保育関係機関の連携・協働が必要です。

本計画の推進にあたっては、家庭をはじめ、幼稚園、保育所、その他関係団体・関係機関との連携を深め、情報の共有化を図りながら、事業の推進・調整に取り組みます。

また、家庭や地域、教育・保育関係機関、行政それぞれが、子育てやこどもの健全育成に対する責任や自ら果たすべき役割を認識し、互いに協力しながら、子育て支援に関わる様々な施策を計画的・総合的に推進します。

(2) 地域の人材の確保と連携

子育てに関する市民の多様なニーズに対応するため、幼稚園教諭、保育士等の事業に携わる職員の研修を実施、支援するとともに、子育てに関わる資格取得者だけでなく、ボランティアや子育て経験者、高齢の方など、地域の様々な子育てを支援する幅広い人材の確保と育成に努めます。

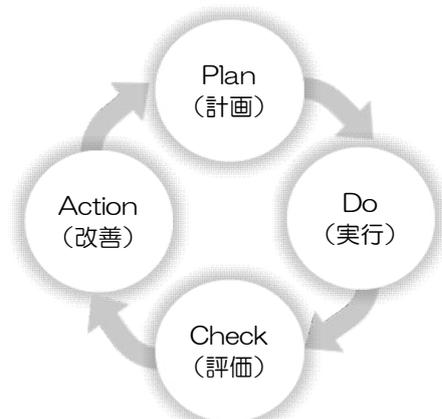
2 計画の進捗状況の管理と評価

計画の実現のためには、計画に即した事業がスムーズに実施されるように管理するとともに、計画の進捗状況について需要と供給のバランスが取れているかを把握し、実施状況及び成果を点検・評価します。このため、下記のようなPDCAサイクルにより、事業の進捗を把握するだけでなく、定期的にその進捗を把握し、分析・評価のうえ、課題等がある場合には随時、対応します。

なお、当初の計画に対して「量の見込み」や「確保方策」などに大きな開きがある場合には、計画の見直しを行います。

ただし、計画の見直しを行った後の事業計画の期間は、当初の計画期間（令和11年度）までとします。

《PDCAサイクル》





第3期南会津町子ども・子育て支援事業計画

(令和7年度～11年度)

発行：令和7年3月

編集：南会津町健康福祉課

〒967-0004

福島県南会津郡南会津町田島字後原甲 3531 番地 1

TEL 0241-62-6170
